

第3章

基本理念と施策の体系

第3章 基本理念と施策の体系

第1節 基本理念

「みんなで築く健康・長寿のまち」

本市では、健康づくりや介護予防を推進し、活動的な高齢者を増やします。そして、地域共生社会*の実現を視野に入れ、高齢者等が住み慣れた地域で日常生活を継続できるように医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を充実させていきます。これは、自助・互助・共助・公助が補完し合うことで、より推進できるものであり、市民と一緒に「みんなで築く健康・長寿のまち」の実現に向けて取り組んでいきます。

- 自助 自らの責任で、自分自身が行うこと、努力すること
- 互助 家族、近隣、友人、ボランティア等による助け合い（地域住民による相互扶助）
- 共助 介護保険サービスなどの社会保障制度（社会保険のような制度化された相互扶助）
- 公助 自助、互助、共助では対応できないことについて、行政が行うこと

※ 地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会











1 令和7年度（2025年度）に基本目標（ありたい姿）を実現するために推進する市の地域包括ケアシステム

- 市民の自助・互助による集まる場が増え、市民一人ひとりが「お互いさま」の気持ちで在宅生活を支える体制がある。
- 医療と介護サービスが円滑に連携し、在宅生活を支える体制がある。
- 地域活動への参加により、生きがいづくりや介護予防（重度化防止）ができる機会が増える。
- 個別および地域の課題を、解決に向けて話し合う機会が増える。

2 令和3年度から令和5年度（2021年度から2023年度）に目指す牧之原市の地域包括ケアシステム構築のための重点項目

- (1) 自立支援、介護予防、重度化防止の取組の充実
- (2) 認知症予防と認知症になっても自分らしく生活できる環境づくり
- (3) 人と人、人と社会が繋がり相互に支えあう地域づくり
- (4) 医療・介護連携体制の充実
- (5) 介護サービス基盤整備と人材確保の一体的な推進
- (6) 総合的な相談支援の推進

第2節 施策の体系

基本理念	基本目標【ありたい姿】	SDGs
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; font-size: 2em; font-weight: bold;">みんなので築く健康・長寿のまち</p> 	<p>1 いつまでも健康で楽しく過ごそう</p> <p>高齢者が、自ら心身の健康づくりや介護予防に取り組むことを目指します。 また、元気な高齢期を迎えるため、若い頃からの生活習慣病の予防や疾病の早期発見などを推進します。</p>	
	<p>2 趣味や生きがいを持って自分らしく生きよう</p> <p>高齢者が、生きがいを感じ、いきいきと自分らしく充実した生活を送ることを目指します。 就労や社会参加活動、趣味などに積極的に取り組み、自らが家庭や地域社会を支える一員として地域に貢献することを推進します。</p>	 
	<p>3 家族や地域で認め合い共に支え合おう</p> <p>高齢者が、家庭や地域の中で孤立せず、安心した生活を送ることを目指します。市民一人ひとり「我が事・丸ごと（お互いさま）」の気持ちで、共に助け合い支え合って暮らしていける地域での仕組みづくりを推進します。</p>	  
	<p>4 安心した生活を送ろう</p> <p>高齢者とその家族が、必要な時に適切で切れ目のない介護・福祉・医療サービスを利用できることを目指します。 また、市民からの様々な相談に適切に対応するため、民生委員・介護支援専門員・地域包括支援センター・行政などの関係機関がお互いに連携を強めることで、相談しやすい環境をつくり、安心した生活を送ることができるよう推進します。</p>	  

方向性【ありたい姿に向かっていくための方向性】		地域包括ケアシステム重点項目 (P. 43 から)	重点取組項目
市民の皆さんが取り組むこと	公共機関が取り組むこと	令和3年度から令和5年度(2021~2023年度)	
自助・互助・共助・公助			
<ul style="list-style-type: none"> ○みんなで声を掛け合い、健診・検診を受けて健康な生活を続けましょう。 ○自分に合った運動を仲間と一緒に楽しく続けましょう。 ○生活活動に見合った食事を楽しく食べましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症や寝たきりなどの要介護状態にならないための知識を普及し、一人ひとりが実践できるよう支援します。 ○より効果的な介護予防を行うため、介護・医療情報を分析します。 ○要介護状態に近い人へは、重度化防止のための専門的なサービスを提供します。 ○身近な場所で運動(社会活動や自立した生活も含む)を継続できる機会を増やします。 	(1) 自立支援、介護予防、重度化防止の取組の充実	1) フレイルの予防と重度化防止 リハビリ職などの通いの場への関与を強化し効果的なロコモ・フレイル予防を推進します。 2) 介護予防のための通いの場への移動手段の充実 多様な通いの場への参加を支援するため既存の移動資源を活用すると共に、移動を支援する仕組みについて検討します。 3) 通いの場の充実と社会参加 社会活動に参加することは、認知症予防や介護予防にも効果的です。週1回以上の外出を推進するとともに活動内容の充実を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> ○若い頃から趣味を持ち、仲間と一緒に楽しく続けましょう。 ○家庭や地域の中でできるだけ自分の役割を持ち、お互いにその役割を認め合い、感謝の気持ちを持ちましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の経験・特技や知識を活かせる場をコーディネートする仕組みづくり、ボランティア活動や就労を通じて地域に貢献することを支援します。 ○趣味を持つことの大切さを伝え、活動を発表する場や高齢者が参加できる行事、気軽に集える場を提供し、生きがいづくりを支援します。 		4) 心地よい第三の場作りの支援 新たな趣味や生きがい活動を始めたり継続するための支援を実施します。 5) 認知症になっても自分らしく生きる 自分が出来ること、やりたいことを出来るだけ続け、周りはそれを長く続けられるよう支援します。
<ul style="list-style-type: none"> ○家族との会話や一緒に過ごす機会を心がけて増やすなど、日頃から家族の結びつきを大切にしましょう。 ○あいさつや声かけをするなど、近所と顔の見える関係づくりを進め、地縁・地域とのつながりを大切にしましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○市民、自治会、民生委員、社会福祉協議会等との連携を強化し、地域による見守り体制を充実するとともに、地域の主体的な取組を支援します。 ○地域住民の「つながり」を見つめ直し、家庭や地域で共に支え合う体制づくりを支援します。 	(3) 人と人、人と社会が繋がり相互に支えあう地域づくり	6) ご近所での見守り、支えあい活動の実施 地域での見守り支援のネットワーク構築など、地域づくり活動がより活発化し、相互に助け合う仕組みが充実するよう支援します。 一人暮らしや認知症がある人も見守られる体制づくりを実施します。
<ul style="list-style-type: none"> ○日頃から、生活の中で自分ができることは継続し、生活力を高めておきましょう。 ○加齢や病気、災害などで日常生活に不自由がでてきた時に備え、相談先を把握しておきましょう。 ○在宅医療や介護保険の制度、サービス提供機関、利用方法について理解しましょう。 ○福祉・介護サービスの利用に対して、偏見のない地域づくりを目指しましょう。 ○介護が必要となった場合は、介護保険サービスを適切に選択し、残存する能力の維持向上を目指しましょう。 	【福祉関係】 <ul style="list-style-type: none"> ○生活の不安や悩み等の様々な相談に対し、関係する機関との連携力を強めることで相談体制の充実に努めます。 ○フォーマルサービス・インフォーマルサービスなど、個々に適したサービスのコーディネートの実現に努めます。 【医療関係】 <ul style="list-style-type: none"> ○医療からみた地域包括ケアシステムの構築に努めます。 ○医療介護の関係者の資質向上及び人材育成に努めます。 ○市民に在宅医療の現状や在宅療養・介護のあり方について周知を図ります。 【介護関係】 <ul style="list-style-type: none"> ○介護を必要とする高齢者の自立支援とサービスの普及、質の向上に努めます。 ○介護保険事業及び地域包括ケアシステムの啓発に努めます。 ○介護サービスを支える人材の確保に取り組みます。 	(3) 人と人、人と社会が繋がり相互に支えあう地域づくり	7) 認知症ケアの充実 医療・介護など専門職のケアの向上を図り、本人・介護者への支援を充実します。 8) 地域ケア会議の充実と円滑な運用 行政だけでなく地域や関係機関と連携し、地域課題の解決に努めます。
		(4) 医療・介護連携体制の充実	9) 地域の医療機関との連携強化 地域の拠点病院をはじめとする医療機関と連携し、医療サービスの維持を図ります。
		(5) 介護サービス基盤整備と人材確保の一体的な推進	10) 医療・介護サービスを支える人材の確保 医療・介護の専門職や生活支援の担い手、ボランティア等の確保を推進します。 11) 在宅サービスの充実と質の向上 質の高い介護保険サービスの充実を図ります。
		(6) 総合的な相談支援の推進	12) 総合的な相談支援・家族支援 世帯をまるごと把握し、問題を取り巻く全体像から、社会資源の活用を通して、より適切な相談・支援体制を構築します。

第3節 今期計画に対する指標

次のように、前ページ重点取組項目別に指標を設定します。指標は、毎年評価するものと次期計画策定時に評価するものの2種類があります。

重点取組項目 1) フレイルの予防と重度化防止

地域包括ケアシステム重点項目(1)	指標項目		見込み値	計画値		
			令和2年度(2020年)	令和3年度(2021年)	令和4年度(2022年)	令和5年度(2023年)
ア	リハビリテーションに関する専門的知見者の活用回数	福祉分野	193回	231回	236回	252回
		保健分野	22回	27回	26回	25回
イ	運動機能低下該当率		22.3%	令和4年度実施の調査を令和5年度評価とする。		低下
ウ	通いの場における後期高齢者の質問票を実施した延べ人数		300人	1,000人	1,200人	1,400人
エ	要支援1・2および要介護1の認定者の日常生活自立度J2の割合		9.72%	9.85%	9.90%	9.95%
オ	通所Cと訪問Cの卒業後に通いの場へつながった割合		75%	80%	85%	90%
カ	通所C参加者のTUG数値の改善率		75%	80%	80%	80%

重点取組項目 2) 介護予防のための通いの場への移動手段の充実

地域包括ケアシステム重点項目(2)	指標項目		見込み値	計画値		
			令和2年度(2020年)	令和3年度(2021年)	令和4年度(2022年)	令和5年度(2023年)
ア	移動手段(自主手段以外)を使って通いの場に参加した人の人数		27人	32人	37人	42人
イ	移動手段が活用できる通いの場の数		4か所	5か所	6か所	7か所
ウ	移動支援を担うボランティア等への支援		5団体	3団体	5団体	5団体

重点取組項目 3) 通いの場の充実と社会参加

地域包括ケアシステム重点項目(1)	指標項目		見込み値	計画値		
			令和2年度(2020年)	令和3年度(2021年)	令和4年度(2022年)	令和5年度(2023年)
ア	週に1回以上は外出している人の割合	一般・要支援高齢者	86.4%	令和4年度実施の調査を令和5年度評価とする。		90.0%
		総合事業対象者	85.3%	令和4年度実施の調査を令和5年度評価とする。		90.0%
イ	週5回以上外出する人の割合	一般・要支援高齢者	28.0%	令和4年度実施の調査を令和5年度評価とする。		30.0%
		総合事業対象者	15.5%	令和4年度実施の調査を令和5年度評価とする。		17.0%
(2)	ウ	1回/月以上の通いの場	105か所	105か所	105か所	105か所
		参加率	22.8%	22.0%	22.0%	22.0%
エ	昨年と比べて外出の機会が減っていない人の割合	一般・要支援高齢者	67.4%	令和4年度実施の調査を令和5年度評価とする。		70.0%
		総合事業対象者	60.4%	令和4年度実施の調査を令和5年度評価とする。		63.0%

重点取組項目 4) 心地よい第三の場作りの支援

地域包括ケアシステム重点項目(1)	指標項目		見込み値	計画値		
			令和2年度(2020年)	令和3年度(2021年)	令和4年度(2022年)	令和5年度(2023年)
ア	高齢者の地域活動への参加率	一般・要支援高齢者	29.9%	令和4年度実施の調査を令和5年度評価とする。		32.0%
		総合事業対象者	25.0%	令和4年度実施の調査を令和5年度評価とする。		27.0%
イ	住民主体の高齢者が集う場所の数(1回/月以上)		361か所	363か所	365か所	367か所
ウ	65歳以上で月1回以上地域活動(ボランティア)に参加する人の割合	一般・要支援高齢者	15.4%	令和4年度実施の調査を令和5年度評価とする。		17.0%
		総合事業対象者	36.1%	令和4年度実施の調査を令和5年度評価とする。		38.0%
エ	生活支援コーディネーターによるニーズとサービスのマッチング回数		10回	20回	30回	40回

重点取組項目 5) 認知症になっても自分らしく生きる

地域包括ケアシステム重点項目(2)	指標項目		見込み値	計画値		
			令和2年度(2020年)	令和3年度(2021年)	令和4年度(2022年)	令和5年度(2023年)
ア	認知症の人が住み慣れた場所で暮らしている率		58.8%	60.0%	62.0%	64.0%
イ	家族支援の場の数		6か所	6か所	6か所	6か所
ウ	認知症の人を理解する啓発の回数		1回	3回	3回	3回
エ	認知症にならないための予防啓発回数		50回	100回	100回	100回

重点取組項目 6) ご近所での見守り、支えあい活動の実施

地域包括ケアシステム重点項目(2)	指標項目		見込み値	計画値		
			令和2年度(2020年)	令和3年度(2021年)	令和4年度(2022年)	令和5年度(2023年)
ア	助け合って暮らしていると感じる人の割合	実利用者数	65.6%	令和4年度実施の調査を令和5年度評価とする。		68.0%
		年間延利用回数	10人	11人	12人	13人
イ	有償訪問ボランティア「あるたす」の利用	年間延利用回数	290回	320回	350回	380回
		年間延利用回数	290回	320回	350回	380回
ウ	暮らしの中で地域のつながりは必要だと思う人の割合		86.6%	令和4年度実施の調査を令和5年度評価とする。		89.0%
エ	見守りネットワークへの加入事業所数		76か所	77か所	78か所	79か所
オ	認知症サポーターの新規養成者数		100人	300人	350人	400人

重点取組項目 7) 認知症ケアの充実

地域包括ケアシステム重点項目(2)	指標項目		見込み値	計画値		
			令和2年度(2020年)	令和3年度(2021年)	令和4年度(2022年)	令和5年度(2023年)
ア	認知症に関わる関係者のスキルアップ研修会回数		1回	1回	1回	1回
イ	認知症に関する相談窓口の認知度		34.7%	令和4年度実施の調査を令和5年度評価とする。		42.0%
ウ	認知症の相談件数	地域包括支援センター	308件	311件	313件	315件
		健康推進課	20件	25件	30件	30件
エ	認知症初期支援チームの対応件数		1件	3件	3件	3件

重点取組項目 8) 地域ケア会議の充実と円滑な運用

地域包括ケアシステム重点項目(3)	指標項目		見込み値	計画値		
			令和2年度(2020年)	令和3年度(2021年)	令和4年度(2022年)	令和5年度(2023年)
ア	地域ケア推進会議の実施回数		30回	35回	36回	40回
イ	地域ケア会議開催件数割合		1.9%	2.0%	2.1%	2.2%
ウ	生活支援協議体による地域課題の検討テーマ数		2件	0件	2件	2件

重点取組項目 9) 地域の医療機関との連携強化

地域包括ケアシステム重点項目(4)	指標項目		見込み値	計画値		
			令和2年度(2020年)	令和3年度(2021年)	令和4年度(2022年)	令和5年度(2023年)
ア	医療系サービスの事業所数 実績事業所数(市内事業所再掲)		16(4)か所	16(4)か所	16(4)か所	16(5)か所
イ	医療系サービスの利用者数・利用回数	利用者数	279人	298人	303人	305人
		利用回数	1,712回	1,888回	1,930回	1,940回
ウ	看取りのDVDによる啓発回数		22回	20回	20回	20回
エ	訪問看護サービスの認知度		67.1%	令和4年度実施の調査を令和5年度評価とする。		75.0%
オ	在宅医療・介護連携推進会議の開催数		2回	2回	2回	2回
カ	基幹病院での在宅看取り数		110人	112人	113人	115人

重点取組項目 10) 医療・介護サービスを支える人材の確保

地域包括 ケア システム 重点項目 (5)	指標項目	見込み値	計画値		
		令和 2年度 (2020年)	令和 3年度 (2021年)	令和 4年度 (2022年)	令和 5年度 (2023年)
	ア 介護人材確保研修の実施回数	1回	1回	2回	1回
	イ 介護事業所およびボランティア等へのマッチングの実施人数	14人	20人	32人	20人
	ウ らいふサポーター養成講座により養成されたボランティアの人数	0人	20人	0人	20人

重点取組項目 11) 在宅サービスの充実と質の向上

地域包括 ケア システム 重点項目 (5)	指標項目	見込み値	計画値		
		令和 2年度 (2020年)	令和 3年度 (2021年)	令和 4年度 (2022年)	令和 5年度 (2023年)
	ア 集団指導への事業者参加率		95.8%	95.8%	95.8%
	イ ケアプラン点検の実施事業所数	14か所	14か所	14か所	14か所

重点取組項目 12) 総合的な相談支援・家族支援

地域包括 ケア システム 重点項目 (6)	指標項目		見込み値	計画値		
			令和 2年度 (2020年)	令和 3年度 (2021年)	令和 4年度 (2022年)	令和 5年度 (2023年)
	ア 重層的な相談 に関与した件 数実績	地域包括支援センター	520件	520件	520件	520件
		成年後見サポートセンター	200件	200件	200件	200件
	イ 委託相談支援機関の専門職の人数		30人	30人	30人	30人
	ウ 高齢者にかかる行政内部の勉強会 実施回数		0回	0回	1回	1回

第4章

基本目標を達成するための分野別施策

第4章 基本目標を達成するための分野別施策

第1節 高齢者福祉事業

高齢者を多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として敬愛し、高齢者の心身の健康の保持と生活の安定を図ります。また、高齢者が豊富な知識と経験を活かして、就労や社会参加活動、趣味などに積極的に取り組むことで、生きがいを持ち、自分らしく充実した生活を送ることができるよう取り組みます。

1 高齢者ふれあい・いきいきサロン事業への支援

【事業概要】

高齢者ふれあい・いきいきサロン事業は、高齢者の閉じこもり防止や生きがいづくりにつながり、介護予防において効果が期待できる事業です。

【現状と課題】

- ・サロン協力員の人材不足や高齢化が進んでいます。
- ・参加者の高齢化もあり、会場までの移動手段の確保が難しい状況です。
- ・活動回数としては、月1回の団体が最も多くなっています。

【実施状況および事業量の見込み】

		実績値			計画値		
		平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
団体数 (団体)	計画値	45	46	47	40	41	42
	実績値	44	41	39			
参加者数 (人)	計画値	1,200	1,240	1,260	910	920	930
	実績値	1,091	986	899			
協力員数 (人)	計画値	290	300	310	310	315	320
	実績値	320	314	306			

【実施方針】

- ・社会福祉協議会の支援により、公民館等で実施するサロン事業において、介護予防の要素を多く取り入れられるよう、健康推進課と協力しながら支援します。
- ・週1回程度外出することが介護予防や閉じこもり防止に効果的であるため、サロン開催会場までの移動手段の確保について検討し、サロンの参加を推進します。

2 シニアクラブ（老人クラブ）活動への支援

【事業概要】

シニアクラブは、地域の高齢者自らの生きがいを高め、健康づくりを進める活動を行うとともに、親睦が図れるような多様な活動の場づくりの取組を行い、地域貢献も期待できる団体です。

【現状と課題】

- ・現役で働く高齢者の増加や趣味の多様化の影響からか、クラブ数および会員数の減少が進んでいます。また、代表者および役員の人材確保が難しい現状があります。
- ・代表者および役員負担として、補助金申請等の煩雑な事務手続きや会計処理、行事の準備や、活動に参加されない会員等への声かけなどがあります。
- ・クラブ数や会員数は減少していますが、市老人クラブ連合会に登録せずに活動している団体があるため、現状把握に努めます。
- ・新規加入者が少ないことで、クラブ加入者の平均年齢が年々上がっています。

【実施状況および事業量の見込み】

		実績値			計画値		
		平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
対象者数※ (人)	計画値	17,109	17,192	17,288	17,394	17,387	17,364
	実績値	17,132	17,284	17,333			
団体数 (団体)	計画値				21	21	21
	実績値	30	29	21			
加入者数 (人)	計画値	2,108	2,108	2,108	1,220	1,220	1,220
	実績値	1,447	1,315	1,222			
加入率 (%)	計画値	12.3	12.3	12.2	7.01	7.02	7.03
	実績値	8.45	7.61	7.05			

※ 対象者数：60歳以上の高齢者数 住民基本台帳より

平成30年度～令和2年度の実績値は、各年4月1日現在の住民基本台帳人口より

令和3年度以降の計画値は、住民基本台帳人口をもとにコーホート変化率法を用いて推計

【実施方針】

- ・クラブ数や会員数の維持に向け、活動の紹介等について広報紙、SNS等を用いた啓発活動を行います。
- ・代表者、役員負担を軽減するため、補助金申請に係る事務手続きについて、わかりやすいマニュアルの作成および窓口等での支援をします。

3 敬老事業

【事業概要】

長年にわたり、社会の発展に貢献してきた高齢者に感謝の気持ちを伝え、その長寿をお祝いしています。

【現状と課題】

- ・市長による百歳長寿者訪問事業を実施しています。
- ・敬老の日に合わせて、88歳の方にお菓子券の配布、誕生月に合わせて、75歳の方にメッセージカードの送付等を実施しています。
- ・敬老の日や老人週間を利用して、市の広報紙やホームページの活用により、家庭、地域社会、職場、学校などで高齢者との関わりを深めてもらうよう、啓発活動を進めています。

【実施方針】

- ・敬老の日や老人週間を利用して、敬老意識の啓発を進めていきます。
- ・広報紙で地区敬老会や地域で活躍する元気な高齢者に関する記事を掲載し、市民の敬老意識を高め、地域に貢献する高齢者を応援します。

4 その他の高齢者支援事業

【事業概要】

高齢者が住み慣れた地域で安全に安心して住み続けることができるよう、庁内各部署・関係機関と連携して支援をしています。

(1) 生涯学習の推進

高齢者の生きがいづくりや健康づくり、世代間交流、社会参加促進のため、様々な学習機会の確保、スポーツ活動や芸術文化活動等の機会の充実を図っています。

(2) 福祉の担い手の確保および育成

社会福祉協議会が主体となり、児童・生徒によるボランティアの普及促進や、将来の地域づくりの担い手育成のため、小学生、中学生、高校生それぞれに応じたボランティア活動および福祉体験を推進しています。

(3) 高齢者の就労促進

高齢者が長年培ってきた知識、技術、経験を活かし、健康で生きがいのある生活の実現のために、シルバー人材センターや介護保険事業所等と連携して、就労促進を行っています。収入確保のためだけでなく、高齢者の自立支援や介護予防の面からも、就労支援が重要になります。

シルバー人材センターや、介護保険施設での雇用環境を整備することで、短時間の介護補助や日常生活支援など高齢者の働く場の確保を目指します。

(4) 高齢者の居住環境等の整備

高齢者が生活に適した居住環境や必要な生活支援が確保された住まいが選択できるよう、介護保険の居住系サービス提供施設や有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等の実情把握および情報提供に努めます。

また、経済状況、生活環境、親族関係等に事情を抱える高齢者の住まいを確保します。

【整備状況】

区 分		令和3年4月1日(見込み)
軽費老人ホーム (ケアハウスたきび塾)	施設数(か所)	1
	施設定員数(人)	50
サービス付き高齢者向け住宅 (さつきの郷)	施設数(か所)	1
	施設定員数(人)	20
養護老人ホーム (相寿園)	施設数(か所)	1
	施設定員数(人)	50

※ 一部事務組合で運営を行っている養護老人ホームは、令和3年4月1日から市営となります。

(5) 交通安全・防犯・防災対策

高齢者が安全に安心して生活を送ることができるよう、消防署などの関係機関と連携し、交通安全、防犯、防災対策の啓発および推進を行っています。

また、高齢者の運転による交通事故減少を図るため、令和元年度から、高齢者運転免許証自主返納支援事業を実施しています。

(6) 通いの場への移動支援

ふれあい・いきいきサロンやシニアクラブ(老人クラブ)等の通いの場への参加者が減少しています。その要因の一つは通いの場への移動手段がないことです。互助(家族・住民同士の助け合い)・共助(社会福祉法人等のボランティア)・公助(公共交通機関)の移動資源の充実を図るとともに、移動支援の仕組みについて検討していきます。

また、福祉部門と交通部門が、分野を越えて交通弱者のニーズや課題を共有し、共に課題解決に取り組みます。

(7) 協力事業者による高齢者等見守りネットワーク事業

【事業概要】

高齢者と接することが多い事業者と市が協定を締結し、日常業務の中でのさりげない見守りによって、何らかの異変に気付いた場合に市へ連絡し、早期発見、必要な支援につなげていきます。

【現状と課題】

- ・平成25年（2013年）2月に「牧之原市高齢者等見守りネットワーク事業」が47事業者の協力により始まりました。令和2年10月時点では、76事業者が協力事業者登録をしています。

【実施方針】

- ・登録した協力事業者に対し、認知症や高齢者虐待、消費者被害などに関する研修会を行い、見守り力の向上を図っていきます。
- ・協力事業者による連絡網を作成し、ネットワークの体制を強化します。

5 総合的な相談窓口の充実と関係機関とのネットワーク構築

【事業概要】

各種福祉サービスや介護保険制度の受付窓口および高齢者・障がい者・子ども・生活困窮・健康等に関する相談窓口を総合健康福祉センターさざんかに集約し、市民からの相談内容を包括的に把握し、適切な機関、制度、サービス利用につなげています。

【現状と課題】

- ・様々な分野の課題が絡み合って複雑化し、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とする状況が増えています。
- ・社会的孤立、ダブルケア、8050世帯など世情を反映した相談に対し、対象者ごと『縦割り』の支援体制では対応が困難であり、世帯を丸ごと把握し、対応する支援体制が必要です。
- ・関係部署との庁舎内連携とともに、地域包括支援センターや障害相談支援事業所、生活困窮者自立相談支援機関、成年後見サポートセンターなどの相談支援事業所および、民生委員や高齢者等見守りネットワーク事業所、警察等、関係機関との連携が重要です。

窓口場所 分野	総合健康福祉センター さざんか	相良庁舎	その他
高齢分野	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターオリーブ ・社会福祉課(高齢者福祉) ・長寿介護課(介護保険) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターさがら ・市民課相良窓口係(介護保険) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターさんいく(株笠原産業本社ビル)
障がい分野	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援センターやまぼと ・社会福祉課(障がい者福祉) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援センターつばさ 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談室こころ(NPO 法人こころ榛原事務所)
子ども分野	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもセンター(家庭児童相談室) 		
生活困窮分野	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉課(生活保護) 		<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立相談支援機関(い〜ら)
権利擁護分野		<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見サポートセンター 	

【実施方針】

- ・様々な分野が関係する諸問題に対し、行政と関係機関（地域包括支援センター、障害相談支援事業所、社会福祉協議会、医療機関、警察、消防、民生委員等）が情報を共有することで解決に向けた連携の強化を図り、相談支援体制の充実と質の向上を図ります。
- ・複雑化した相談に対し、世帯を丸ごと把握し、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮等の関係部署および関係機関が、協働して相談支援を行う体制の構築に努めます。
- ・様々な分野を超えて協働した支援ができるよう、行政と関係機関で研修を行います。

6 高齢者の権利擁護のための取組

(1) 高齢者の虐待防止

【事業概要】

高齢者の虐待防止と早期発見・早期対応を行うことを目的として、相談窓口の設置や関係機関や民生委員、介護サービス事業所等との連携を図り、高齢者の権利・利益を擁護します。

【現状と課題】

- ・ 高齢者虐待の防止および早期発見のために、市民や各種団体等へ啓発活動や相談先の周知を図っています。
- ・ 近年、養介護施設従事者による虐待や、障がいや生活困窮といった課題を抱える家族による虐待が増加傾向にあります。
- ・ 市の高齢者虐待対応マニュアルを整備し、虐待通報があった場合は、関係機関と連携・協議のうえ、適切な対応を心がけています。

【実施方針】

- ・ 市の広報紙やホームページ、講習会などで、虐待に関する知識を広く市民や介護事業所、高齢者等見守りネットワーク事業所へ啓発することにより、虐待の防止を図ります。
- ・ 虐待を受けた高齢者の保護や養護者への対応について、地域包括支援センターや障がい相談支援事業所、介護支援専門員、民生委員、警察等の関係機関と連携を図り、適切かつ迅速な対応を行います。また、養介護施設従事者による虐待について、要介護施設担当部署と協働して、事実確認や対応を行います。
- ・ 介護者の負担軽減、介護離職防止、虐待予防のため、必要に応じた在宅サービスや施設入所を支援します。
- ・ 介護者の集まりの場や介護経験者との相談会など、高齢者を介護する家族への支援を充実し、虐待を未然に防ぎます。

(2) 消費者被害の防止

【事業概要】

地域包括支援センターや警察、市民相談センターなどの関係機関と連携を図り、高齢者の消費者被害に対する啓発や情報発信を行うことにより、被害の防止を図ります。

(3) 日常生活自立支援事業

【事業概要】

社会福祉協議会が実施している事業で、生活支援員が認知症等により日常生活に不安のある方や判断能力が十分でない方に代わって、介護サービス等の利用手続きや日常的な金銭管理などを行います。

【現状と課題】

- ・認知症の症状や障がいの状況により、著しく判断力が低下した場合は、成年後見制度への移行が必要となります。
- ・権利擁護が必要な事案に関し、司法と福祉の専門職により協議する場を令和2年4月に設置し、日常生活自立支援事業の利用や、成年後見制度への移行について協議しています。
- ・平成30年度の利用者が16人だったのに対し、令和2年度の利用者は20人に増加しました。

【実施方針】

- ・社会福祉協議会と連携し、権利擁護が必要な高齢者について、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用に繋げていきます。
- ・利用者の状況により、成年後見制度へ円滑に移行できるよう、社会福祉協議会や成年後見センターと連携し、移行時期や移行後の支援体制について協議していきます。

(4) 成年後見制度の活用促進

第1次 牧之原市成年後見制度利用促進基本計画

1) 基本計画の目的

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的、計画的な推進を図るために策定するものです。

2) 基本計画の概要

① 基本計画の位置づけ

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項において、市町村は、国の基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされており、本計画は関連計画である「牧之原市第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」と一体的に連動して取り組み、「牧之原市地域福祉計画」との整合、連携を図ります。

② 基本計画の期間

計画期間は令和3年度から令和5年度までの3か年です。
今後、「第4次牧之原市地域福祉計画」の策定にあたっては、本計画を該当する部分に統合していく予定です。

③ 計画策定のための取組および体制

令和2年1月に牧之原市成年後見制度利用促進審議会を設置し、司法書士、社会福祉士、福祉関係者、民生委員等により基本計画策定に関し審議を重ねました。

3) 成年後見制度に関する課題

次の課題は、平成 30 年度実施「牧之原市成年後見体制検討会」、高齢者の暮らしと介護についてのアンケート調査から抜粋した結果です。

課題 1 制度について知られていない

市民を対象とするアンケート調査のなかで、成年後見制度について尋ねたところ、成年後見制度について、「言葉は聞いたことがあるが、内容は知らない」が 44.0%、「言葉も内容も知らない」が 23.2%となっており、制度が浸透していないことがうかがえます。

また、福祉施設や介護事業所等の関係者であっても、制度を利用するメリットや、制度内容の理解が不十分な現状にあります。

課題 2 成年後見制度の受け皿不足

市民を対象とするアンケート調査のなかで、将来的に判断能力が低下したときに成年後見制度を「利用したい」と思う人が 20.3%を占めており、将来的なニーズがあることがうかがえます。

一方で、成年後見人等は、専門職が 7割を占めている現状にあり、令和元年度に市が実施した需要・供給量調査によると、令和 5 年度までに、市内で専門職の受け皿が不足することが想定されます。

専門職以外の担い手として、法人後見や市民後見人を育成する必要があります。

課題 3 相談体制の充実

成年後見制度に関して、福祉支援者の相談先となる専門機関が必要です。

また、市長申立てが必要な事案や日常生活自立支援事業からの移行が必要な事案など、制度の利用に関することや、後見人と対象者のマッチングに関して、高齢・障がい分野が分け隔てなく、多職種で検討できる体制が必要です。

課題 4 後見人の支援

後見人選任後、他の支援者が離れてしまい、後見人任せになるという声がありました。後見人が相談する窓口を整備するとともに、後見人と共にチームで対象者を支える地域連携ネットワークの構築が必要です。

課題 5 成年後見制度利用支援事業の推進

所得や資産の有無に関わらず、成年後見制度の利用が必要な人が、制度を利用できるようにするため、市からの助成事業が必要です。

身寄りがいない、経済的虐待等の理由で親族による申立てが期待できない事案が増えていることから、市長申立てを推進する必要があります。

4) 取組と実施方針

① 中核機関の運営

令和2年4月に設置した成年後見サポートセンター（委託先：牧之原市社会福祉協議会）が、市と共同で地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関を運営しています。

中核機関では、成年後見制度の広報・啓発、一次相談窓口となる福祉支援者からの同制度に関する総合相談、受任者調整等の制度利用促進、チーム会議の開催等の後見人支援に取り組んでいきます。

【実施状況および事業量の見込み】

		見込み値	計画値		
		令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
相談延べ件数（件）	計画値	350	360	370	380
	実績値	350			
成年後見制度新規利用者数（人）	計画値	10	12	14	16
	実績値	11			
成年後見制度の認知度（%）	計画値	29.1			35.0
	実績値	29.1			

※ 一次相談窓口である地域包括支援センターへの相談件数は、P. 120に記載。

※ 成年後見制度新規利用者数は、各年1月1日から12月31日の人数。

② 市民後見人の育成

令和2年度から、身近な地域で権利擁護が必要な方を見守るために市民後見人を育成しています。令和2年度に実施した市民後見人養成講座を4名が受講しました。令和3年度に実施する実務研修などの動向を踏まえ、市民後見人の育成数を見直していきます。

また、市民後見人が適正かつ安定的に活動できるよう中核機関がバックアップを行っていきます。

【実施状況および事業量の見込み】

		見込み値	計画値		
		令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
市民後見人養成講座受講者数（人）	計画値	4		6	
	実績値	4			
市民後見人登録者数（人）	計画値		4		10
	実績値				

③ 成年後見制度利用支援事業

身寄りがいない、経済的虐待等の理由で、成年後見制度が必要な状況であっても制度の活用ができない場合、市長申立てを実施しています。

【実施状況および事業量の見込み】

		見込み値	計画値		
		令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
市長申立て件数(件)	計画値	2 (高1・障1)	3 (高2・障1)	3 (高2・障1)	3 (高2・障1)
	実績値	2 (高1・障1)			

※ ()内は、利用者の内訳。高は高齢者、障は障がい者の利用件数を掲載。

収入・資産の少ない対象者を受任している成年後見人等に対し、報酬を助成することで、制度利用を支援します。令和2年度に、報酬助成の規定を見直し、市長申立てを実施していない制度利用者に対しても助成ができるように取り組んでいきます。

【実施状況および事業量の見込み】

		見込み値	計画値		
		令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
報酬助成利用件数(件)	計画値	1 (障1)	7 (高3・障4)	8 (高4・障4)	10 (高5・障5)
	実績値	1 (障1)			

※ ()内は、利用者の内訳。高は高齢者、障は障がい者の利用件数を掲載。

④ 地域連携ネットワークの体制整備

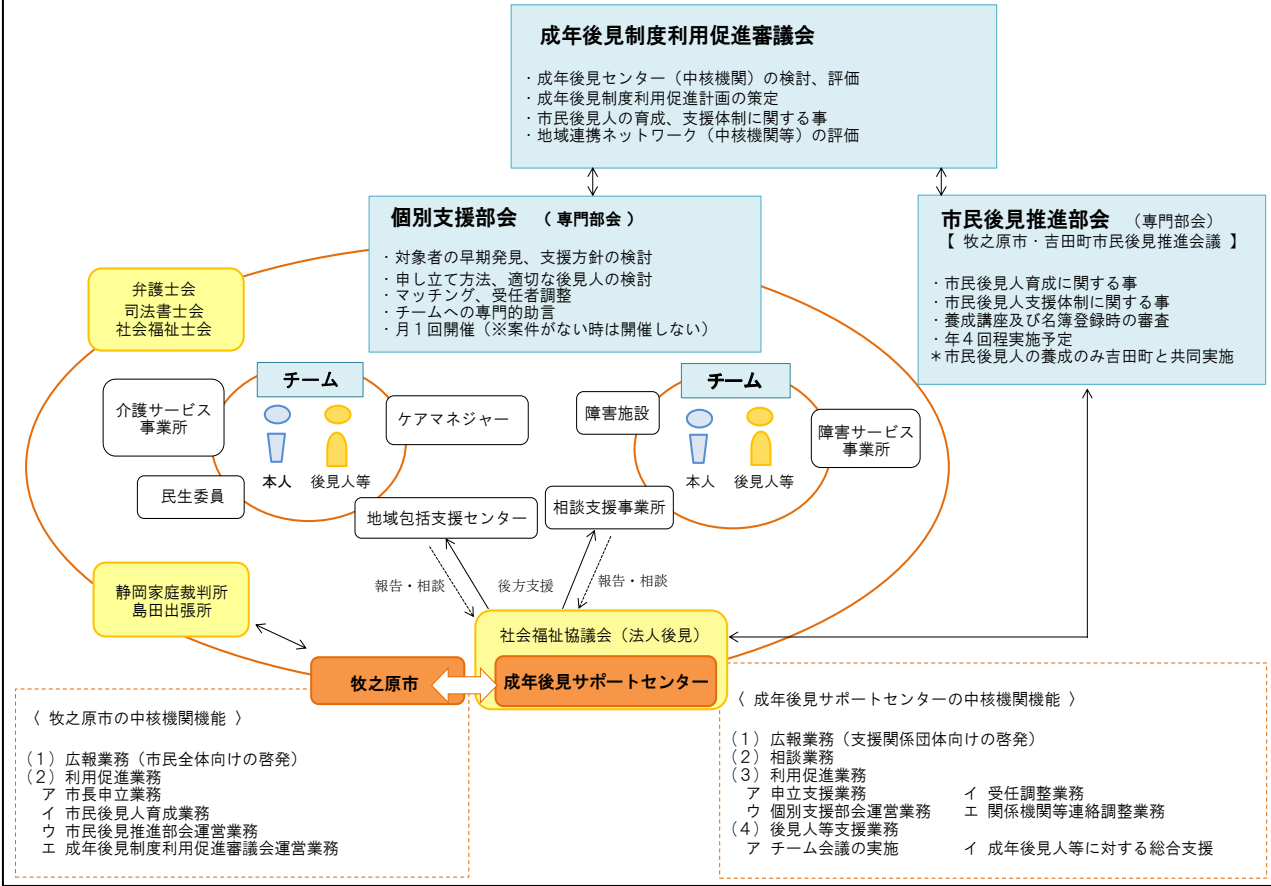
制度の利用に関することや、後見人と対象者のマッチング、後見人選任後のチーム体制に関して、司法と福祉の専門職により検討する部会を設置しました。

また、後見人とともにチームとなり、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う体制を推進します。

【実施状況および事業量の見込み】

		見込み値	計画値		
		令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
個別支援部会での協議案件数(件)	計画値	6	7	8	9
	実績値	5			

成年後見制度に係る地域連携ネットワーク



7 老人福祉法に基づく高齢者の施設等への措置

【事業概要】

生活環境上の理由および経済的理由により、在宅において養護を受けることが困難な高齢者を養護老人ホーム等へ措置します。

【現状と課題】

- ・生活環境上や経済的な理由、虐待等のやむを得ない事由により在宅において生活ができない方について、実態把握や親族調整を行い、適切に措置を行っています。

【実施方針】

- ・措置が必要な場合には、その方の心身や生活の状況、経済的状況を勘案し、必要とする支援が受けられる適切な施設および在宅サービスの措置を行います。
- ・継続した支援の協力が得られるよう、本人やその親族、支援者との関係性に配慮した対応に努めます。

8 家族介護手当支給事業

【事業概要】

要介護4・5と認定された高齢者を在宅で介護している家族に対し、家族介護手当を支給しています。

【現状と課題】

- ・該当する方には、認定結果通知に事業の案内通知を同封して周知を図っています。

【実施状況および事業量の見込み】

		実績値		見込み値	計画値		
		平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
利用者数 (人)	計画値	210	220	230	210	220	230
	実績値	174	193	200			

【実施方針】

- ・事業所、介護支援専門員と協力し、在宅状況の調査を確実にを行うことで、事業の適切な運用に努めます。

9 軽度生活援助事業

【事業概要】

要介護認定を受けていない低所得の方を対象に、シルバー人材センターによる日常生活上の援助を行うことにより、在宅高齢者の自立した生活の継続を支援しています。

【現状と課題】

- ・介護保険サービスの円滑な利用や地域の協力により、ここ数年、本事業の利用者はいません。
- ・在宅高齢者が自立した生活を維持するための事業として、必要な時に支援できる体制を維持しています。

【実施状況および事業量の見込み】

		実績値		見込み値	計画値		
		平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
利用者数 (人)	計画値	2	2	2	1	1	1
	実績値	0	0	0			
延べ利用回数 (回)	計画値	30	30	30	10	10	10
	実績値	0	0	0			

【実施方針】

- ・経済的な困窮や親族の援助が得られないといった理由で、適切な生活環境の維持が困難な場合、自宅の片付けなどを援助し、高齢者が地域での生活を継続できるよう支援します。

10 生活管理指導員派遣事業（ホームヘルパー）

【事業概要】

基本的な日常生活習慣や対人関係に問題を抱えるなど、社会適応が困難な高齢者に対し、ホームヘルパーを派遣して生活を支援しています。

【現状と課題】

- ・食の確保や掃除等、生活習慣の改善が必要な方に対し、ホームヘルパーを派遣して生活援助を行います。

【実施状況および事業量の見込み】

		実績値		見込み値	計画値		
		平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
利用者数 (人)	計画値	4	4	4	1	1	1
	実績値	1	0	0			
延べ利用回数 (回)	計画値	56	56	56	14	14	14
	実績値	4	0	0			

【実施方針】

- ・自立した生活を維持するため、適切な支援を行います。

11 生活管理指導短期宿泊事業（ショートステイ）

【事業概要】

基本的な日常生活習慣や対人関係に問題を抱えるなど、社会適応が困難な高齢者に対し、養護老人ホームでショートステイによる日常生活に対する支援や指導を行っています。

【現状と課題】

- ・体力低下や栄養状態が偏っている高齢者に対して、サービスを活用して体調を整え、在宅生活ができるように支援や指導をしています。
- ・ショートステイを利用しながら、在宅生活や施設入所での生活が可能であるか等の状況を判断し、適切な支援へつなげています。

【実施状況および事業量の見込み】

		実績値		見込み値	計画値		
		平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
利用者数 (人)	計画値	8	8	8	5	5	5
	実績値	3	4	2			
延べ利用日数 (日)	計画値	102	102	102	77	77	77
	実績値	42	75	19			

【実施方針】

- ・虐待を受けた高齢者の一時保護先として活用できるサービスであるため、事業を継続します。
- ・地域包括支援センターと協力しながら、社会適応が困難な高齢者に対し、日常生活に対する適切な支援、指導を行っていきます。

12 配食サービス事業

【事業概要】

調理が困難な高齢者世帯および身体障がい者等に、栄養バランスのとれた食事を提供することにより、食生活の質の確保および配達・回収時における安否確認を目的としています。

【現状と課題】

- ・福祉サービスとしての配食事業に関わらず、高齢者の食の確保に関する様々な情報を集約し、食の確保が困難な高齢者世帯へ提供する必要があります。

【実施状況および事業量の見込み】

		実績値		見込み値	計画値		
		平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
利用者数 (人)	計画値	2	2	2	3	3	3
	実績値	0	1	3			
延べ食数 (食)	計画値	288	288	288	480	480	480
	実績値	0	188	480			

【実施方針】

- ・利用者のニーズに対し適切な供給ができるよう、事業を継続するとともに民間の食事提供事業者の把握および情報提供に努めます。

13 緊急通報体制等整備事業（緊急通報システム）

【事業概要】

虚弱なひとり暮らし高齢者等に対して緊急通報機器^{*}を貸与することにより、日常の安全確認と緊急事態への対応の支援を行っています。

※ 緊急通報機器とは、緊急通報・火災通報・ガス漏れ検知・安否確認に係る緊急信号を発信する機器です。

【現状と課題】

- ・ひとり暮らし高齢者の増加により、高齢者自身やその家族、民生委員および介護支援専門員などから事業の問い合わせがあります。
- ・高齢者の中には、携帯電話や民間の安否確認システムを利用している方も増えてきていることから、利用者が減少しています。

【実施状況および事業量の見込み】

		実績値		見込み値	計画値		
		平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
利用者数 (人)	計画値	85	85	85	23	23	23
	実績値	28	23	20			

【実施方針】

- ・ひとり暮らし高齢者の日常の安心と緊急事態へのスムーズな対応に備えるため、事業を継続します。

14 日常介護用具総合貸与事業

【事業概要】

社会福祉協議会が、介護施設等へ入所している高齢者や障がい者が一時的に在宅で過ごす場合に、介護用ベッド、エアマットおよび車椅子等を貸与しています。

【現状と課題】

- ・介護保険サービスの用具貸与が困難な場合などの補完的な事業としても活用されています。

【実施方針】

- ・介護保険制度での対応ができない場合などにおいて、迅速かつ円滑な支援につなげるため引き続き社会福祉協議会で実施します。
- ・社会福祉協議会や地域包括支援センターと連携し、周知をしていきます。

15 高齢者の活動拠点の充実

【事業概要】

高齢者の学習活動や生きがい活動の拠点として、老人福祉センター等の有効活用を図ります。

【現状と課題】

- ・老人福祉センターは、平成25年度（2013年度）に大規模修繕を行い、カラオケや着付けなど高齢者の趣味活動に利用されています。

【実施方針】

- ・市民が活用可能な施設の周知を図るとともに、活発な活動ができるよう支援します。
- ・高齢者が無料又は低額で活用できる既存の施設を周知していきます。

第2節 高齢者健康づくり事業

高齢者の疾病予防や重症化予防、疾病の早期発見早期治療のための各種健(検)診や予防接種などの健康づくり事業を実施します。

1 各種健(検)診

【事業概要】

要介護状態の原因となる生活習慣病を予防するための特定健診や、がん等の疾病を早期発見し、早期治療に結びつけるための各種健(検)診を実施します。

【現状と課題】

- ・大腸がん、骨粗鬆症検診の受診者は増加傾向にありますが、乳がん、子宮がん、肺がん検診、特定健診の受診者は、減少傾向にあります。
- ・歯周病検診は受診者が少ない状態が続いています。受診率向上のため、令和2年度は40歳、50歳、60歳、70歳の節目対象者全員に受診券を送付しました。
- ・がん検診の精密検査受診率は、肺がん、乳がん検診は目標の90%に達していますが、胃がん、大腸がん、子宮がんは目標値に達していないため、積極的に受診勧奨を行う必要があります。
- ・特定保健指導対象者には、介護予防の観点をもとめた保健指導（低栄養予防、ロコモティブシンドローム予防等）を実施しています。

【実施状況と見込み（受診者数：人）】

	実績値		見込み値	計画値		
	平成 30年度 (2018年)	令和 元年度 (2019年)	令和 2年度 (2020年)	令和 3年度 (2021年)	令和 4年度 (2022年)	令和 5年度 (2023年)
胃がん検診 (35歳以上)	1,810	1,804	1,841	1,670	1,670	1,670
大腸がん検診 (40歳以上)	3,182	3,217	3,282	3,300	3,300	3,300
子宮頸がん検診 (20歳以上)	1,490	1,470	1,543	1,550	1,550	1,550
乳がん検診 (30歳以上)	1,765	1,644	1,584	1,580	1,580	1,580
肺がん検診 (40歳以上)	4,350	4,131	4,704	4,200	4,200	4,200
肝炎ウイルス検診 (40歳以上)	394	398	478	400	400	400
骨粗鬆症検診 (40・45・50・55・60・ 65・70歳)	319	330	297	300	300	300
歯周病検診 (40・50・60・70歳)	118	97	105	110	110	110
特定健診 (40～74歳法定報告数)	3,029	3,004	3,330	5,000	5,000	5,000

【実施方針】

- ・ 特定健診の課題から生活習慣病予防に着目した健康教育等を行うことで、健診を受診する必要性を周知啓発しています。
- ・ がん検診の精密検査受診率が、目標値の90%に達していない検診については、引き続き受診勧奨を行い、早期治療に結びつく支援を行っていきます。
- ・ 電話や通知などで検診受診勧奨を実施し、受診率の向上を図ります。
- ・ 令和元年度から「がん検診と特定健診」の同時実施、令和2年度から「がん検診と婦人科検診」の同時実施など、受診しやすい検診体制を今後も継続していきます。
- ・ 生活習慣病対策と介護予防の取組の一体的実施に向けて、国民健康保険部門と健康推進部門が連携し課題解決に向けて取り組みます。(P.73 第3節 保健事業と介護予防の一体的実施)
- ・ 特定健診受診者に、介護予防の観点をもふまえた保健指導を引き続き実施することで、若い世代への介護予防の普及啓発を実施します。

2 高齢者インフルエンザ・肺炎球菌感染症予防接種

【事業概要】

インフルエンザおよび肺炎球菌感染症予防接種の実施により、高齢者個人のインフルエンザおよび肺炎球菌による肺炎の発症・重症化を予防します。

【現状と課題】

- ・インフルエンザ予防接種については、対象者の利便性を考え、平成28年度（2016年度）から、委託医療機関に問診票を置き、直接、接種が可能な方法としたため、接種率60%を維持することができています。
- ・肺炎球菌感染症予防接種については、毎年度、65歳の方全員と70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳および100歳の未接種者の方を対象に、個別に問診票等を通知し実施しています。

【実施状況と見込み】

		実績値		見込み値	計画値		
		平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
インフルエンザ 予防接種 (65歳以上)	対象者 (人)	14,042	14,017	14,214	14,731	15,415	16,080
	接種者 (人)	7,229	7,652	7,817	8,838	9,249	9,648
	接種率 (%)	51.5	54.6	55.0	60.0	60.0	60.0
肺炎球菌感染症 予防接種	対象者 (人)	3,201	1,605	1,641	1,742	1,927	1,936
	接種者 (人)	1,728	547	532	609	674	677
	接種率 (%)	54.0	34.1	32.4	35.0	35.0	35.0

【実施方針】

- ・インフルエンザ予防接種については、お知らせチラシの配布や広報まきのはらなどで周知啓発を行い、接種率の向上に努めます。
- ・肺炎球菌感染症予防接種については、既に高齢者肺炎球菌感染症に係る予防接種を受けたことがある方を除いて、令和6年（2024年）末まで、65歳以上で5歳刻みの年齢の者を対象に実施します。

3 在宅訪問歯科支援事業

【事業概要】

寝たきり等で歯科医院への通院が困難な要介護者等が、自宅での訪問歯科診療がスムーズに受けられるよう、身体状況等を確認し歯科医師等との調整を行います。

【現状と課題】

- ・ 榛原歯科医師会との連携により訪問体制は整えられており、寝たきり等の要介護者だけでなく、認知症や障がい等で歯科医院への通院が困難な方への支援も実施しています。
- ・ 令和元年度より、対象者を拡大したことで利用者が増加し、適切な対象者に支援が行え、事業利用者は継続した歯科診療に繋げることができています。

【実施状況と見込み】

	実績値		見込み値	計画値		
	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
実施者数（人）	3	10	10	15	15	15

【実施方針】

- ・ 医療介護連携を進める中で、要介護者等への歯科治療や口腔ケアの重要性の理解を深め、口腔機能低下の予防を進めていきます。
- ・ 訪問歯科診療を必要としている方が適切にサービスを使えるよう、介護支援専門員と連携し支援します。

第3節 保健事業と介護予防の一体的実施

～ 後期高齢者の健康課題の分析と他部署・多職種連携による健康づくり支援 ～

【事業開始の経緯】

高齢者は、複数の慢性疾患を持つ方が多く、疾患の重症化予防、さらに要介護のリスクを高めるフレイル対策が高齢者の健康づくりのために重要です。そのため、高齢者の保健事業と介護予防の連動した取組を実施することで、健康寿命の延伸をはかっていく必要があります。しかし、「健診・保健指導事業」は医療保険者により実施、支援内容が異なり、「介護予防事業」は介護保険部門、「健康づくり事業」は健康推進部門と担当部署や制度により高齢者の支援が分断されてしまうことが大きな課題となっています。

そのため、高齢者にかかわる関係者・部署が保健事業と介護予防事業を連携して実施することで、高齢者の健康づくりを支援する取組として、「保健事業と介護予防の一体的実施」が開始となりました。

【事業概要】

高齢者（第2号被保険者等も含む）の様々な健康課題をKDBシステム[※]等で分析し、その健康課題に対する個別支援（ハイリスクアプローチ）や集団支援（ポピュレーションアプローチ）を専門職等が実施します。

また、高齢者を取りまく行政、医療関係団体、地域等が連携しフレイル[※]予防に着目した高齢者への健康支援を行うことで高齢者の介護予防と重度化防止を推進します。

※ KDBシステムとは・・・「特定健診・特定保健指導」「医療保険（国民健康保険・後期高齢者医療）」「介護保険」等の情報を活用し、統計情報や「個人の健康に関する情報」を提供することで、保険者の効率的かつ効果的な保健事業実施をサポートすることを目的として構築されたシステム。

※ フレイルとは・・・加齢とともに、心身の機能低下した状態のこと。進行すると要介護状態にもつながるが、早めに気づいて適切に対処すれば回復も可能な状態。

【現状と課題】

- ・後期高齢者の受療状況は、骨折による医療費が最も高いです。また、筋・骨格系の疾患の新規患者数が多い状況です。
- ・市の要支援・要介護認定となる要因の第1位は認知症、次いで、骨折・転倒です。
- ・高血圧症は、脳血管疾患を引き起こす要因となるため、適切な治療の継続および予防していく必要があります。
- ・高齢者は、一般的に体重減少に気が付かず、低栄養状態に陥る傾向が見られます。
- ・長寿健診の受診率は7.6%と低迷しています。
- ・後期高齢者の95%は医療機関を受診していますが、長寿健診受診率の向上には至っていません。受けやすい健診体制を整えるためには、医療機関と連携した取組が必要です。また、この取組を実施することにより国民健康保険の特定健診の受診率の向上も期待できます。

【実施状況と見込み】

①長寿健診受診率

受診率	実績値		見込み値	計画値		
	平成 30年度 (2018年)	令和 元年度 (2019年)	令和 2年度 (2020年)	令和 3年度 (2021年)	令和 4年度 (2022年)	令和 5年度 (2023年)
後期高齢者全体	7.6%	10.4%	10%	20%	25%	30%
75歳以上 85歳未満	12.7%	20.5%	18%	25%	30%	35%

②フレイルに関する健康教育数（専門職）

	実績値		見込み値	計画値		
	平成 30年度 (2018年)	令和 元年度 (2019年)	令和 2年度 (2020年)	令和 3年度 (2021年)	令和 4年度 (2022年)	令和 5年度 (2023年)
実施回数	82回	53回	40回	50回	60回	70回

※ ロコモティブシンドローム予防、認知症予防、低栄養予防、オーラルフレイル予防等の健康講座を実施。

※ 令和3年度～令和5年度（3年間）で、市で把握している団体に健康教育を実施。

※ 令和元年、2年は、新型コロナウイルスの影響でサロン等の活動が中止となったため、健康教育の実施回数が減少。

③栄養指導訪問数

	見込み値	計画値		
	令和 2年度 (2020年)	令和 3年度 (2021年)	令和 4年度 (2022年)	令和 5年度 (2023年)
実施回数	30回	30回	35回	45回

※ 長寿健診やフレイル問診等で栄養指導が必要な者に対し、個別に訪問し指導を実施。

【実施方針】

- ・かかりつけ医を受診した際に、同時に健診を受けられる体制を整え、受診率の向上を目指します。
- ・KDBシステム等のデータを分析することで地区の健康課題を把握し、課題を解決するための取組を進めていきます。なお健康課題の抽出は、国民健康保険被保険者の受診データ（KDBシステム）が反映される事により、若い世代からの健康課題の分析も可能となっています。
- ・長寿健診や後期高齢者の質問票（フレイル問診）の結果から、フレイルの危険性がある高齢者や地域を選定し、専門職によるハイリスクアプローチ（訪問）、ポピュレーションアプローチ（専門職による健康教育）を実施します。
- ・高血圧の予防対策として、若い世代への健康教育も含めて知識の普及啓発を行います。また、高血圧の重症化予防として訪問指導の実施についても検討していきます。
- ・後期高齢者の健康を支援する部署（国保年金課、長寿介護課、健康推進課）が連携し、高齢者の健康づくり事業を進める体制を整備します。また、今後、組織強化の必要性がある場合は、令和4年度からの新たな体制整備を検討していきます。
- ・医師会等の医療関係団体に情報を提供し、支援方法や評価、今後の方向性を検討していきます。
- ・地域包括支援センターおよび介護支援専門員等と連携し、専門職の個別指導が必要な高齢者の情報共有を行うことで、重症化を予防する体制を整備します。

第4節 介護保険事業

介護保険サービスは、要介護等の認定者に対し、介護サービス計画または介護予防サービス計画に基づき介護サービス等を提供します。

市は、介護サービス等の需要供給に基づく、サービスの基盤整備に努めるとともに、必要な人に必要なサービスが提供されるよう、サービスの周知を図ります。

また、介護保険サービス事業所の指導、要介護認定等に関する認定調査、介護保険料の賦課徴収などを適正に行い、健全な介護保険事業の運営に努めます。

1 居宅サービス、介護予防サービス

【事業概要】

居宅サービス、介護予防サービスは、要支援状態においてはできる限りその状態を維持または改善し、要介護状態になっても、その人の自宅で能力に応じた自立生活を送ることができるよう提供されるサービスです。

【現状と課題】

- ・ サービスを提供する専門職や介護職員の人材確保が難しく、通所介護などの在宅サービス提供事業所が減少しています。
- ・ サービス利用計画書を作成するケアマネジメントを行う人材が減少している状況にあります。これは、介護現場の人材不足により試験合格者が介護現場へ就業していることや、介護支援専門員の試験合格率の低下が一因にあると考えます。

【実施方針】

- ・ 在宅生活を支援するため、居宅サービス、介護予防サービスの提供を推進していきます。
- ・ サービス供給量を維持するためにも、介護人材確保に係る支援体制を整えていきます。

(1) 訪問介護

【事業概要】

利用者の居宅に、介護福祉士などの専門職が訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護およびその他の日常生活上の世話をを行うサービスです。

【現状と課題】

- ・ 身体介護の利用回数が増えており、特に要介護1・2で増加しています。平成30年10月から、生活援助中心型サービスの提供にあたり、厚生労働大臣が定める回数以上を計画した場合は、市に届け出ることが義務化されました。これにより、生活援助中心型サービスから身体介護への転換が一定数生じたためと考えます。
- ・ 一方で、訪問介護員の高齢化や人材不足が進んでおり、人材確保に向けた支援体制を整える必要があります。

【実施状況および事業量の見込み】

		実績値		見込み値	計画値		
		平成 30年度 (2018年)	令和 元年度 (2019年)	令和 2年度 (2020年)	令和 3年度 (2021年)	令和 4年度 (2022年)	令和 5年度 (2023年)
要介護者 (利用回数)	計画値	45,835	46,482	47,244	49,388	50,501	51,235
	実績値	40,030	43,491	46,936			

※ 要支援者の訪問介護サービスは、平成30年度から介護予防・日常生活支援総合事業に移行しています。

(2) 訪問入浴介護

【事業概要】

利用者の居宅を訪問し、介護専用浴槽を提供して行われる入浴のサービスです。

【現状と課題】

- ・訪問入浴介護事業所は、市内に1事業所のみとなっています。訪問介護と同様に人材確保に向けた支援体制を整える必要があります。

【実施状況および事業量の見込み】

		実績値		見込み値	計画値		
		平成 30年度 (2018年)	令和 元年度 (2019年)	令和 2年度 (2020年)	令和 3年度 (2021年)	令和 4年度 (2022年)	令和 5年度 (2023年)
要介護者 (利用回数)	計画値	3,162	3,286	3,343	3,347	3,431	3,527
	実績値	2,954	3,054	3,132			
要支援者 (利用回数)	計画値	37	37	37	48	48	48
	実績値	50	8	0			

(3) 訪問看護

【事業概要】

医師の指示に基づき看護師等が利用者の居宅を訪問し、療養上の世話または必要な診療の補助を行うサービスです。

【現状と課題】

- ・訪問看護ステーションの体制強化と在宅介護・医療連携の推進により、利用者が増加しています。サービス提供事業者は、市内2事業所で提供量も限られているため、増加する需要に耐えられるようサービス提供体制を整える必要があります。

【実施状況および事業量の見込み】

		実績値		見込み値	計画値		
		平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
要介護者 (利用回数)	計画値	7,416	7,618	7,978	10,584	10,884	11,012
	実績値	5,071	6,686	9,265			
要支援者 (利用回数)	計画値	381	381	381	1,757	1,843	1,843
	実績値	224	414	1,558			

(4) 訪問リハビリテーション

【事業概要】

医師の指示に基づき、理学療法士などが利用者の居宅を訪問し、心身の機能の維持回復や、日常生活の自立を助けるため必要なリハビリテーションを行うサービスです。医療保険サービスより介護保険サービスが優先されます。

【現状と課題】

- ・市内に当該サービスを提供する事業所がなく、市外の事業所による供給を受けている状況です。訪問によるリハビリテーションが必要な利用者がサービスを受けられる体制を整える必要があります。

【実施状況および事業量の見込み】

		実績値		見込み値	計画値		
		平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
要介護者 (利用回数)	計画値	1,231	1,231	1,231	406	406	406
	実績値	1,608	216	386			
要支援者 (利用回数)	計画値	507	507	507	864	1,037	1,037
	実績値	10	163	786			

(5) 居宅療養管理指導

【事業概要】

医師、歯科医師、薬剤師等が通院または通所が困難な方の自宅を訪問し、療養上の管理および指導を行うサービスです。

【現状と課題】

- ・静岡県医師会のアンケート結果から、圏域の医師不足や現役医師の高齢化により、訪問診療に対応できる医師が減少することが予測されます。

【実施状況および事業量の見込み】

		実績値		見込み値	計画値		
		平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
要介護者 (利用人数)	計画値	780	828	864	1,080	1,104	1,116
	実績値	939	1,120	1,020			
要支援者 (利用人数)	計画値	96	96	108	204	216	216
	実績値	172	164	192			

(6) 通所介護

【事業概要】

デイサービスセンターで、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練（運動器の機能向上など）を行うサービスです。

【現状と課題】

- ・要介護2を中心に利用者数が増加傾向にあります。また、認知症高齢者の日常生活自立度がⅡbなどの中程度の認知症状がある人の利用が増えています。
- ・このため、介護職員の認知症に対する正しい理解と、適切なケアの提供が求められています。

【実施状況および事業量の見込み】

		実績値		見込み値	計画値		
		平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
要介護者 (利用回数)	計画値	68,562	69,054	69,562	70,198	71,322	72,720
	実績値	61,721	65,677	66,852			

※ 平成28年度から、定員が18人以下の事業所は、地域密着型通所介護に移行しています。

※ 要支援者の通所介護サービスは、平成30年度から介護予防・日常生活支援総合事業に移行しています。

(7) 通所リハビリテーション

【事業概要】

医師の指示に基づき、介護老人保健施設や医療機関などで、心身の機能の維持回復、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うサービスです。

【現状と課題】

- ・市内2事業所でサービス提供が行われています。
- ・サービス提供量が限られていることから、要支援1・2の利用者は希望があっても利用が難しい状況にあります。
- ・介護支援専門員によると、市内事業所の利用希望はあるようですが、施設整備が必要となるサービスのため、供給量の確保が困難な現状があります。

【実施状況および事業量の見込み】

		実績値		見込み値	計画値		
		平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
要介護者 (利用回数)	計画値	12,728	12,834	12,934	9,728	9,889	10,109
	実績値	10,920	10,603	8,550			
要支援者 (利用回数)	計画値	540	552	552	708	732	756
	実績値	523	609	636			

(8) 短期入所生活介護

【事業概要】

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）などに短期間入所する利用者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護やその他の日常生活上の世話および機能訓練を行うサービスです。

【現状と課題】

- ・要介護2を中心に利用の増加がみられ、需要に対し安定的な供給が図られています。
- ・重度要介護者の施設入所に伴い、利用者は軽度者中心となりつつあります。
- ・介護人材確保が難しく、休止または平日休業を余儀なくされている状況があります。
- ・在宅介護を支える重要なサービスであることから、人材確保に向けた支援体制を整える必要があります。

【実施状況および事業量の見込み】

		実績値		見込み値	計画値		
		平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
要介護者 (利用日数)	計画値	19,425	19,527	19,717	15,580	15,935	16,236
	実績値	15,022	14,622	15,569			
要支援者 (利用日数)	計画値	633	633	633	383	383	383
	実績値	574	515	368			

(9) 短期入所(老健・療養)介護

【事業概要】

介護老人保健施設などに短期間入所する利用者に対し、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うサービスです。

【現状と課題】

- ・市内2事業所でサービス提供が行われています。

【実施状況および事業量の見込み】

		実績値		見込み値	計画値		
		平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
要介護者 (利用日数)	計画値	1,879	1,879	1,879	1,816	1,948	1,982
	実績値	1,663	1,816	1,288			
要支援者 (利用日数)	計画値	46	46	46	72	72	72
	実績値	196	198	72			

(10) 福祉用具貸与

【事業概要】

日常生活の自立や機能訓練のための福祉用具を貸与するサービスです。

【現状と課題】

- ・市内に6か所の指定事業所があり、安定的にサービス提供されています。

【実施状況および事業量の見込み】

		実績値		見込み値	計画値		
		平成 30年度 (2018年)	令和 元年度 (2019年)	令和 2年度 (2020年)	令和 3年度 (2021年)	令和 4年度 (2022年)	令和 5年度 (2023年)
要介護者 (利用人数)	計画値	6,900	6,996	7,068	6,672	6,852	6,948
	実績値	6,368	6,619	6,588			
要支援者 (利用人数)	計画値	2,640	2,676	2,688	3,300	3,396	3,504
	実績値	2,847	2,957	3,216			

(11) 特定福祉用具販売

【事業概要】

入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入した人に対し、福祉用具購入費を支給するサービスです。(年度ごとに10万円の支給上限額が設定されています。)

【現状と課題】

- ・要支援者および要介護1・2の利用が増加しており、利用者の介護予防、自立支援、重度化防止に活用されています。
- ・心身の状態に合った適切な利用がなされるように啓発を継続する必要があります。

【実施状況および事業量の見込み】

		実績値		見込み値	計画値		
		平成 30年度 (2018年)	令和 元年度 (2019年)	令和 2年度 (2020年)	令和 3年度 (2021年)	令和 4年度 (2022年)	令和 5年度 (2023年)
要介護者 (利用人数)	計画値	144	144	144	108	108	120
	実績値	97	94	108			
要支援者 (利用人数)	計画値	60	60	60	108	108	108
	実績値	66	63	96			

(12) 住宅改修

【事業概要】

在宅の要介護者等が手すりの取付けや段差解消などの小規模な住宅改修を行った場合、住宅改修費として支給するサービスです。(支給額は、同一住宅・同一対象者で原則20万円の上限が設定されています。)

【現状と課題】

- ・要支援者および要介護1・2の利用が増加しており、利用者の在宅生活の継続に活用されています。
- ・心身の機能を生かした適切な改修がなされるよう、啓発を継続する必要があります。

【実施状況および事業量の見込み】

		実績値		見込み値	計画値		
		平成30年度(2018年)	令和元年度(2019年)	令和2年度(2020年)	令和3年度(2021年)	令和4年度(2022年)	令和5年度(2023年)
要介護者 (利用人数)	計画値	96	96	96	84	84	84
	実績値	65	63	84			
要支援者 (利用人数)	計画値	48	48	48	60	60	60
	実績値	60	46	60			

(13) 特定施設入居者生活介護

【事業概要】

有料老人ホームやケアハウスなどに入居している要介護等の認定を受けた利用者に対して、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話や機能訓練および療養上の世話を行うサービスです。

【現状と課題】

- ・市内に提供事業所はありませんが、他市町所在の事業所利用者が増加しています。
- ・介護保険法による事業指定を受けない住宅型の有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅も含め、設置状況や需要を定期的に把握する必要があります。

【実施状況および事業量の見込み】

		実績値		見込み値	計画値		
		平成30年度(2018年)	令和元年度(2019年)	令和2年度(2020年)	令和3年度(2021年)	令和4年度(2022年)	令和5年度(2023年)
要介護者 (利用人数)	計画値	684	720	756	876	876	876
	実績値	793	867	840			
要支援者 (利用人数)	計画値	144	156	192	120	120	120
	実績値	144	111	108			

(14) 居宅介護（介護予防）支援

【事業概要】

在宅の要介護者等が、介護・保健医療・福祉サービスを適切に利用できるよう、利用者の心身状況や生活環境、また利用者や家族の希望を考慮した上で、利用するサービスの種類や内容などを定めた計画を作成し、それに基づいたサービス提供がされるよう事業者間の連絡調整を行うサービスです。

○要支援認定者および事業対象者においては、地域包括支援センター（介護予防支援事業所）の職員。

※ 一部は居宅介護支援事業所へ委託が可能となっている。

○要介護認定者においては、介護支援専門員（ケアマネジャー）。

【現状と課題】

- ・市内に11か所の居宅介護支援事業所と3か所の介護予防支援事業所（地域包括支援センター）がありますが、サービスを提供する介護支援専門員の確保が難しい状況にあります。
- ・在宅介護を支える重要なサービスであることから、人材確保に向けた支援体制を整える必要があります。

【実施状況および事業量の見込み】

		実績値		見込み値	計画値		
		平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
要介護者 (利用人数)	計画値	11,460	11,580	11,652	10,164	10,368	10,488
	実績値	9,997	10,263	9,996			
要支援者 (利用人数)	計画値	4,500	4,548	4,584	3,504	3,528	3,564
	実績値	3,233	3,389	3,492			

2 地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス

【事業概要】

要支援・要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた自宅・地域で生活が継続できるように身近な地域で提供され、原則として、本市の被保険者のみが利用できるサービスです。

【現状と課題】

- ・認知症高齢者や医療と介護の両方を必要とする人に対応したサービスの充実・推進を図る必要があります。
- ・市内の施設整備が進んだことにより、重度の認知症高齢者が施設入所しやすくなったことや一般のデイサービスにおける認知症高齢者の対応力が向上したことから、認知症対応型通所介護の施設が減少しています。

【実施方針】

- ・サービスの質の向上のため、事業者へ適切な指導・監査を実施します。
- ・市内に指定サービスが無い夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問看護などについては、小規模多機能型居宅介護の利用状況を見ながら、国の動向や事業者の参入意向などを注視します。

(1) 認知症対応型通所介護

【事業概要】

認知症高齢者に対し、デイサービスセンターで、専門的なケアをはじめ、食事や入浴といった日常生活上の支援やその方の目標に合わせた機能向上を行うサービスです。

【現状と課題】

- ・認知症対応型通所介護利用者の減少に伴い事業所が減少しています。事業所の稼働状況を確認しながら、サービスの需要と供給量を注視していきます。
- ・市内の認知症高齢者数は、Ⅱ b以下の軽度者は増加傾向ですが、Ⅲ a以上の重度者は微減傾向にあります。また、入所や入居の必要性が高い人に対しては、入所（入居）しやすい環境基盤が整いつつあることから、認知症対応型通所介護の適正な供給量についての検討を続けていきます。

【実施状況および事業量の見込み】

		実績値		見込み値	計画値		
		平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
要介護者 (利用回数)	計画値	17,004	17,426	17,566	10,985	11,207	11,296
	実績値	11,302	11,386	10,330			
要支援者 (利用回数)	計画値	244	244	244	158	160	161
	実績値	156	310	156			

【事業所の整備状況および見込み】

	実績値		見込み値	計画値		
	平成 30年度 (2018年)	令和 元年度 (2019年)	令和 2年度 (2020年)	令和 3年度 (2021年)	令和 4年度 (2022年)	令和 5年度 (2023年)
事業所数	6	5	4	増減については、需要供給により検討		
定員人数	68	60	48			
相良地区	44	36	24			
榛原地区	24	24	24			

(4月1日現在)

(2) 小規模多機能型居宅介護

【事業概要】

1つの事業所で通いのサービスを中心に、訪問や宿泊を組み合わせ、入浴・排せつ・食事の世話など、日常生活上の必要となる支援や機能訓練を行うサービスです。

【現状と課題】

- ・市内に2事業所が整備されており、登録定員の合計は58人となっています。
- ・利用者数は登録定員の半数ほどに留まっていますが、今後の在宅介護を支える重要なサービスであることから、本サービスの特徴の周知と人材確保に向けた支援体制を整える必要があります。

【実施状況および事業量の見込み】

		実績値		見込み値	計画値		
		平成 30年度 (2018年)	令和 元年度 (2019年)	令和 2年度 (2020年)	令和 3年度 (2021年)	令和 4年度 (2022年)	令和 5年度 (2023年)
要介護者 (利用人数)	計画値	540	588	636	348	348	348
	実績値	338	316	324			
要支援者 (利用人数)	計画値	24	24	24	108	108	108
	実績値	39	38	96			

※ 利用人数とは、1人1か月とした延べ人数です。

(3) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

【事業概要】

認知症の要介護等認定者（要介護者および要支援2）に対し、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、入浴、排せつ、食事の世話などの支援や、機能訓練を行うサービスです。

【現状と課題】

- ・市内に6事業所が整備されており、合計定員数は99人となっています。
- ・需要に対し概ね安定的な供給が図られていますが、介護人材確保が難しく、時に入所人数を減少させた運営が図られることがあります。

【実施状況および事業量の見込み】

		実績値		見込み値	計画値		
		平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
要介護者 (利用人数)	計画値	1,140	1,140	1,152	1,152	1,152	1,152
	実績値	1,083	1,127	1,128			
要支援者 (利用人数)	計画値	48	48	36	36	36	36
	実績値	30	19	36			

※ 利用人数とは、1人1か月とした延べ人数です。

(4) 夜間対応型訪問介護

【事業概要】

夜間帯（18-8時）の定期的な巡回、または利用者等の通報により居宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常の世話、緊急時の対応などを行い、夜間においても安心して生活を送ることができるように援助するサービスです。

【現状と課題】

- ・市内に指定事業所はありません。サービスの需要と事業者の参入意向等を注視します。

【実施状況および事業量の見込み】

- ・第7期の利用の実績および第8期介護保険事業計画において、利用を見込んでいません。

(5) 定期巡回・随時対応型訪問看護

【事業概要】

日中・夜間を通じて定期的に巡回、または利用者などの通報により居宅を訪問して、日常生活上の世話、緊急時の対応などを行い、安心して生活を送ることができるように援助するサービスです。

【現状と課題】

・市内に指定事業所はありません。サービスの需要と事業者の参入意向等を注視します。

【実施状況および事業量の見込み】

・第7期の利用の実績および第8期介護保険事業計画において、利用を見込んでいません。

(6) 看護小規模多機能型居宅介護

【事業概要】

医療ニーズの高い要介護者の在宅生活を支えるために、「通い」「訪問」「宿泊」の小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、訪問看護サービスを提供するサービスです。

現在の小規模多機能型居宅介護事業所が、将来的に訪問看護サービスを実施することで「看護小規模多機能型居宅介護」に転換していける可能性があります。

【現状と課題】

・市内に指定事業所はありません。サービスの需要と事業者の参入意向等を注視します。

【実施状況および事業量の見込み】

・第7期の利用の実績および第8期介護保険事業計画において、利用を見込んでいません。

(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護

【事業概要】

定員が18人以下の施設です。有料老人ホームやケアハウスなどに入居している要介護等の認定を受けた利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練および療養上の世話をを行うサービスです。

【現状と課題】

・市内に指定事業所はありません。サービスの需要と事業者の参入意向等を注視します。

(8) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

【事業概要】

本市の被保険者のみが利用できる入所定員が29人以下の特別養護老人ホームで、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けながら、住み慣れた地域での生活を継続できるようにするサービスです。

【現状と課題】

- ・市内に2施設が整備されており、合計の入所定員は58人となっています。要介護3以上の入所希望者は、概ね円滑に入所できています。

【実施状況および事業量の見込み】

		実績値		見込み値	計画値		
		平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
要介護者 (利用人数)	計画値	696	696	696	696	696	696
	実績値	699	684	696			

(9) 地域密着型通所介護

【事業概要】

定員が18名以下のデイサービスセンターに通い、入浴、排せつ、食事といった日常生活上の支援やその方の目標に合わせた選択的なサービス(運動器の機能向上、栄養改善など)を提供するサービスです。

【現状と課題】

- ・介護職員の確保が難しいことなどから、サービス提供事業所が減少しています。
- ・安定的なサービス供給を確保するため、人材確保に向けた支援体制を整える必要があります。

【実施状況および事業量の見込み】

		実績値		見込み値	計画値		
		平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
要介護者 (利用回数)	計画値	14,050	14,298	14,298	13,943	14,443	14,746
	実績値	14,593	13,461	13,004			
事業所数		8	6	6			

※ 事業所数は4月1日現在(休止中を除く)

(10) 地域密着型サービス運営委員会

地域密着型サービスの適正な運営の確保を目的とし、市民やその他の関係者の意見を反映するために、原則「地域密着型サービス運営委員会」が設置されます。

【事業概要】

本市では、介護保険事業計画等策定懇話会の所掌事務に地域密着型サービスの運営に関することを含めています。委員は、被保険者・事業者・学識経験者等であり、次の項目が協議事項となっています。

- ア 事業者の指定
- イ 独自の介護報酬の設定
- ウ 独自の指定基準の設定
- エ その他、質の確保や運営評価等の必要事項

【現状と課題】

- ・事業計画策定の年度には、協議事項のすべてに対する意見を聴取します。
- ・質の確保や運営評価等に対する意見を聴取するにあたり、委員に対し必要な情報提供に努めます。

【実施方針】

- ・サービスの需要供給量とともに、介護相談員による事業所訪問や各事業所が実施する運営推進会議の情報提供を含め、質の確保や運営評価等に取り組みます。
- ・地域密着型サービス事業所の運営強化を行うため、委員が事業所の運営推進会議に出席できる機会を設ける仕組みづくりを進めます。

3 施設サービス

【事業概要】

在宅で介護を受けることが困難な要介護者を対象に、対象者の状態と施設ごとの機能（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）に応じて入所（入院）し、施設サービス計画に基づき提供されるサービスです。

【現状と課題】

- ・介護老人福祉施設については、自宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設として、第6期計画までに一定程度の整備が進みました。
- ・国のこれまでの特別養護老人ホーム整備方針は、個室・ユニット型が中心でしたが、市町の実情により多床室（2人、4人部屋）が認められるようになりました。また、地域密着型である29人以下の特別養護老人ホームの整備も図られています。
- ・食費、居住費の補足給付の厳格化や職員処遇改善加算等の報酬改定により、入所者の負担額が増加傾向にあります。必要な人が利用できるよう、費用面を含めてどのようなタイプの施設が必要なのか検討を継続します。

【実施方針】

- ・本市において、第8期介護保険事業計画では施設整備は予定していません。
- ・第9期以降の施設整備については、地域医療構想に基づく療養者の介護サービスへの移行および介護人材の離職防止施策への対応を視野に入れ、第8期の事業計画期間中に検討します。

(1) 介護老人福祉施設

【事業概要】

常時介護が必要で、自宅での介護が困難な方が対象の施設です。入浴、排せつ、食事などの日常生活の介護や健康管理を提供するサービスです。

原則として、要介護3以上の方が入所の対象者となりますが、要介護1・2であっても特別な理由「特例入所に係る指針」に該当する場合は、入所の対象者となります。

【現状と課題】

- ・市内には4施設、計270床があり、29人以下の地域密着型介護老人福祉施設を合わせると328床があります。施設整備が進み、入所対象者の原則が要介護3以上とされたため、すぐに入所が必要な入所待機者は増加しておらず、比較的安定的なサービス供給が図られています。

【実施状況および事業量の見込み】

		実績値		見込み値	計画値		
		平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
要介護者 (利用人数)	計画値	3,756	3,756	3,756	3,780	3,780	3,780
	実績値	3,763	3,742	3,768			

※ 利用人数とは、1人1か月とした延べ人数です。

(2) 介護老人保健施設

【事業概要】

病状が安定し、在宅復帰に向けたリハビリテーションに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとでの介護や看護、リハビリテーションが提供され、在宅生活への復帰を目標としています。

【現状と課題】

- ・市内には2施設、計180床があります。在宅復帰に向けた重要なサービスであることから、人材確保に向けた支援体制を整える必要があります。

【実施状況および事業量の見込み】

		実績値		見込み値	計画値		
		平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
要介護者 (利用人数)	計画値	1,812	1,824	1,836	1,668	1,704	1,752
	実績値	1,571	1,564	1,632			

※ 利用人数とは、1人1か月とした延べ人数です。

(3) 介護療養型医療施設

【事業概要】

急性期の治療が終わり、病状は安定しているものの長期間にわたり療養が必要な方が対象の施設です。介護体制の整った医療施設で医療や看護などを提供するサービスです。

※ 令和5年度末（2023年度末）までに他施設への転換が予定されています。

【現状と課題】

- ・市内に指定事業所はありません。

【実施状況および事業量の見込み】

		実績値		見込み値	計画値		
		平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
要介護者 (利用人数)	計画値	12	12	12	0	0	0
	実績値	8	17	0			

(4) 介護医療院

【事業概要】

日常的な医学管理が必要な重度者の受入れや看取り・終末期ケアなどの機能と生活施設としての機能を兼ね備えた施設です。

長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に受けられるサービスです。

※ 平成30年度から新設された施設で、介護療養型医療施設からの転換が予定されています。

【現状と課題】

- ・市内に指定事業所は無く、市内医療機関の当該施設への転換予定もありません。しかし、他市町の介護医療院の利用実績はあります。

【実施状況および事業量の見込み】

		実績値		見込み値	計画値		
		平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
要介護者 (利用人数)	計画値				72	72	72
	実績値	0	29	72			

4 市内の介護施設・地域密着型サービス・居住系施設の整備

【事業概要】

在宅で介護を受けることが困難で、施設での介護が必要な重度の方や認知症の方が住み慣れた地域で暮らせるよう、施設整備を計画的に行います。

【現状と課題】

- ・第6期計画中に目標どおり整備が進み、入所や入居の必要性が高い人が利用しやすいサービス基盤が整っています。引き続き待機者や入所の必要性などを把握し、施設等の整備に係る検討を行います。

【整備状況】

	整備数（床）						計	施設数 (か所)	定員 (人)
	平成 30年度 (2018年)		令和 元年度 (2019年)		令和 2年度 (2020年)				
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値			
①介護老人福祉施設	0	0	0	0	0	0	0	4	270
②介護老人保健施設	0	0	0	0	0	0	0	2	180
③介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	2	58
⑤認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0	0	6	99
⑥特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	14	607

【実施方針】

- ・第8期介護保険事業計画では、入所施設の整備は行いません。
- ・今後の施設および居住系サービスの整備は、待機者の状況や保険料基準月額の上昇、市内の入所施設の現状、医療計画および「介護離職者ゼロ」施策等を考慮した上で検討します。

5 介護保険事業の適正な運営の推進

(1) サービス事業者の指定

【現状と課題】

- ・介護サービス事業のうち、市に指定権限があり、かつ補助金による施設整備計画等を伴う新規の指定サービスについては、事業者を公募し、提出された申請書の書類審査・現場確認を行い、介護保険事業計画等策定懇話会から意見を聴取し、事業者の選定および指定の決定を行います。
- ・事業所の更新等は、指定等の基準に準じて行います。
- ・なお、提出書類の簡略化については、国の方針に準じて推進します。

1) 地域密着型サービス事業所の指定

【現状と課題】

- ・平成28年4月から定員18名以下の通所介護サービスの指定権限が、県から市に移譲されました。

【実施方針】

- ・指定更新申請が指定有効期限内に円滑に行えるよう支援します。
- ・第7期の計画値よりも要介護等認定率が上昇していないことから、今後はサービスの特性も含めて整備が必要なサービスを検討していく必要があります。

【事業量の見込み】

	実績値		見込み値	計画値		
	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
更新事業所(件)	5	1	2	9	17	4

2) 居宅介護支援事業所・指定介護予防支援事業所の指定

【実施方針】

- ・県からの指定権限移譲に伴い、平成30年4月から事業所の指定を行っています。

【事業量の見込み】

	実績値		見込み値	計画値		
	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
更新事業所(件)	1	2	2	0	3	4

3) 総合事業サービス事業所の指定

【実施方針】

- ・要支援認定者の総合事業サービス移行に伴い、平成29年から事業所の指定を行っています。

【事業量の見込み】

	実績値		見込み値	計画値		
	平成 30年度 (2018年)	令和 元年度 (2019年)	令和 2年度 (2020年)	令和 3年度 (2021年)	令和 4年度 (2022年)	令和 5年度 (2023年)
更新事業所(件)					18	13

(2) 介護保険事業者に対する指導・監督および要介護認定の適正化

※P. 149 (1) 介護給付等費用適正化事業 第5期介護給付適正化計画

(3) 介護保険料の賦課徴収

【事業概要】

第1号被保険者の保険料は、市が定める保険料率（基準額×所得段階別の割合）により算定し、賦課しています。

介護保険料の徴収については、年金から天引きされる特別徴収と、納付義務者から直接保険料を徴収する普通徴収（年6回）の方法により実施しています。

第2号被保険者の保険料は、加入している医療保険ごとの算定方式に基づいて算定し、医療保険ごとに定められた方法で徴収しています。

【現状と課題】

- ・65歳年齢到達者の介護保険料の納め忘れを防止するため、事前に説明会を開催し、制度の仕組みや保険料の納付方法の説明、口座振替手続きの勧奨を行っています。
- ・保険料未納者に対しては、電話や文書による催告、訪問相談を実施し、効果的な滞納者対策に努めています。

【実施方針】

- ・被保険者が納得し、保険料を納付していただけるよう、介護保険制度の趣旨や保険料の大切さを周知するとともに、未納被保険者に対しては、随時納付相談を行います。
- ・普通徴収該当者には、口座振替のほかコンビニエンスストアやオンライン決済での納付を推進し、利便性の向上を図ります。

(4) 制度の周知

【事業概要および実施方針】

介護保険制度や市の地域包括ケアシステムの推進、サービス内容等を周知し、重度化予防および自立支援のために、適切なサービスの利用を促進します。

① 主な周知の内容

- ア 介護保険のしくみと保険料
- イ サービスの利用方法や内容
- ウ サービス提供事業者の情報
- エ 介護予防活動、社会参加、地域の支え合い活動

② 周知方法

- ア 介護保険ガイドブックの作成
- イ 広報紙、ホームページへの記事掲載
- ウ 65歳年齢到達者への説明会の実施

(5) 災害対策・感染症対策

【事業概要および実施方針】

介護施設が、豪雨等により水没する等の被害が発生していることから、施設職員が災害発生時に速やかに入所者の避難等の対応が取れるよう、施設における適切な避難確保計画の作成と実践的な避難訓練の実施を支援します。

また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行を踏まえ、介護事業所における感染予防や感染拡大防止に関する情報提供を行うほか、新たに施設に入所する方を対象としたウイルス検査費用の助成など、介護事業者の感染症対策を支援します。

1) 災害対策

- ① 事業所の実態に即した避難確保計画の作成支援
- ② 実践的な避難訓練の定期的な実施

2) 感染症対策

- ① 新しい生活様式などの感染症予防策の推進
- ② 感染症発生時に必要な助言や物品の支援
- ③ PCR検査などの費用の助成

6 介護保険にかかる費用負担の公平化

(1) 低所得者の保険料軽減

【事業概要】

平成27年度に所得が少ない方の保険料を公費負担により軽減する仕組みが設けられ、令和2年度までに段階的に軽減強化を図ってきました。

保険料段階区分が第1段階、第2段階、第3段階に該当する方の保険料は、国の標準割合に基づき、それぞれ基準額に対する賦課割合を引き下げています。

【実施方針】

- ・第8期介護保険事業計画においても、引き続き低所得者の保険料軽減を実施します。

(2) 特定入所者介護（介護予防）サービス費（補足給付）の見直し

【事業概要】

介護保険では、特別養護老人ホーム等の費用のうち、食費や居住費（滞在費）は自己負担が原則となっていますが、市民税非課税世帯等の一定の対象要件を満たしている利用者については、申請により食費・居住費（滞在費）の補足給付として特定入所者介護（介護予防）サービス費を支給して、負担を軽減しています。

【実施方針】

- ・制度改正により、令和3年8月から低所得者の区分の細分化と資産要件の見直しが行われます。
- ・制度の主旨や内容が十分理解されるよう周知に努めます。

(3) 高額介護（介護予防）サービス費の見直し

【事業概要】

介護保険では、同じ月に利用したサービスの利用者負担を世帯合算して、上限額を超えたときは、申請により超えた額が高額介護（介護予防）サービス費として後から支給されます。

【実施方針】

- ・制度改正により、令和3年8月から医療保険の自己負担額の上限額にあわせ、高所得者層の利用者負担の上限額が引き上げられます。
- ・制度の主旨や内容が十分理解されるよう周知に努めます。

第5節 地域支援事業

地域支援事業は、高齢者が要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要支援・要介護状態となった場合でも、できるだけ住み慣れた地域で生き生きとした生活を営むことができるよう支援することを目的としています。総合事業の実施により次のような効果と費用の効率化を目指します。

- 住民主体の多様なサービスの充実
- 高齢者の社会参加の促進や介護予防のための事業の充実
- 効果的な介護予防ケアマネジメントと自立支援に向けたサービスの実施

なお、地域支援事業の構成は、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」の3つで、さらに「包括的支援事業」の中に「在宅医療・介護の連携推進」、「認知症施策の推進」、「生活支援サービスの基盤整備」などが位置づけられ充実を図っています。

《介護保険制度における地域支援事業の構成》

介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業)	介護予防・生活支援サービス事業	ア 訪問型サービス イ 通所型サービス ウ その他生活支援サービス エ 介護予防ケアマネジメント	(対象者) 要支援認定者 事業対象者
	一般介護予防事業	ア 介護予防把握事業 イ 介護予防普及啓発事業 ウ 地域介護予防活動支援事業 エ 一般介護予防事業評価事業 オ 地域リハビリテーション活動支援事業	(対象者) 高齢者全員
包括的支援事業	地域包括支援センターの運営（地域ケア会議の充実を含む）		
	在宅医療・介護連携推進事業		
	認知症総合支援事業		
	生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター・協議体）		
任意事業	介護給付等費用適正化事業		
	家族介護支援事業		
	その他の事業		

1 市の自立支援、介護予防・重度化防止の取組

(1) 基本理念

「やっていることを続ける。やれることを増やす。やりたいことを実現する。」

自立支援、介護予防、重度化防止はそれぞれ分けて捉えるものではありません。
ひとつのセットとして、どのような状態の高齢者に対しても必要なものです。

(2) 牧之原市の目指すこと

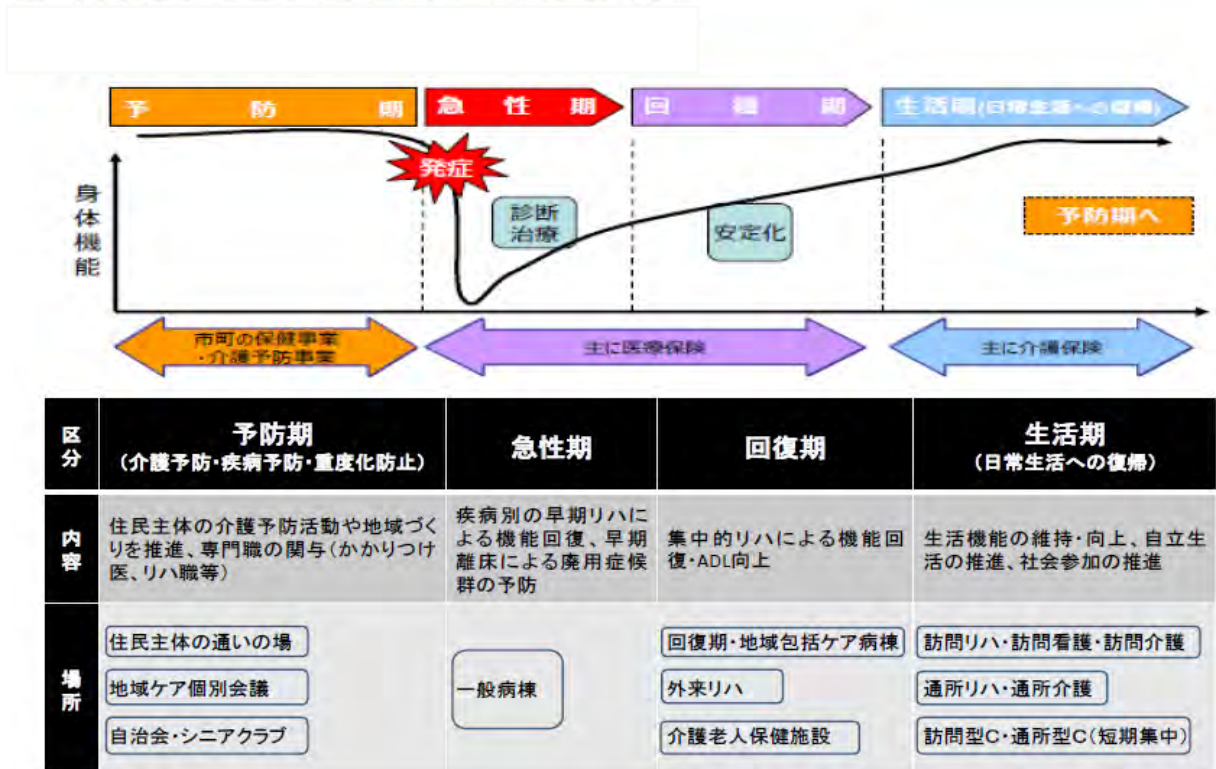
高齢者の日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、それによって一人ひとりの生きがいつくりや自己実現を目指す。

- 週1回以上外出をすることや、役割を持つことは介護予防に効果的です。
- 社会参加と外出頻度の増加が重要です。
- 適切にニーズと資源をマッチングさせることで、居場所や出番(働き先)づくりを推進し、高齢者の社会参加を促します。

(3) 第8期計画期間中に取り組む、重点取組項目 (P45掲載)

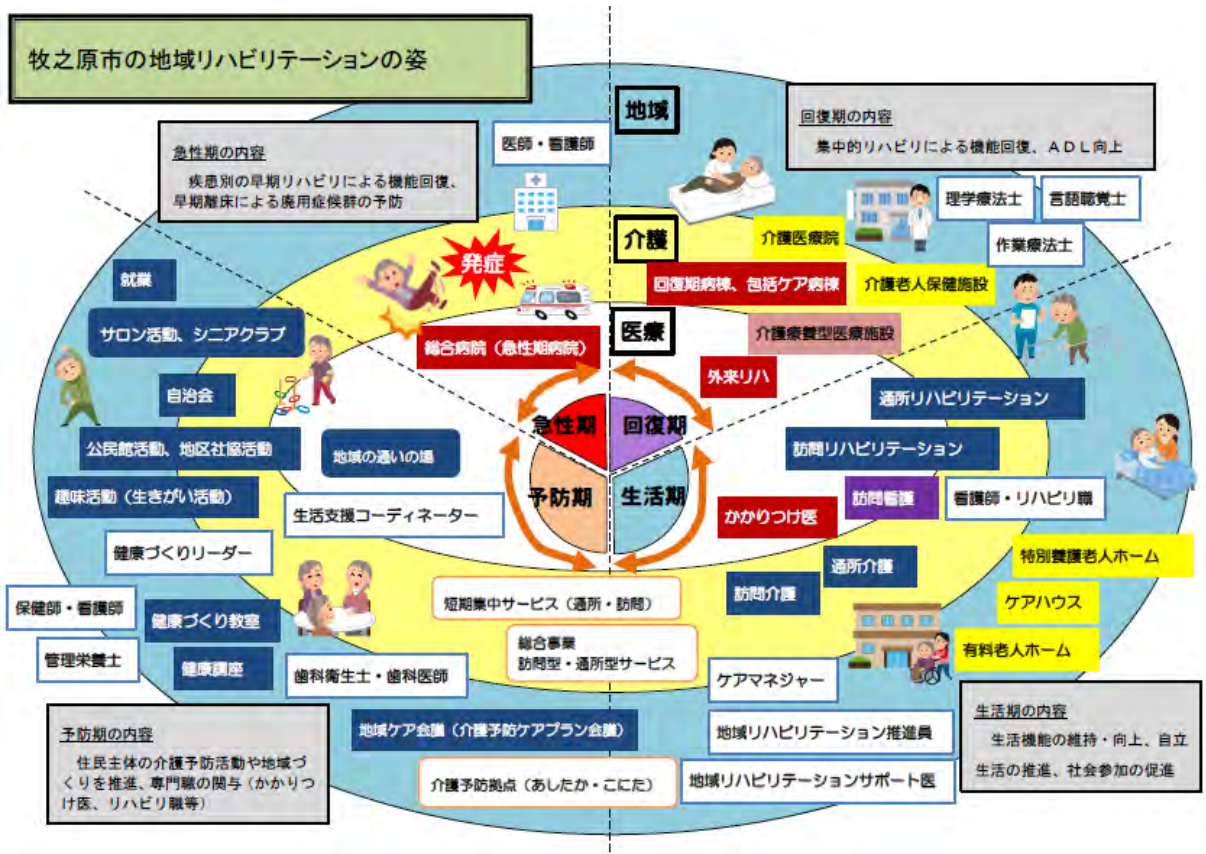
- (1) フレイルの予防と重度化防止
- (2) 介護予防のための通いの場への移動手段の充実
- (3) 通いの場の充実と社会参加
- (4) 心地よい第三の場作りの支援

(4) 自立支援、介護予防・重度化防止のための、各段階の取組



(5) 市が目指す地域リハビリテーションの全体像

「予防期」、「急性期」、「回復期」、「生活期」の各段階を通じて、切れ目なくリハビリテーションを提供する「地域リハビリテーション」を実現します。そのために、地域資源の状況やリハビリテーションの提供体制を踏まえ、関係する職種や関係機関との連携を図っていきます。



2 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業の対象者は、基本チェックリストにより「事業対象者」となった者や要支援認定者です。サービスの種類は、訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス、介護予防ケアマネジメントの4つで構成されており、多様な主体による多様なサービスの提供が可能になる市の事業です。

地域の支えあい活動を活用しながら、高齢者の生きがいのある生活を支援することで、自立支援・介護予防・重度化防止を進める事業です。

将来的に要介護1および2の認定者に対するサービス（訪問介護・通所介護・ケアマネジメント）が、総合事業へ移行する可能性を踏まえて、今期計画中は国や他市町の動向を注視するとともに、必要なサービス量や人材の確保について検討を行います。

【総合事業受給者の推移と推計】

			実績値		見込み値
			平成 30年度 (2018年)	令和 元年度 (2019年)	令和 2年度 (2020年)
要支援1	A：認定者数(人)	220	207	251	
	B：受給者数(人)	89	79	85	
	C=B/A：受給率(%)	40.5%	38.2%	33.9%	
要支援2	A：認定者数(人)	301	299	314	
	B：受給者数(人)	154	147	150	
	C=B/A：受給率(%)	51.2%	49.2%	47.8%	
要支援 小計	A：認定者数(人)	521	506	565	
	B：受給者数(人)	243	226	235	
	C=B/A：受給率(%)	46.6%	44.7%	41.6%	
総合事業 対象者	A：認定者数(人)	239	229	230	
	B：受給者数(人)	175	160	152	
	C=B/A：受給率(%)	73.2%	69.9%	66.1%	
合計	A：認定者数(人)	760	735	795	
	B：受給者数(人)	418	386	387	
	C=B/A：受給率(%)	55.0%	52.5%	48.7%	

		計画値			推計値	
		令和 3年度 (2021年)	令和 4年度 (2022年)	令和 5年度 (2023年)	令和 7年度 (2025年)	令和 22年度 (2040年)
要支援1	A：認定者数(人)	253	255	258	261	280
	B：受給者数(人)	86	87	88	89	95
	C=B/A：受給率(%)	34.0%	34.1%	34.1%	34.1%	33.9%
要支援2	A：認定者数(人)	315	318	320	322	353
	B：受給者数(人)	151	152	153	154	169
	C=B/A：受給率(%)	47.9%	47.8%	47.8%	47.8%	47.9%
要支援 小計	A：認定者数(人)	568	573	578	583	633
	B：受給者数(人)	237	239	241	243	264
	C=B/A：受給率(%)	41.7%	41.7%	41.7%	41.7%	41.7%
総合事業 対象者	A：認定者数(人)	172	175	177	179	205
	B：受給者数(人)	152	155	157	159	182
	C=B/A：受給率(%)	88.4%	88.6%	88.7%	88.8%	88.8%
合計	A：認定者数(人)	740	748	755	762	838
	B：受給者数(人)	389	394	398	402	446
	C=B/A：受給率(%)	52.6%	52.7%	52.7%	52.8%	53.2%

※ 総合事業対象者の決定を受けた方で、3か月以上のサービス利用実績が無い場合、令和3年4月から事業対象者としての資格を消失させる手続きを行います。(サービスが必要な際は、再度事業対象者の決定を受けていただき、サービスをご利用いただきます。)従って、令和2年度以前と令和3年度以降で事業対象者数に差が生じるため、受給者数の変化は少ない一方、受給率は増加する見込みとなっています。

1) 訪問型サービス

【事業概要】

要支援者および事業対象者の自宅にヘルパーが訪問し、身体介護(身体に直接触れる介護支援型サービス)や生活支援(掃除・洗濯などの家事援助を提供する生活支援型サービス)を行います。

【現状と課題】

- ・市内には、制度(フォーマルサービス)としての住民主体型サービスはありませんが、インフォーマルサービスとして有償訪問ボランティア「あるたす」による生活支援サービスの提供が行われています。
- ・生活支援型サービスは、元気高齢者等の非専門職の従事が期待されていますが、従来どおり専門職によるサービス提供が主流で、元気高齢者等の活用が進んでいません。
- ・訪問型短期集中サービスは、理学療法士が自宅を訪問し、短期間で運動器機能の向上を目指すサービスで、利用した方は、スムーズな車の乗り降りやお風呂のまたぎ動作が安定する等の効果がみられています。

【事業量の実績と事業量の見込み】

		実績値				見込み値	
		平成30年度(2018年)		令和元年度(2019年)		令和2年度(2020年)	
		人数	回数	人数	回数	人数	回数
訪問型サービス		117	8,213	108	8,702	113	8,956
介護支援型	週1回	14	512	19	716	20	747
	週2回	28	2,392	28	2,360	29	2,497
	週3回	14	1,788	14	1,788	15	1,884
	小計	56	4,692	61	4,864	64	5,128
生活支援型	週1回	31	512	19	716	20	917
	週2回	25	2,392	22	2,360	23	2,122
	週3回	5	617	6	762	6	789
	小計	61	3,521	47	3,838	49	3,828
訪問型短期集中サービス		29	43	12	32	37	70
住民主体の生活支援型	フォーマル	0	0	0	0	0	0
	インフォーマル	11	213	11	235	11	265

※人数は月平均、回数は年間実績数。訪問型短期集中サービスの人数、回数は年間の実績数。

		計画値					
		令和3年度 (2021年)		令和4年度 (2022年)		令和5年度 (2023年)	
		人数	回数	人数	回数	人数	回数
訪問型サービス		115	9,098	115	9,175	117	9,262
介護支援型	週1回	21	760	21	766	21	775
	週2回	30	2,559	30	2,584	30	2,610
	週3回	15	1,896	15	1,908	15	1,920
	小計	66	5,215	66	5,258	66	5,305
生活支援型	週1回	20	932	20	941	21	953
	週2回	23	2,158	23	2,178	24	2,200
	週3回	6	793	6	798	6	804
	小計	49	3,883	49	3,917	51	3,957
訪問型短期集中サービス		40	84	40	84	40	84
住民主体の生活支援型	フォーマル	0	0	0	0	0	0
	インフォーマル	12	284	13	308	14	332

※人数は月平均、回数は年間見込数。訪問型短期集中サービスの人数、回数は年間見込数。

【事業所の状況】

訪問型サービス		実績値		見込み値	計画値		
		平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
事業所数 (か所)	介護支援型	9	9	8	8	8	8
	生活支援型	8	8	7	7	7	7
	住民主体の生活支援型	フォーマル	0	0	0	0	0
		インフォーマル	1	1	1	1	1

【実施方針】

- 生活支援型サービスに、元気高齢者をはじめとした非専門職が従事する体制を構築することで、専門職と非専門職の機能分化を推進し、身体介護のサービス提供量を確保します。
- 理学療法士と連携し、サービス利用前にアセスメント訪問等を実施することで、適切な対象者の選定と積極的なサービス提供を継続して行っていきます。

2) 通所型サービス

【事業概要】

要支援者および事業対象者に対し、デイサービスセンターで機能訓練やレクリエーション等を提供するサービスです。

【現状と課題】

- ・一日型通所サービスは、人材確保が難しいこと、報酬が低額であることなどから、廃止する事業所がありました。
- ・半日型通所サービスは、運動機能向上型や生活機能向上型のサービスが提供されており、サービス提供量が増加しています。
- ・市内には、制度（フォーマルサービス）としての住民主体型サービスはありませんが、インフォーマルサービス（居場所）として週1回以上開催される通いの場があります。
- ・通所型短期集中サービスでは、運動機能向上に特化した教室を開催することで、高齢者の身体機能の維持または向上の効果が上がっています。

【事業量の実績と事業量の見込み】

		実績値				見込み値	
		平成30年度 (2018年)		令和元年度 (2019年)		令和2年度 (2020年)	
		人数	回数	人数	回数	人数	回数
通所型サービス		342	19,548	324	18,202	338	18,849
一日型	週1回	94	4,168	78	3,492	81	3,636
	週2回	90	7,640	84	6,827	88	7,181
	小計	184	11,808	162	10,319	169	10,817
半日運動型	週1回	28	1,297	38	1,769	39	1,841
	週2回	14	1,274	15	1,418	16	1,473
	小計	42	2,571	53	3,187	55	3,314
半日生活型	週1回	9	377	12	417	13	415
	週2回			1	5	1	5
	小計	9	377	13	422	14	420
短時間デイ	週1回	107	4,792	96	4,274	100	4,298
通所型短期集中サービス		52	445	28	264	30	390
住民主体の生活支援型	フォーマル	0	0	0	0	0	0
	インフォーマル	192	768	230	960	230	920

※人数は月平均、回数は年間実績数。通所型短期集中サービスの人数、回数は年間実績数。

		計画値					
		令和 3年度 (2021年)		令和 4年度 (2022年)		令和 5年度 (2023年)	
		人数	回数	人数	回数	人数	回数
通所型サービス		349	19,391	352	19,475	353	19,567
一日型	週1回	82	3,731	84	3,770	85	3,815
	週2回	88	7,226	89	7,271	89	7,318
	小計	170	10,957	173	11,041	174	11,133
半日運動型	週1回	39	1,841	39	1,841	39	1,841
	週2回	16	1,473	16	1,473	16	1,473
	小計	55	3,314	55	3,314	55	3,314
半日生活型	週1回	13	415	13	415	13	415
	週2回	1	5	1	5	1	5
	小計	14	420	14	420	14	420
短時間デイ	週1回	110	4,700	110	4,700	110	4,700
通所型 短期集中サービス		35	455	40	520	40	520
住民主体の 生活支援型	フォーマル	0	0	0	0	0	0
	インフォーマル	230	920	230	920	230	920

※人数は月平均、回数は年間見込数。通所型短期集中サービスの人数、回数は年間見込数。

【事業所の状況】

通所型サービス		実績値		見込み値	計画値			
		平成 30年度 (2018年)	令和 元年度 (2019年)	令和 2年度 (2020年)	令和 3年度 (2021年)	令和 4年度 (2022年)	令和 5年度 (2023年)	
事業所数 (か所)	一日型	18	17	15	15	15	15	
	半日運動機能 向上型	4	2	3	3	3	3	
	半日生活機能 向上型	3	3	3	3	3	3	
	住民主体の 生活支援型の	フォーマル	0	0	0	0	0	0
		インフォーマル	6	11	8	8	8	8

【実施方針】

- ・通所型サービスの人材確保を目的とした担い手養成研修を実施し、サービス提供量の確保に努めます。
- ・委託による短時間デイサービスは、フレイル予防を意識し、栄養と運動を活用した事業として継続します。
- ・通所型短期集中サービスは、週1回、4か月間（合計16回）を基本とし、年間を通じて実施可能な提供体制を確保し、継続実施します。

3) その他生活支援サービス

【事業概要および実施方針】

要支援者等が、地域で自立した日常生活を継続できるよう支援する事業を実施します。訪問型サービスと通所型サービスが一体的に行われることで効果的に実施できる事業、栄養改善・見守りを目的とした配食、または住民ボランティアが行う見守り訪問や定期的な安否確認などがあります。

地域課題や専門職の意見に基づき、高齢者に必要とされている事業および効果的な事業について検討を進めます。

4) 介護予防ケアマネジメント

【事業概要】

要支援者および事業対象者の心身状況や生活環境を把握し、自立支援・介護予防・重度化防止を目的とした適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう、ケアプランを作成し、必要な援助を行います。

【現状と課題】

- ・総合事業の介護予防ケアマネジメント件数の増加に伴い、地域包括支援センターの業務量が増加していることに加えて、職員の確保が難しい状況です。
- ・自立支援・介護予防の視点に基づいたケアマネジメントに苦慮しています。

【事業量の実績と事業量の見込み】

類型	実績値				見込み値	
	平成 30年度 (2018年)		令和 元年度 (2019年)		令和 2年度 (2020年)	
	人数	回数	人数	回数	人数	回数
ケアマネジメントA	142	1,685	135	1,601	138	1,630
ケアマネジメントB	126	1,494	109	1,297	107	1,266
合計	268	3,179	244	2,898	245	2,896

類型	計画値					
	令和 3年度 (2021年)		令和 4年度 (2022年)		令和 5年度 (2023年)	
	人数	回数	人数	回数	人数	回数
ケアマネジメントA	139	1,655	140	1,671	141	1,690
ケアマネジメントB	108	1,272	109	1,284	110	1,301
合計	247	2,927	249	2,955	251	2,991

※人数は月平均、回数は年間見込数

【実施方針】

- ・高齢者の心身の残存機能を最大限に生かし、本人の目標（意思）による自立支援を目的とした介護予防ケアマネジメントを推進します。
- ・ケアプラン作成者に対し、市のケアマネジメント方針を示すことで、利用者の自立支援や生きがい創出に資するケアプラン作成に繋がるよう支援していきます。
- ・総合事業等のフォーマルサービスのみならず、地域のサロンや居場所、趣味活動や移動スーパーといったインフォーマルサービスもケアマネジメントに組み込むことで、本人が住み慣れた地域で自立した日常生活が継続できるよう支援していきます。

(2) 一般介護予防事業

高齢者が気軽に参加できる住民主体の通いの場を充実させ、参加者や通いの場を拡大する取組を実施します。また、リハビリテーション専門職を地域で活かす取組を行うことにより、高齢者がどのような状態でも生きがいや役割を持った生活ができる地域づくりを推進します。これらの取組は、認知機能低下の予防につながる可能性も高いとされています。

1) 介護予防把握事業

【事業概要】

訪問等により収集した情報を活用し、閉じこもりや認知機能の低下等何らかの支援を要する者を早期に把握し、介護予防活動につなげます。

【現状と課題】

- ・主に本人、家族等からの相談、民生委員等地域住民からの情報提供、地域包括支援センターとの連携により対象者を把握しています。

【実施状況】

- ・把握した情報をもとに地域包括支援センターが対象地域、年齢や世帯状況などで優先順位を付け、高齢者世帯や独居高齢者世帯の実態把握調査を順次行っています。

【事業量の実績と見込み】

		実績値		見込み値	計画値		
		平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
地域包括支援センターによる実態把握訪問 (件)	計画値	800	800	800	750	750	750
	実績値	710	542	710			

【実施方針】

- ・長寿介護課窓口と地域包括支援センターの訪問による把握や対象者との面談を行い、介護予防教室の参加活動へつなぎます。
- ・要介護状態になる恐れのある者は、地域包括支援センターにおいて、早期に介護予防・生活支援サービス事業や介護サービス等につなげていきます。
- ・後期高齢者の質問票を活用し、フレイル状態にある方を把握し、訪問や相談等で支援を行っていきます。

2) 介護予防普及啓発事業

【事業概要】

介護予防の基本的な知識を普及啓発し、高齢者が自ら介護予防活動に取り組むための教室や相談会、健康講座等を実施しています。

【現状と課題】

- ・ボランティアによる地域における介護予防教室（転倒予防、認知症予防）は、これまでと同様に実施しています。
- ・多くの高齢者が参加しやすいよう、低栄養予防・口腔機能向上の教室を各地区の公民館等で開催しています。また、共食をきっかけに社会参加を促す教室も実施しています。
- ・介護予防教室終了後は、地域で継続した自主活動が行えるよう支援することで、各地区に自主活動グループを立ち上げることができています。
- ・地域包括支援センターや介護予防拠点施設のスタッフが、地域の通いの場に出向いて介護予防活動の普及啓発を行っています。

【実施状況および事業量の見込み】

	実績値		見込み値	計画値		
	平成 30年度 (2018年)	令和 元年度 (2019年)	令和 2年度 (2020年)	令和 3年度 (2021年)	令和 4年度 (2022年)	令和 5年度 (2023年)
パンフレット等作成および配布 健康はつらつチェック						
配布（人）	12,141	12,126				
回収（人）	6,442	5,909				
介護予防講座 フレイル講座 ※（ ）はフレイル予防講座の回数（再掲） （低栄養予防・口腔機能向上、認知症予防・運動器の機能向上のための講演会や地域での啓発講座等）						
実施回数（回）	377	273	200	250 (50)	300 (60)	300 (70)
参加延人数（人）	9,454	5,974	4,500	5,000	6,000	6,000
介護予防相談（口腔機能向上相談・認知症予防相談など）						
実施回数（回）	38	30	25	30	35	35
参加延人数（人）	134	180	120	180	200	200
介護予防教室（低栄養予防・口腔機能向上教室、認知症予防教室、運動器の機能向上教室等）						
実施回数（回）	517	487	400	500	500	500
参加延人数（人）	11,516	10,352	8,400	11,000	11,000	11,000
包括実施（回）	30	33	50	55	55	55

	実績値		見込み値	計画値		
	平成 30年度 (2018年)	令和 元年度 (2019年)	令和 2年度 (2020年)	令和 3年度 (2021年)	令和 4年度 (2022年)	令和 5年度 (2023年)
通所型フォロー事業（介護予防拠点施設）						
実施回数（回）	105	90	78	72	72	72
参加延人数（人）	743	745	542	576	576	576
居場所・出番づくり支援事業（介護予防拠点施設）						
支援団体数（団体）	5	6	6	6	6	6
介護予防のポイント啓発事業（介護予防拠点施設）						
実施回数（回）	20	33	24	24	24	24

【実施方針】

- ・国民健康保険の保健事業と連携し、要介護状態の原因となる生活習慣病の予防と運動機能を高める教室を行うことで、若い年代から生活習慣の改善と運動習慣の定着を進めていきます。
 - ・低栄養予防・口腔機能向上教室、運動器機能向上教室、認知症予防教室などの教室事業については、教室終了後も自主活動ができるよう支援するなど、知識の普及啓発だけでなく、参加者が主体的に介護予防活動を継続するための動機づけを行います。
 - ・口腔機能向上を目的に、歯科衛生士による個別の相談事業を実施します。
 - ・地域包括支援センターや介護予防拠点のスタッフが、地域の老人クラブやサロンなどに出向き、介護予防に関する知識や理解を広める活動を実施します。
 - ・健康はつらつチェックは、令和元年度で終了し、令和3年度からは長寿健診や地域の健康講座等で実施する後期高齢者の質問票にて、フレイル状態にある方を把握し、介護予防事業等につなげていきます。
- ※ 認知症予防の現状と課題、実施方針はP. 137 2) 認知症予防の取組に記載。

3) 地域介護予防活動支援事業

【事業概要】

高齢者が誰でも一緒に参加することができる介護予防活動の地域展開を目指して、住民主体の通いの場を増やし、その活動が継続されるための支援を実施しています。

【現状と課題】

- ・地域の身近な場所での介護予防の活動が、今後さらに広まるようボランティア養成講座を開催し、健康づくりリーダーの養成を進めます。
- ・認知症予防教室では、子育て中の母親にサポーターをお願いすることで、高齢者と若い世代との交流を持つことができ、若い世代に対して、認知症の理解を促すことができています。
- ・健康づくりリーダーの高齢化に伴い、地域の通いの場等で活動を継続できる人材が減少しています。

【実施状況および事業量の見込み】

	実績値		見込み値	計画値		
	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
介護予防リーダー育成事業（介護予防リーダー、脳トレサポーターの養成研修）						
実施講座数（回）	2	2	11	4	4	11
育成人数（人）	10	14	24	15	15	25
介護予防自主活動グループ支援事業 （生きがいリーダーハッピー、ちょっとサポーター、脳トレ卒業生の会への支援）						
支援回数（回）	48	105	45	90	105	110
地域包括支援センターとリーダーサポート事業（地域包括支援センター）						
関与回数（回）	46	35	55	55	55	55

【実施方針】

- ・健康づくりリーダー育成講座は、3年に1度（令和5年度）の開催とし、次の開催までの間は、講座修了者のボランティア活動を支援します。
- ・認知症予防教室のサポーターは、引き続き、託児を用意することで、若い世代の参加を促し、高齢者や認知症の理解を広めます。
- ・生きがいリーダーハッピーと協力して、「いつでも・どこでも・だれでもできる」まきのはら元気アップ体操（市の歌の体操）を普及啓発します。
- ・生活支援コーディネーターと協力して、住民主体の介護予防活動等の情報を収集し、ケアプランを作成する介護支援専門員に周知するなど、外出の場のコーディネートへの有効活用に努めます。
- ・地域包括支援センターの職員が、住民主体の介護予防活動等の展開を協議する場へ参加し、在宅高齢者のニーズとサービス構築に対する助言を行います。

4) 一般介護予防評価事業

【事業概要】

計画に定める重点項目および具体的な取組の目標値の達成状況を、事業量の見込値も含めて評価し、事業の改善に向けた検討を毎年実施します。

また、事業の効果を上げるために、総合事業全体を評価し、その評価結果に基づき、事業全体の見直しを行います。

5) 地域リハビリテーション活動支援事業

【事業概要】

リハビリテーション専門職が高齢者の有する能力を評価し改善の可能性を助言するなど、介護予防の取組を総合的に支援します。

【現状と課題】

- ・介護事業所へリハビリテーション専門職を派遣し、高齢者の自立支援に向けた指導を実施しましたが、介護報酬の加算の算定につなげた事業所はありませんでした。
- ・介護予防ケアプラン会議において、定期的に様々な専門職から助言をしてもらうことで、ケアマネジメントの質の向上を図っています。
- ・ケアマネジャー新規同行訪問事業を令和元年度から実施し、リハビリ専門職の活用が急速に進んでいます。
- ・地域の通いの場等にリハビリテーション専門職を派遣することで、介護予防に効果的な体操を定期的実施することができています。

【実施状況および事業量の見込み】

		実績値		見込み値	計画値		
		平成 30年度 (2018年)	令和 元年度 (2019年)	令和 2年度 (2020年)	令和 3年度 (2021年)	令和 4年度 (2022年)	令和 5年度 (2023年)
①住民主体の 介護予防活動へ の技術的助言 (回)	福祉	1	1	1	1	1	1
	保健	1	5	8	10	10	10
②介護職員等への 介護予防に関する 技術的助言 (回)	福祉	9	6	7	8	8	8
	保健	1	0	1	0	1	0
③介護予防ケアプ ラン会議やサー ビス担当者会議 におけるケアマ ネジメント支援 (回)	福祉	3	5	5	6	8	12
	保健	15	9	10	10	10	10
④その他地域に おける介護予防 の取組の機能強 化をする支援 (回)	福祉	1	168	180	216	219	221
	保健	1	2	3	7	5	5
①～④合計	福祉	14	180	193	231	236	242
	保健	18	16	22	27	26	25
総計		32	196	215	258	262	267

【実施方針】

- ・高齢者の自立支援に向けた指導を強化するために、住民主体の通いの場や介護事業所等へリハビリテーション専門職を派遣します。また、要支援者等の身体機能・生活機能向上を目指す短時間リハビリテーション支援事業を今期中に実施します。
(P. 162 2 短時間リハビリテーション支援事業)
- ・介護予防ケアプラン会議への専門職の関与により、自立支援のプロセスを会議の参加者で共有し、介護予防ケアマネジメント力の向上につなげます。
- ・通所型サービスC事業の事業理解や適切な対象者を選定するため、2年に1回事業報告会を開催し、地域包括支援センター職員への理解促進を図ります。
- ・保健事業と介護予防の一体的実施 (P. 73 第3節 保健事業と介護予防の一体的実施) において、関係部署および専門職が連携し、高齢者の健康づくり事業を進めます。地域リハビリテーション活動支援事業も一体的実施の事業と連携をしながら実施します。

3 包括的支援事業

本事業は、次の地域包括支援センターの主要4事業に在宅医療・介護の連携推進事業、認知症総合支援事業、地域ケア会議推進事業、生活支援体制整備事業の4事業(社会保障充実分事業)を加えて、推進しています。

(1) 地域包括支援センター

市は、介護保険給付を行う上で、居宅における自立支援、要介護状態等の軽減や悪化防止、医療との十分な連携に配慮しつつ、被保険者の選択に基づき保健医療・福祉サービスを総合的かつ効率的に提供されることを実現するために、地域包括支援センターを設置しています。

介護保険制度の理念である「尊厳の保持」と「自立支援」に貢献するよう、地域包括支援センターを施策の核として位置付けています。

1) 地域包括支援センターの運営

【事業概要】

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、3職種(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)が、地域のネットワークを構築しながら個別サービスを行う地域の中核機関です。

国の基準を基に条例で定めている事項(抽出)

- 設置者および運営主体…設置者は牧之原市で、委託により運営する
- 委託等事業 …包括的支援事業の実施と指定介護予防支援事業所の運営
- 職員および設置数 …3職種の相談員の確保と高齢者人口に対する職員配置数

【現状と課題】

① 地域包括支援センター職員配置状況

地域包括支援センター名 (運営法人)		地域包括支援センターオリーブ (福)牧ノ原やまばと学園			地域包括支援センターさがら (福)牧之原市社会福祉協議会		
設置場所		総合健康福祉センターさざんか			市役所相良庁舎		
年 度		平成 30年度 (2018年)	令和 元年度 (2019年)	令和 2年度 (2020年)	平成 30年度 (2018年)	令和 元年度 (2019年)	令和 2年度 (2020年)
担当区域高齢者人口		6,545	6,563	5,441	7,157	7,195	5,931
人員体制 (人工)	3職種	4	4	3.6	5	5	4
	実態把握	1	2	1.6	1	2.3	2.2
	専任プランナー	2	1.2	1.5	2.7	0.8	1.2
3職種 相談員 (人)	保健師	1	1	1	1	1	1
	社会福祉士	2	2	2	2	2	2
	主任介護支援専門員	1	1	1	1	2	1
実態把握相談員 (事業プランナー) (人)		1	1	1	1	1	1
専任プランナー (人)	介護支援専門員他	3	3	2	4	4	3
職員数計 (人)		8	8	7	9	10	8

地域包括支援センター名 (運営法人)		地域包括支援センターさんいく ((福) 賛育会)		合計		
設置場所		(株) 笠原産業本社ビル				
年 度		令和2年度 (2020年)		平成 30年度 (2018年)	令和 元年度 (2019年)	令和 2年度 (2020年)
		～6月	7月～			
担当区域高齢者人口 (人)		ブランチ	2,663	13,702	13,758	14,035
人員体制 (人工)	3職種	1	2	9	9	9.6
	実態把握	0	1.2	2	4.3	5
	専任プランナー	0	0.5	4.7	2	3.2
3職種 相談員 (人)	保健師	1	1	2	2	3
	社会福祉士	—	1	4	4	5
	主任介護支援専門員	—	—	2	3	2
実態把握相談員 (事業プランナー) (人)		—	1	2	2	3
専任プランナー (人)	介護支援専門員他	—	1	7	7	6
職員数計 (人)		1	4	17	18	19

※ 4月1日現在 (令和2年度は7月1日現在)

② 地域包括支援センターの設置について

国の考え方では、「地域包括支援センターは、おおむね人口2万人から3万人に1か所の設置が目安」としており、これまで2か所設置していました。第7期介護保険事業計画策定において、担当する第1号被保険者数の増加および委託先一法人による専門職種の確保が困難であること、高齢者や高齢者世帯の増加に伴う相談窓口の確保を目的に3か所目の設置を計画しました。

- 令和2年4月からブランチ型地域包括支援センターさんいくを立ち上げ、7月から正規地域包括支援センターの運営に移行しています。

③ 地域包括支援センターの職員について

次表のように、第1号被保険者数に対して3職種の配置数が示されています。

第1号被保険者の数	配置すべき人員
概ね2,000人以上3,000人未満 [さんいく]	3職種の内、保健師等を1人および社会福祉士等・主任介護支援専門員等のいずれか1人
概ね3,000人以上6,000人未満 [オリーブ・さがら]	3職種を各1人ずつ

- 市では、3職種の配置として、担当地区の第1号被保険者数1,500人に対し1人の配置を目標にしています。(4人目以上の職種は、3職種以外の専門職配置も可能)
- 保健師等の確保が難しい法人に対しては、市の職員を派遣しています。
- 新任スタッフ研修の充実に努めています。
- 新設にあたり、就業予定の専門職が既存センターに派遣され、準備を行い開設に至っています。

2) 地域包括支援センター業務について

アンケート調査による地域包括支援センターの周知状況を平成22年と令和元年を比較すると「知っている」が14.7%から40.4%、「名は聞いたことがあるが役割は知らない」が25.1%から38.7%。合わせて39.8%が79.1%と2倍に増加し、知名度は高くなっています。

設置当初と比べると、より専門的な知識の習得、他機関との密接な連携、知名度向上に伴う相談件数および制度改正に伴う介護予防ケアマネジメント件数の増加など、住民への直接的なサービスが増加しています。

また、実績報告および国や市の基準に基づく事業評価を実施しており、毎年PDCAサイクルの観点に基づき振り返りに努めています。

【事業概要】

① 社会福祉法人等の公益法人を基本として、委託による運営設置を進めます。

ア 委託期間 原則3年間 業務委託契約は単年度更新

イ 地区分担 小学校区別に3分割

川崎・細江・坂部小学校/(福)牧ノ原やまぼと学園

相良・地頭方・菅山小学校/(福)牧之原市社会福祉協議会

萩間・牧之原・勝間田小学校/(福)賛育会

ウ 職員配置

市では、3職種の配置として、担当地区の第1号被保険者数1,500人に対し1人の配置に努めます。

介護予防ケアマネジメントに係る職員は、月当たり45件を1人工として配置を進めます。

また、臨時職員の確保等により、効率的かつ効果的な人員配置を法人に依頼し、居宅介護支援事業所のケアマネジメント委託も併せて推進します。

専門職の確保が困難な場合は、委託先3法人を含む市および懇話会で確保策を検討します。また、法人内での確保が困難な保健師は、協議の上、市からの派遣を実施することがあります。

② 地域包括支援センターの機能強化および機能分化について検討します。

地域包括支援センターの職員は、経験年数が3年未満の職員が多いのが現状です。

地域包括支援センターとしての研修の充実を図り、3つの地域包括支援センターと機能強化や機能分化の是非と有用性について協議し、日常業務の相互支援・協力体制づくりも併せて進めます。

③ 相談支援の体制づくりに努めます。

地域包括支援センターの統括は、市関係部署（健康推進、障がい者・高齢者福祉、生活保護、消費者相談センター等）や生活支援コーディネーターと円滑な連携を図ることができる市介護保険担当部署とします。

また、地域共生社会の実現に向けて「断らない相談支援」体制づくりのために、地域包括支援センターと他機関との連携のあり方や次の事業の役割と連携のあり方の整理および関係者との共有に努めます。

3) 地域包括支援センター4つの主要業務

① 総合相談支援業務

【事業概要】

高齢者等の様々な相談の入り口として機能しています。相談内容により、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローを行うとともに、必要に応じて地域包括支援センターの他の業務として支援を継続しています。

【現状と課題】

- ・相談件数の増加と専門職の確保が困難であること、高齢化率の上昇と高齢者世帯の増加から、3か所目の地域包括支援センターを設置し、相談しやすい体制づくりをしました。
- ・相談件数は、年間5,000件から6,000件ありますが、中でも来所による相談が増加し、訪問による相談は減少しています。特に、高齢者の実態把握調査件数は、減少しています。
- ・近年、認知症や精神障がいを持つなど重層的な問題を抱えている方の相談が増加しています。これらを背景に、虐待やその防止、権利擁護に関する支援が増加しています。

【実施状況および事業量の見込み】

		実績値		見込み値	計画値		
		平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
相談実件数 (件)	計画値	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
	実績値	6,081	5,649	4,948			
実態把握訪問 (再掲) (件)	計画値	800	800	800	750	750	750
	実績値	710	542	710			
実態把握訪問 担当者数 (人)	計画値	2.0	2.0	2.0	5.0	5.0	5.1
	実績値	2.0	4.3	5.0			

※ 実態把握担当者は、介護予防ケアマネジメント担当者を兼ねる者です。

【実施方針】

- ・3か所の地域包括支援センターの連携(経験と専門性を相互で補完すること)により、相談・支援業務を進めます。
- ・来所が困難な方への対応や生活上の隠れた問題やニーズの早期発見・早期対策ができるよう、引き続き実態把握訪問事業を実施します。
- ・事業評価に係る実績や評価方法を精査することで、事務の簡略化を行い、業務負担軽減を図ります。
- ・住民の困りごとの相談先の一つとして、地域包括支援センターの周知を継続します。また、障がいサービス利用から介護保険サービス利用への円滑な移行を支援するため、障がい福祉分野との連携を図ります。

② 権利擁護業務

【事業概要】

高齢者が地域で尊厳のある生活を維持継続し、安心して生活を行うことができるよう、多部署連携を通じて、高齢者虐待・困難事例への対応や老人福祉施設などへの措置、成年後見制度の活用促進や消費者被害の防止への支援を専門的に行う業務です。

【現状と課題】

- ・虐待や成年後見制度を活用する相談件数が増加しています。
- ・令和2年度から成年後見サポートセンターを核とした権利擁護の啓発に協力しています。また、成年後見サポートセンター主催の個別支援部会に案件を提出、協議を行い、申し立てに至る準備の支援をしています。
- ・地域包括支援センター業務の熟練者が少なくなり、対応には複数の専門職が関与して多くの時間を費やしており、知識と経験を重ねる必要があります。

【実施状況】

	実績値					見込み値
	平成 27年度 (2015年)	平成 28年度 (2016年)	平成 29年度 (2017年)	平成 30年度 (2018年)	令和 元年度 (2019年)	令和 2年度 (2020年)
権利擁護（成年後見制度）に関する延べ相談件数（件）	54	51	71	29	275	82
延べ相談件数（件）	507	553	542	570	817	534
高齢者虐待支援実件数（件）	36	41	49	27	22	24

【実施方針】

ア 成年後見制度の活用

- ・成年後見制度に関する知識と理解を高め、司法関係など専門機関との連携を図りながら高齢者の権利擁護の推進に努めます。
- ・成年後見サポートセンター、地域包括支援センターおよび行政が協働して、市内の社会福祉法人による法人後見や市民による市民後見ができる体制を推進します。

イ 高齢者虐待と養護者支援

- ・市民や事業所等が虐待について相談しやすい環境を整えることで、早期発見を図るとともに、警察など関係機関と連携して対応します。
- ・市の虐待対応マニュアルを共有し、適切な対応に努めます。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

【事業概要】

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、主治医や介護支援専門員、地域の関係機関などとの連携・協働の体制づくりや、介護支援専門員の支援などを行います。

【現状と課題】

- ・民生委員、介護支援専門員や介護サービス事業所などと連携し、個別ケース支援を通じて高齢者の見守り体制の構築に努めています。
- ・市内の主任介護支援専門員と連携し、新任介護支援専門員研修会を開催するなど、質の向上に努めています。
- ・市の在宅医療介護連携相談支援窓口と連携し、医療関係者と介護関係者の情報交換の場を作り、高齢者の支援がスムーズにできるよう連携体制に努めています。
- ・総合相談により複数の問題を抱える相談者が増加し、多種多様な機関との連携に時間を要しています。知識の習得、調整への関与が複雑化し、ある程度の期間同居家族へのアプローチなど、連携に配慮する必要があります。
- ・障がい福祉関係者が関与するケアマネジメントに関し、情報や方針の共有および同居家族へのアプローチなど連携に配慮する必要があります。
- ・インフォーマルサービスのコーディネートが十分に実現できていません。

【実施方針】

ア 包括的・継続的なケア体制の構築

地域における高齢者の生活を包括的・継続的に支えるため、民生委員や医療機関など様々な関係機関との顔の見えるネットワークづくりを進めます。

イ 地域の介護支援専門員の支援

介護支援専門員に対する日常的個別指導・支援、介護支援専門員同士のネットワークづくりや研修会などに参加できる環境を整え、介護支援専門員への支援に努めます。

ウ 医療介護連携の円滑な連携

在宅介護を推進するにあたり、医療職が地域で活躍する機会の増加に努めます。特に看護師や理学療法士といった医療の専門職を必要とする在宅者へ必要性を説明し、有効活用できるように努めます。

エ 障がい福祉との円滑な連携

高齢者障がい者連絡会を活用し、障がい者福祉制度を学ぶとともに対応を相互で共有し、個人ではなく世帯としてのアプローチを円滑に展開できるよう努めます。

④ 介護予防ケアマネジメント業務

【事業概要】

高齢者が地域で自立した生活を送れるよう支援するために、次のケアマネジメント業務を実施します。（地域包括支援センターが主体となって行う介護予防ケアマネジメント業務）

ア 要支援認定者の予防給付ケアマネジメント業務（指定介護予防支援事業所）

イ 総合事業対象者および要支援認定者の介護予防ケアマネジメント業務

ウ 一般介護予防事業対象者の把握と事業参加のためのケアマネジメント業務

【現状と課題】

- ・介護予防が必要な高齢者を把握し、適切な介護予防事業へつなぐよう支援していますが、地域に存在するインフォーマルサービスの活用にまで至っていません。
- ・本人の自立に対する意思を尊重した目標、サービスの使い方を適切に実行できる計画を立てられるよう努めています。
- ・ケアマネジメントを担当する専門職の確保が難しくなっている一方、地域包括支援センターの新設に伴う3か所ごとの業務量を確認し、必要なスタッフの確保が望まれます。
- ・事業対象者の増加により、ケアマネジメント業務も増加し続けています。
- ・総合事業の対象者が弾力化された場合、介護予防ケアマネジメントの実施数はさらに増加します。

【事業量の実績と見込み】

予防給付ケアマネジメント (延件数)			実績値		見込み値	計画値		
			平成 30年度 (2018年)	令和 元年度 (2019年)	令和 2年度 (2020年)	令和 3年度 (2021年)	令和 4年度 (2022年)	令和 5年度 (2023年)
直接実績	さがら	計画値	511	523	523	839	864	886
		実績値	526	872	779 (54)			
	オリーブ	計画値	370	379	379	912	939	963
		実績値	721	893	835 (22)			
	さんいく	計画値				292	301	308
		実績値			288			
	小 計	計画値	881	902	902	2,043	2,104	2,157
		実績値	1,247	1,765	1,902 (76)			
委託実績		計画値	2,539	2,602	2,602	1,605	1,652	1,695
		実績値	2,079	1,707	1,503 (29)			
合 計		計画値	3,420	3,504	3,504	3,648	3,756	3,852
		実績値	3,326	3,472	3,405 (105)			

※ 実績値は、包括事業実績に基づく数値。

※ 令和2年度実績値の（ ）内は、4月～6月さんいく担当地区を再掲。

【事業量の実績と見込み】（続き）

総合事業ケアマネジメント (延件数)			実績値		見込み値	計画値		
			平成 30年度 (2018年)	令和 元年度 (2019年)	令和 2年度 (2020年)	令和 3年度 (2021年)	令和 4年度 (2022年)	令和 5年度 (2023年)
直接実績	さがら	計画値	1,556	1,612	1,617	1,245	1,256	1,266
		実績値	1,339	1,337	1,004 (69)			
	オリーブ	計画値	1,257	1,296	1,303	982	991	999
		実績値	1,024	1,037	793 (37)			
	さんいく	計画値				458	463	466
		実績値			369			
	小 計	計画値	2,813	2,908	2,920	2,685	2,710	2,731
		実績値	2,363	2,374	2,166 (106)			
委託実績		計画値	800	817	822	590	595	600
		実績値	765	545	500 (24)			
合 計		計画値	3,613	3,725	3,742	3,275	3,305	3,331
		実績値	3,128	2,919	2,666 (130)			

※ 実績値は、包括事業実績に基づく数値。

※ 令和2年度実績値の（ ）内は、4月～6月さんいく担当地区を再掲。

【事業量の実績と見込み】（続き）

予防給付・総合事業 合計 (延件数)			実績値		見込み値	計画値		
			平成 30年度 (2018年)	令和 元年度 (2019年)	令和 2年度 (2020年)	令和 3年度 (2021年)	令和 4年度 (2022年)	令和 5年度 (2023年)
直接実績	さがら	計画値	2,067	2,135	2,140	2,084	2,120	2,152
		実績値	1,865	2,209	1,783 (123)			
	オリーブ	計画値	1,627	1,675	1,682	1,894	1,930	1,962
		実績値	1,745	1,930	1,628 (59)			
	さんいく	計画値				750	764	774
		実績値			657			
	小 計	計画値	3,694	3,810	3,822	4,728	4,814	4,888
		実績値	3,610	4,139	4,068 (182)			
委託実績		計画値	3,339	3,419	3,424	2,195	2,247	2,295
		実績値	2,844	2,252	2,003 (53)			
合 計		計画値	7,033	7,229	7,246	6,923	7,061	7,183
		実績値	6,454	6,391	6,071 (235)			

※ 実績値は、包括事業実績に基づく数値。

※ 令和2年度実績値の（ ）内は、4月～6月さんいく担当地区を再掲。

【実施方針】

- ・経験の浅い職員に対して、ケアマネジメントの初期業務としてアセスメント力の強化を、地域包括支援センター連絡会を活用して推進します。
- ・ケアマネジメントにおける医療情報の活用やプランへの反映について、ケアプラン点検および介護予防ケアプラン会議等を活用し深めます。
- ・介護予防および重度化防止として、理学療法士や訪問看護師等の活用を進めます。
- ・業務量を勘案し、ケアマネジメントの委託が可能な事業所の確保に努めます。
- ・介護予防支援事業所のあり方（地域包括支援センターの3つの業務と介護予防ケアマネジメント業務のあり方）について検討をします。
- ・今後も、介護支援専門員が抱える課題などを把握した上で、必要な支援を行います。

4) 地域包括支援センター運営協議会

【事業概要】

地域包括支援センターの公平性・中立性の確保、円滑かつ適正な運営を図るため、牧之原市地域包括支援センター運営協議会を開催します。地域包括支援センター運営協議会の委員は、介護保険事業計画等策定懇話会の委員と兼ねています。

【現状と課題】

- ・地域包括支援センターの運営等の課題について検討しました。
 - 地域包括支援センターの設置および開設時期、担当地区の決定
 - 地域包括支援センターの事業・事務の簡略化(実績報告の簡略化)

【実施方針】

- ・年間2回の運営協議会を開催し、事業計画策定年度は4回を目途に開催します。
- ・「断らない相談支援」を実現させるための人材の確保および配置、障がい福祉関係者との円滑な連携の為の課題の抽出と協議を行います。
- ・令和2年度に開設した地域包括支援センターの運営に関する評価を行うとともに、各地域包括支援センターの業務量を確認し業務負担の軽減に向けて協議します。
- ・第9期の介護保険事業計画を目指し以下の事項について検討します。
 - 地域包括支援センター毎の機能強化(機能分化)の実施について
 - 介護予防支援事業所業務と他の地域包括支援センター3業務の区分について
 - 権利擁護に関する相談支援業務の増加および複雑化・多様化への支援について
 - 事務の簡略化について

(2) 地域ケア会議の充実

すべての高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい尊厳ある生活を安心して継続するためには、地域の様々な機関、事業者、団体が連携し、支援の質の向上を図り、共通する問題を協力して解決する必要があります。この実現のために地域ケア会議を設置し、地域包括ケアシステムの構築、推進を図っていきます。

【事業概要】

地域ケア会議（行政、地域包括支援センター、介護サービス事業所、医療機関、民生委員などから構成される会議体）は、個別ケースを支援する過程を通して、次の機能も発揮できるよう相互に関係し合い、循環させることで包括的な支援ネットワークを構築していくものです。

○地域ケア会議が有する5つの機能

機能	機能の内容
個別課題解決機能	多職種が協働して個別ケースの支援内容を検討することにより、課題解決を支援する。
ネットワーク構築機能	課題解決を図るため、地域の関係機関等の相互の連携を高める。
地域課題発見機能	個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を浮き彫りにする。
地域づくり・資源開発機能	インフォーマルサービス（家族・友人・地域住民・ボランティア等からの支援）や地域の見守りネットワークなど、地域で必要な資源*を開発する。
政策形成機能	地域に必要な取組を明らかにし、政策立案・提言していく。

※ 資源：福祉ニーズを充足するために活用されるサービス、人材、しくみ、施設等のこと。

【現状と課題】

会議名		主体	主な機能・目的
① 地域ケア個別会議	ア 包括支援会議	地域包括支援センター	個別課題解決、ネットワーク構築 地域課題の発見
	イ 支援センター個別会議	地域包括支援センター	個別課題解決、ネットワーク構築 地域課題の発見
	ウ 高齢者・障がい者連絡会	地域包括支援センター 相談支援事業所 市	個別課題解決、ネットワーク構築 地域課題の発見
	エ 個別支援部会	成年後見センター	個別課題解決、ネットワーク構築 地域課題の発見
	オ 介護予防ケアプラン会議	市	介護予防・自立支援を目的とした、多職種連携によるケアプラン点検
	カ 生活援助中心型プラン検討会	市	給付適正化を目的とした、多職種連携によるケアプラン点検
	キ ケアプラン点検	市	給付適正化・質の向上を目的とした、介護支援専門員等によるプラン点検
② 地域ケア推進会議	市	地域づくり 資源開発と懇話会への政策提言	
③ 介護保険事業計画等策定懇話会	市	政策形成 計画への位置づけ	

※地域ケア会議の全体像・体系図は資料編に記載。

- ・地域ケア個別会議の介護予防ケアプラン会議では、元気な高齢者を増やすために、介護予防・自立支援に重点を置く必要があります。
- ・地域ケア個別会議の包括支援会議では、地域全体としての課題の集積が行えておらず、政策につなげるところまで達していません。個別課題のみでなく、地域全体の課題としてとらえ、共有するという視点が必要です。

【事業量の実績と事業量の見込み】

		実績値		見込み値	計画値		
		平成 30年度 (2018年)	令和 元年度 (2019年)	令和 2年度 (2020年)	令和 3年度 (2021年)	令和 4年度 (2022年)	令和 5年度 (2023年)
① 地域個別ケア会議 (回)	ア 包括支援 会議	2	12	10	12	14	16
	イ 支援センター 個別会議	12	12	12	12	12	12
	ウ 高齢者障が い者連絡会	10	6	12	12	12	12
	エ 介護予防 ケアプラン 会議	3	4	5	6	6	6
②	地域ケア推進 会議 (回)	1	1	1	1	2	2

【実施方針】

- ・地域ケア個別会議で抽出された課題を蓄積し、地域ケア推進会議を実施します。
- ・複数の個別事例から、地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を提言します。
- ・市は提言された政策に対し、具体的なサービスを創出する等、関係者間において具体的な協議を行います。

(3) 在宅医療・介護の連携推進

団塊の世代が後期高齢者となる2025年には、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者の増加が推測されます。高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の医療・介護の関係団体が連携し、多職種協働により連携体制を引き続き構築することが求められています。

1) 現状分析・課題抽出・施策立案

① 地域の医療・介護の資源把握

【事業概要】

地域の医療・介護サービスの現状を把握し、医療・介護関係者に対し、連携に必要な情報を提供することによって、それぞれの役割等について理解を深め、お互いの協力体制の構築に役立てます。また、住民に必要な情報を提供し、医療・介護へのつながりを支援します。

【現状と課題】

- ・在宅医療・介護の資源マップを作成し、関係機関や市民へ配布するなど周知しています。
- ・定期的に在宅医療と介護についての情報を収集し、関係機関に対し効率的に情報提供できる体制を構築する必要があります。

【実施方針】

- ・榛原三師会（榛原医師会、榛原歯科医師会、榛原薬剤師会）、介護サービス事業所等と連携し、在宅医療・介護に関わる情報収集を継続して行います。
- ・在宅医療・介護に関わるサービスの情報を市民に提供します。

2) 在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策の検討

【事業概要】

牧之原市在宅医療・介護連携推進会議で多職種によって、在宅医療と介護の連携に関する地域の課題を抽出し、その対応策を検討します。

【現状と課題】

- ・在宅療養を支援する体制の整備に関する事、住民支援に関する事に分け、優先順位の高いものから取組を開始しています。
- ・KDBシステムによる現状や課題抽出・分析等は、実施できていません。

【実施方針】

- ・牧之原市在宅医療・介護連携推進会議において、地域課題に対して検討した取組方針を定め、推進していきます。
- ・在宅医療がスムーズに提供される地域となるよう、医療機関等のサービス体制を維持できるための医師のサポート体制の構築を進めます。
- ・研修会や情報交換の場をつくり、多職種の横のつながりを強化し、在宅療養を支援しやすい体制づくりを進めます。
- ・牧之原市在宅医療・介護連携推進会議へ国民健康保険の担当者が参加し、国民健康保険のデータを活用したデータや分析情報を提供することで多職種と連携を図り、在宅の推進に努めます。

3) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進

【事業概要】

医療と介護が必要になっても、住み慣れた場所で可能な限り暮らし続けることができるよう、地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、在宅医療と在宅介護が切れ目なく提供される体制の構築を推進します。

【現状と課題】

- ・在宅療養や看取りを希望する人が、円滑に在宅生活へ移行できるよう、総合病院と開業医、介護職と連携する必要があります。
- ・病院を退院後、在宅においてリハビリテーションのサービスが利用しにくいという地域課題があります。

【実施方針】

- ・在宅支援に関わる専門職と総合病院との情報交換の場をつくり、退院から在宅へ円滑な移行を支援するための連携を図ります。
- ・在宅療養に関わる情報が、関係する専門職間で円滑に共有できる体制をつくるため、静岡県在宅医療・介護連携情報システム（シズケア*かけはし）の活用を進めます。

4) 医療・介護関係者の情報共有の支援

【事業概要】

関係機関の適切な連携実現のため、在宅での看取りや入退院時等に活用できるような情報共有ツールの作成・活用を実施します。

【現状と課題】

- ・牧之原市在宅医療・介護連携推進会議の連携部会において、情報共有ツールを作成しました。医療・介護現場においてツールを活用していただき、使い方について協議が必要な場合にはツールを更新する必要があります。
- ・情報連携の方法は紙やFAX、電話が中心であり、シズケア*かけはしの加入事業所は限定されているため、活用が増加するよう働きかける必要があります。

【実施方針】

- ・シズケア*かけはしに加入する事業所を増やすための取組を榛原医師会と共に行います。
- ・情報共有ツールの使い方を周知します。
- ・シズケアサポートセンターを活用し、県内の先進的な取組を参考にします。

○静岡県在宅医療・介護連携情報システム（シズケア＊かけはし）

	実績値		見込み値	計画値		
	平成 30年度 (2018年)	令和 元年度 (2019年)	令和 2年度 (2020年)	令和 3年度 (2021年)	令和 4年度 (2022年)	令和 5年度 (2023年)
システム活用件数 (件)	31	23	25	30	40	45

5) 在宅医療・介護連携に関する相談支援

【事業概要】

地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する事項の相談の受付や調整を行う相談窓口を設置します。

【現状と課題】

- ・相談窓口には、看護師、医療ソーシャルワーカーなど、医療に関する知識を有し、かつ介護に関する知識や実務経験を有する人材が必要です。

【実施方針】

- ・相談内容に応じ医師会と総合病院、行政等が協力して対応する体制づくりを進めます。
- ・相談窓口の機能や役割について、医療・介護の関係機関へ周知します。
- ・相談内容を集積し、地域の課題について牧之原市在宅医療・介護連携推進会議で検討します。

6) 医療・介護関係者の研修

【事業概要】

患者・利用者や家族が望めば、在宅で療養生活を送ることができるように、医療・介護職が、在宅看取り（施設看取り）や認知症等に対する知識を持ち、適切な支援が行われることを目指します。また、施設入所者への重度化防止として、介護職のケアの質の向上を目指します。

【現状と課題】

- ・在宅療養や終末期の介護（看取り）について、医療職と介護職の職務をお互いに理解し、連携できるものとなるよう、事例検討等の研修を行う必要があります。
- ・榛原総合病院を中心とした看看連携推進事業により、令和元年度にお茶の香みらいくが発足しました。研修会等の機会に、顔の見える関係づくりが行えました。

【実施方針】

- ・医療と介護ケアの実際など、終末期の医療や介護について多職種に研修会を行います。
- ・医師や看護師、介護支援専門員、訪問介護員など、多職種が合同で参加するグループワークや事例検討など参加型の研修会を実施します。
- ・施設等の介護職に対して、重度化防止の助言や指導を行います。

7) 地域住民への普及啓発

【事業概要】

広く市民全体に在宅医療や在宅療養・介護の現状、これからの終末期のあり方について周知啓発を図り、在宅医療、在宅介護への理解を深め、積極的な利用を推進します。

【現状と課題】

- ・人生会議や看取りについての啓発DVDを作成しました。
- ・「住み慣れた場所で、自分らしく最期まで穏やかに過ごすことができる地域をつくる」ことを実現するために、地域や市民一人ひとりが、その意味を理解する必要があります。
- ・地域住民で構成される「地域医療を支える はいなんの会」では、住民の視点からの地域医療や在宅医療等について、講演会や勉強会を実施しています。

【実施方針】

- ・医療や介護の関係機関、患者の動向等の医療の現状、自宅で最期を迎えることの事例紹介、市民自らが医療や介護を考えていくための取組事例を工夫して紹介します。
- ・市民自身が自分や家族等の最期をいかに迎えるべきか考える機会として、作成したDVDを活用した講演会やチラシの配布等を通じ、在宅医療や介護保険サービス、看取り等について市民に周知します。
- ・「地域医療を支える はいなんの会」と協働し、在宅医療・介護について、住民が主体的に考え地域づくりに取り組みます。

8) 医師確保施策（市独自事業）

【事業概要】

市民が安心して医療サービスを受けることができる地域医療体制を整備し、市内の1次救急の確保に努めます。

【現状と課題】

- ・開業医の高齢化が進み、地域の医師が少ない状況です。今後も医師不足が解消される見通しが立っていません。医療における需要と供給の不均衡が今後、増大することが懸念されています。

【実施方針】

- ・市内で開業する医師または医療法人に対し、診療所設置に係る費用の一部を助成します。
- ・榛原総合病院へ3年以上の勤務を経て開業する医師または医療法人に対しては、補助金を加算します。
- ・1年に1件の診療所設置を目指して、大学医学部、医療法人、医療コンサルタント等へ補助制度の周知を行います。
- ・補助制度を多方面から広く周知するために、全庁での協議体で市の魅力発信と合わせた周知方法を協議し実行します。

(4) 認知症施策の推進

高齢者の増加に伴い、認知症の方は増加することが見込まれています。認知症は誰もがなりうるものとして、認知症になってもその方の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の中で暮らし続けることができる社会を築くために、重要施策の一つとして取り組みます。

認知症への正しい知識や認知症予防に関する普及啓発を行うとともに、認知症の方やその家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進します。

1) 認知症の普及啓発・本人発信支援

① 認知症サポーター・キャラバンメイト養成

【事業概要】

県主催の養成研修を受講したキャラバンメイトが、小中学校や企業、市民団体等を中心に認知症サポーター養成講座を実施しています。

【現状と課題】

- ・サポーター養成講座では、認知症についての知識や認知症の方への接し方などを学んでいます。
- ・小学校中心に講座を実施していますが、町内会、区、サロンなどの身近な地域での開催数が少ないことが課題です。
- ・養成された認知症サポーターが認知症高齢者等にやさしい地域づくりを行うために、様々な場面で活躍してもらえるように取り組む必要があります。

【事業量の見込み】

	実績値		見込み値	計画値		
	平成 30年度 (2018年)	令和 元年度 (2019年)	令和 2年度 (2020年)	令和 3年度 (2021年)	令和 4年度 (2022年)	令和 5年度 (2023年)
認知症サポーター (人)	254 (4,083)	230 (4,313)	100 (4,413)	300 (4,713)	350 (5,063)	400 (5,463)
認知症キャラバンメイト (人)	5 (28)	0 (28)	5 (26)	0 (26)	0 (26)	5 (31)

※ () 内は累計人数

【実施方針】

- ・認知症の人と地域での関わりが多いことが想定される職域の従業員等や子どもや学生、地域住民への啓発が必要であり、新任研修時や市内企業への周知に力を入れます。
- ・教育委員会と連携し、学校で養成講座を実施します。
- ・キャラバンメイトの養成を行うとともに、スキルアップ研修を実施します。
- ・認知症サポーター養成講座修了者のうち、実際に見守りなどの活動を出来る人にチームオレンジを紹介し、地域の見守りの目を増やします。

② 世界アルツハイマーデーおよび月間のイベント実施

【事業概要】

認知症に関するイベント等の普及啓発の取組を実施します。

【実施方針】

- ・9月に合わせ、認知症に関する普及・啓発イベントを集中的に開催します。

③ 相談先の周知（認知症ケアパス・ホームページ掲載）

【事業概要】

地域の総合相談窓口である地域包括支援センターや、もの忘れ相談、専門医が対応する認知症疾患医療センターなどの相談体制を整備し、認知症に関する基礎的な情報とともに具体的な相談先や受診先の利用方法が市民に明確に伝わるようにします。

【現状と課題】

- ・認知症ケアパスの改訂を実施し、医療・介護関係者や住民に対し周知を図りました。
- ・相談先について、広報紙やホームページへ掲載しました。

【実施方針】

- ・認知症ケアパスの改訂を3年に1回実施します。また、相談先の周知を行うため、広報紙等への掲載やイベントの際に広く知っていただくよう努めます。
- ・年1回以上は、認知症専門医による相談会を開催します。
- ・健康推進課が実施するもの忘れ相談の周知を図ります。

④ 本人ミーティング等本人意見の把握、施策の企画立案・評価

【事業概要】

認知症の本人からの発信の機会が増えるよう、地域で暮らす本人と共に普及啓発に取り組みます。また認知症の本人が、自身の希望や必要としていること等を本人同士で語り合う「本人ミーティング」を実施し、認知症の本人の視点を認知症施策の企画・立案や評価に反映するよう努めます。

【現状と課題】

- ・「自分は認知症である」と表明している認知症の人が市内には1名いますが、複数の表明者の確保が難しいです。
- ・県は平成30年度から「本人ミーティング」をモデル的に実施しました。参加者が少ないことや、なじみのない場所での実施など、実施方法に課題があります。

【実施方針】

- ・認知症の本人が集まる場に出向く形での「本人ミーティング」開催を検討します。
- ・イベント等において、本人からの発信の機会を持ちます。

2) 認知症予防の取組

【事業概要】

認知症の正しい理解や予防に関する知識を認知症予防教室、講演会、健康講座等で市民に広く普及啓発を行います。また、個別相談にて本人や家族へ早期対応を行うと共に、必要に応じて関係機関へつなぎ、継続した支援を実施していきます。

【現状と課題】

- ・ 認知症予防講座は、区や町内会、サロン、シニアクラブ等の要請に基づいた実施や、保健委員の地区活動と連携して実施しています。
- ・ 認知症予防教室は、学習と交流、理学療法士からの運動指導を合わせて行うことで、認知機能向上を目指します。また、認知機能の低下が気になる方に対しては、地域包括支援センター等と連携し、本人や家族への支援が途切れないよう努めています。
- ・ 教室終了後には認知症予防の取組が継続できるよう自主グループの立ち上げの支援を実施しています。
- ・ 認知症予防講演会は、高齢者福祉、健康施策事業とともに「まきのはら健康大学」の一環として毎年実施しています。誰もが関心を持ち、日常生活の中でも予防活動を実施できるようなテーマを選定していく必要があります。

【実施方針】

- ・ 認知症予防講座では、社会参加の促進や生活習慣病の予防を周知するとともに認知症の方の正しい理解、対応方法等についても啓発していきます。
- ・ 若い頃から予防行動が取れるよう、「認知症にならないための予防」「発症時期を遅らす予防」「進行を遅らすための予防」3つの予防についてを普及啓発していきます。
- ・ 認知症予防相談では、必要に応じ認知症サポート医やかかりつけ医、地域包括支援センター等と連携し本人や家族の支援を実施していきます。

3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

① 医療・ケア

ア 認知症地域支援推進員の活動の推進

【事業概要】

認知症の方やその家族を支援する認知症地域支援推進員を配置し、円滑に医療や介護サービスにつなげ、在宅での生活を支援します。

【現状と課題】

- ・ 推進員は市役所内の健康福祉関係部署と地域包括支援センターに配置しています。
- ・ 推進員の役割を市民、医療機関、介護保険事業所等へ周知する必要があります。

【事業量の見込み】

	実績値		見込み値	計画値		
	平成 30年度 (2018年)	令和 元年度 (2019年)	令和 2年度 (2020年)	令和 3年度 (2021年)	令和 4年度 (2022年)	令和 5年度 (2023年)
推進員配置実人数 (人)	8	8	7	7	7	8

【実施方針】

- ・推進員の研修受講者を増やし、3か所の地域包括支援センターや市役所関係課に配置します。
- ・推進員は、認知症の人とその家族を支援するために相談支援体制を整え、支援の際には認知症ケアパスを活用します。
- ・認知症ケアパスの改訂作業を主体的に進めます。
- ・認知症カフェにおいて、専門職を活用した相談会等、本人・家族支援となる取組を実施します。

イ 認知症初期集中支援チームの活動の推進

【事業概要】

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の方やその家族に早期から関わる「認知症初期集中支援チーム」を設置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。また、認知症サポート医を配置し、認知症地域支援推進員への助言や認知症疾患医療センターにつなぐなどの、関係機関との調整を行う体制づくりを進めます。

【現状と課題】

- ・認知症初期集中支援チームを市に設置しており、認知症サポート医、介護事業所、地域包括支援センターがチームとなり活動しています。
- ・認知症初期集中支援チーム検討委員会において、チーム活動について評価、見直しを行っています。

【事業量の見込み】

	実績値		見込み値	計画値		
	平成 30年度 (2018年)	令和 元年度 (2019年)	令和 2年度 (2020年)	令和 3年度 (2021年)	令和 4年度 (2022年)	令和 5年度 (2023年)
支援ケース数 (人)	2	1	1	3	3	3
認知症サポート医 養成実人数 (人)	0	0	0 (5)	0 (5)	0 (5)	1 (6)

※ () 内は累計人数

【実施方針】

- ・ 3人1組のチーム員で関わりの初期および発症後の初期に支援を実施します。
- ・ 活動の取組や成果を、医療関係者や介護関係者に周知します。

② 介護サービス

【事業概要】

認知症の人が、それぞれの状況に応じて適切な介護サービスを利用できるよう、介護サービス基盤を整備します。事業所指導の中でケアの質の確保を図り、介護サービス事業所における認知症対応力の向上を目的に外部研修等に参加出来るよう配慮します。

【現状と課題】

- ・ 人員基準上で配置が必要な介護サービスにおいて、認知症関連研修を適切に受講している状況です。
- ・ 認知症高齢者の日常生活自立度がⅡb以上の人でも、通所介護事業所において対応しつつあります。しかし、認知症対応に特化した介護サービスを利用することで、行動心理症状が緩和される人もいます。

【実施方針】

- ・ 認知症高齢者に、より質の高いケアを提供できる専門職員を養成し、サービス提供時の対応力向上につなげます。
- ・ 介護職による勉強会「みみより会」の後方支援を行います。
- ・ 認知症疾患医療センター事業として実施される認知症の研修会等を介護サービス事業所に周知していきます。
- ・ 在宅生活を送る上で認知症対応に特化したサービス（認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護等）は重要です。集団指導や広報紙などを通じて、介護支援専門員や介護職員の他、市民にも広くサービスの特性を周知します。

③ 介護者等への支援

【事業概要】

介護者の負担軽減のため、介護サービスの活用をすすめると共に、認知症の人やその家族が地域の人や専門家と交互に情報共有し、お互いを理解し合う場である認知症カフェ等を活用した取組を推進します。

【現状と課題】

- ・ 市内にはボランティアが実施する、2か所の認知症カフェがあります。
- ・ 認知症カフェの取組を周知する必要があります。

【実施方針】

- ・認知症カフェは家族も参加可能な場であるため、専門職による相談会などの開催や、介護者への支援の実施を提案していきます。
- ・現在、認知症に特化した集まりはないため、介護者のつどい等の内容の検討を行います。
- ・介護サービス事業所等における家族教室などの取組を検討します。

4) 認知症バリアフリーの推進・社会参加支援

① 認知症バリアフリーの推進

ア 地域での見守り体制や検索ネットワーク構築

【事業概要】

- P. 55 (7) 協力事業者による高齢者等見守りネットワーク事業
- P. 155 2) 徘徊高齢者家族支援事業の高齢者等早期発見SOSシステム
- P. 155 2) 徘徊高齢者家族支援事業のGPS機能付きの機器の購入等

イ チームオレンジ等の構築

【事業概要】

認知症サポーターが中心となり、地域で暮らす認知症の人や家族の困りごとの支援をチームで行うグループを「チームオレンジ」といいます。認知症カフェ運営のお手伝いや、カフェに同行(外出)する支援、見守り、話し相手などが主な活動です。在宅介護でのニーズを把握し、認知症サポーター等が支援をしていきます。

【現状と課題】

- ・令和元年度に県モデル事業において活動を実施しました。有償ボランティア「あるたす」が、高齢者と会う際には「声かけ」を意識し活動をしています。「あるたす」の一部のメンバーは市内の通いの場においてもボランティア活動を実施しているため、チームオレンジ活動として見守りをする事で、通いの場の充実を図っています。

【実施方針】

- ・認知症サポーター養成講座修了者で、活動をしたいという人のマッチングを行っていきます。
- ・チームオレンジを対象に、年1回以上、認知症に関する研修会等を実施します。

ウ 成年後見制度利用促進法や成年後見制度利用促進基本計画に基づく事業

- ※ P. 58 (4) 成年後見制度の活用促進

第1次 牧之原市成年後見制度利用促進基本計画

② 若年認知症の人への支援・社会参加支援

【事業概要】

若年性認知症の人が、発症初期の段階から、その症状や社会的立場、生活環境等の特徴を踏まえ、認知機能が低下しても出来ることを可能な限り続けながら、適切な支援を受けられるよう、地域包括支援センター等において相談窓口への配慮を実施していきます。

【現状と課題】

- ・初老期における認知症（介護保険2号被保険者の認定者）や精神障害者保健福祉手帳および自立支援医療受給者（傷病名：認知症）は10名います。（令和元年9月時点）

【実施方針】

- ・若年性認知症に関する相談窓口の周知を実施します。
- ・若年性認知症の人の実態把握と、対応施策について関係課等と協議を行います。

認知症施策推進の全体像・役割等



(5) 生活支援施策の推進

国の介護保険制度改正に基づき、専門性が必要な介護は専門職や事業者が支え、日常生活支援は、できるだけ住民やボランティアの主体的な互助活動で支えていこうとする新しい方向性が打ち出されました。これは、互助への強い気持ちのある人が、自由意思で活動を行うだけでなく、より多くの人たちが地域で関わる「互助=助け合い」の強化を、介護保険の仕組みを使うことで推進しようとするものです。

高齢者が地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らしていくためには、医療、介護サービスの充実を図るとともに、日常生活を支援するにあたり「互助=助け合い」による生活支援等のサービス体制整備を図る必要があります。

1) 生活支援コーディネーターの配置

【事業概要】

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくため、生活支援等サービスの提供体制の構築に向け、次の3つのコーディネート機能を有する者「生活支援コーディネーター」を配置します。

この事業は、(福)牧之原市社会福祉協議会へ委託して実施します。

3つのコーディネート機能	
① 資源開発	ア 不足するサービスの創出 イ サービスの担い手の養成 ウ 高齢者等が担い手として活動する場の確保
② ネットワークの構築	ア 関係者の情報共有 イ サービス提供主体間の連携の体制づくり
③ ニーズと取組のマッチング	地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング

これらにより、市民とともに日常生活の維持、外出、交流を中心に、非日常的な部分や不意な出来事に対応できる体制づくりを進める要となるものが生活支援コーディネーターです。

【現状と課題】

- ・第1層と第2層コーディネーターの配置は、第8次高齢者保健福祉計画第7期介護保健事業計画に沿って行われていますが、双方の役割分担の確認が必要です。
- ・第3層コーディネーターの配置について、協議をすることができませんでした。
- ・第1層から第3層コーディネーターの役割がコーディネーター間で共有されておらず、第3層コーディネーターの確保が課題になっています。

【配置実績と計画】

	実績値		見込み値	計画値		
	平成 30年度 (2018年)	令和 元年度 (2019年)	令和 2年度 (2020年)	令和 3年度 (2021年)	令和 4年度 (2022年)	令和 5年度 (2023年)
第1層 【市内全域を担当/機能①②】						
市全体の取組方を考え、時に政策提言を実施する役割						
計画値 (人)	1	1	1	1	1	1
実績値 (人)	1	1	1	1	1	1
第2層 【相良・榛原地区別の担当/機能①②③】						
旧町単位で、活動の現場に近い立場で地域の実情を把握し、助け合いの推進をする役割						
計画値 (人)	2	2	2	2	2	2
実績値 (人)	2 (2.0)	2 (2.0)	2 (2.0)	2	2	2
第3層						
自治体組織や団体に所属し、個々のサービス提供や活動を行い、サービスと利用者をつなぐ役割						
計 画	第3層コーディネーターについて検討する。		第3層コーディネーターの確保をし、具体的な構成員を明確にする。			

※ () 内は人工数

【実施方針】

- ・第1層から第3層のコーディネーターの役割を明確にし、第3層コーディネーターの確保に努めます。
(第3層コーディネーターは、地域組織リーダーや小自治区活動者からの選出を検討します。)
- ・自治会組織単位から抽出される課題を、要望(デマンド)と必要(ニーズ)なことに区別する過程で、互助活動の必要性を啓発します。

2) コーディネート機能別の活動について

① 資源開発

【事業概要】

不足するサービスの創出、サービスの担い手の養成、高齢者等が担い手として活動する場の確保に取り組みます。

【現状と課題】

- ・年2回（各訪問・通所系）のボランティアおよび住民主体の総合事業サービスを担う市民の養成講座を実施しました。年々、参加者が減少しています。
- ・養成講座修了者によるボランティア活動は、定着を見せていますが、住民主体の総合事業サービスへの参入意向は確認できていません。
- ・高齢者の集う場所の調査は、3年に1回実施しています。

ア サービスの創出および高齢者等の担い手が活動する場の確保

ボランティア等活動内容		活動数	回数 (回/月)	活動者数 (人)
居場所づくり	講座修了者	5か所	26	22
	〃 その他	5か所	6	10
訪問による生活支援		6人	20	22
スーパーなどでの買い物支援		1か所	3	5

※ 令和2年4月1日現在

イ サービスの担い手の確保

		実績値		見込み値	計画値		
		平成 30年度 (2018年)	令和 元年度 (2019年)	令和 2年度 (2020年)	令和 3年度 (2021年)	令和 4年度 (2022年)	令和 5年度 (2023年)
担い手の育成（12回／クール）							
参加者数 (人)	計画	29	16	0	20		20
	実績	28	24				
修了者数 (人)	計画	16	8	0	30		30
	実績	10	10	0			
担い手の養成からの組織化した数 ()内は累計数							
訪問型	(組織)	1(1)	0(1)	0(1)	1(2)	0(2)	1(3)
通所型	(組織)	1(1)	0(1)	0(1)	1(2)	0(2)	1(3)
その他	(組織)	0(0)	1(1)	0(1)	0(1)	0(1)	0(1)
地域資源の把握か所数							
通いの場 (か所)	計画	483	508	533	485	495	505
	実績	475	491	496			
組織化されているボランティア団体数							
ボランティア 団体数	(団体)	30	29	33			

【実施方針】

- ・サービスの担い手養成講座は、総合事業サービスおよびボランティアの養成を目的にしていますが、ボランティア養成に特化して行います。
開催は、隔年毎とし、訪問・通所系の2つのカリキュラムで1クール行います。
- ・生活支援サービスの創出は、地域ケア会議の連携先に協議体を位置づけ、連携して実施に当たります。
- ・高齢者等が担い手として活動する場の確保は、生活支援コーディネーターと調整し、推進します。

② ネットワークの構築

【事業概要】

生活支援にかかわる関係者間の情報の共有やサービス提供に関与する主体(団体・組織)同士の連携体制づくりに取り組みます。

【現状と課題】

- ・自分たちが居住する地域の課題(ニーズ)を抽出することが難しく、地域で解決に取り組む行動に移せる地域が少ない状況です。また、地域住民同士の互助意識をもっと高める啓発が必要です。
- ・個別性があり、量として多くないニーズが見える形にできていません。
- ・生活支援コーディネーターは、地域活動をする団体や自治組織などで主体的な活動に関与できる人脈づくりや協力者の把握が十分ではありません。
- ・住民主体となるボランティアの活動等の実情把握が十分でなく、主体的活動に向けての支援が十分にできていません。

【実施方針】

- ・地域啓発を計画的に実施します。また、その機会を活用し、サービスの担い手養成講座への勧誘を行います。

ア 市全域向けの講演会	計画年度当初を予定(3年ごと)
イ 地域の互助活動推進のための啓発	年2つの自治区ずつ実施 (地域支え合い協議体づくりのためのアクション)

- ・不足するサービスの創出や充実に対し、現状のサービスに係る団体等も含め協議ができる体制を作ります。(地域ケア会議または協議体)
- ・既存の互助サービスの拡充、相互活用による相乗効果を考えた生活支援等が可能になるよう関係団体の連携を推進します。

③ ニーズと取組のマッチング

【事業概要】

第2層は、サービスの担い手と高齢者等が担い手として活動する場とをマッチング（結びつける）します。

第3層は、個々の生活支援・介護予防サービスの事業主体で、利用者と提供者のマッチングを行います。

【現状と課題】

- ・近所付き合いの範疇として、相互支援の地域性がまだ残っています。
- ・「活動があったらいいな（助かるな）」という意見は多く聞かれますが、必ずしも実際の必要者にはつながりません。
- ・助け合いがおせっかいのように言われたい、自然な互助として認め合える環境を作る必要を感じています。
- ・個々のニーズ把握が進んでいないため、担い手の確保が難しく、マッチングに至っていません。
- ・サービスの担い手となる養成講座の修了生は、活動内容を決め主体的な活動を開始し始めています。
- ・社会福祉法人の協力により、サロンの送迎に協力を頂きました。
- ・助け合いや共生社会への関心が高い人の担い手としての参加が募れたと考えられます。
- ・第3層のコーディネーター配置の目途が立っていません。

【実施方針】

- ・人は楽しい場に来ることから、助け合いや共生社会への関心の高揚を、楽しい趣味活動の場を発信地として進めます。
- ・自治会組織を基盤に、助け合い活動についての啓発を進め、ニーズが見えるようにし、支援体制を考える機会を持ちます。（地域ケア会議や協議体を活用）
- ・ボランティアや担い手養成講座の修了生を、地域のニーズにコーディネートします。
- ・第3層コーディネーターの活動を開始できるようにします。
- ・総合事業における住民主体のサービス（訪問型・通所型）を活動の場に位置付けられるよう体制の基本方針を検討します。

3) 生活支援協議体の設置について

【事業概要】

生活支援コーディネーターが中心となり、生活支援サービスを担う多様な主体（NPO、民間企業、社会福祉法人、ボランティア、地域住民等）と連携を図りながら、多様な日常生活上の支援体制の充実と強化を推進していくための協議体を設置します。

設置は、牧之原市社会福祉協議会に位置付け、生活支援体制整備事業として運営します。

【現状と課題】

- ・平成29年度（2016年度）に、牧之原市に1つの協議体（全体会）を設置し、3つの部会を設置しました。
- ・多様な主体（NPO、民間企業、社会福祉法人、ボランティア、地域住民等）の参画が減少しています。
- ・協議体の3部会は旧町単位の2部会に再編しています。
- ・部会テーマの実現に向けて活動する人と協議体の委員とが同じになり、新しい人が入りにくくなっています。
- ・協議体へ参加する自治組織代表が少なく、自治組織としての課題抽出や共有が難しくなっています。

【実施方針】

① 困り事解決協議体（テーマごと）

- ・生活支援コーディネーターの地域活動や地域ケア会議から抽出された課題を選定し、それを協議体テーマとし、協議体への参加を募集します。
- ・協議体の運営は、協議から実施の目途（開始）までで、テーマに応じた期間を設定します。市民が関与する活動となるように、意見を述べるだけにならないように配慮して進めます。
- ・第8期の介護保険事業計画における協議体には、第3層コーディネーターの参画が実現できるよう進めます。

② 地域支え合い活動協議体（自治区ごと）

- ・毎年数か所ずつの自治区を選定し、その地域の困り事の抽出（アンケート調査など）を支援し、困り事へ取り組む自治区に対し活動の支援を実施します。

③ 牧之原市生活支援協議体（協議体の全体会）

- ・毎年複数回の全体会を開催し、協議体同士の情報交換や進捗報告および活動から抽出した市民ニーズの共有をはじめ、相互の協力体制の強化を進めます。
- ・協議体の全体会は、自治区および生活支援を担う多様な主体の出席を依頼し、広く市民に周知することで、協働活動を推進します。

4 任意事業

(1) 介護給付等費用適正化事業

第5期介護給付適正化計画

介護給付等の適正化とは、「介護サービス等を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するよう促すこと」です。

市は、高齢者が能力に応じ自立した日常生活ができるよう支援するとともに、限られた資源を効率的・効果的に活用するために、以下の事業を実施します。

1) 適正な認定調査実施体制の確保（要介護認定の適正化）

【事業概要】

要介護認定は、一部事務組合の職員が被保険者を訪問して心身の状況を聞き取る「介護認定調査の調査結果」と「主治医の意見書」をもとに、保健、医療、福祉の専門家による介護認定審査会で要介護状態区分を審査し、市が認定しています。

【現状と課題】

- ・被保険者の調査は、遠隔の地に居所を有する場合の委託調査を除き、すべての認定調査を実施しています。また、全国一律の基準により公平かつ公正な調査を行うよう、定期的な研修を実施しています。
- ・新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大防止策として、令和2年4月中旬から、訪問調査の実施が困難である場合、従来の有効期間に新たに12か月の期間を合算する特別措置を実施しました。
- ・認定調査を担当する職員体制の充実と計画的な調査員の育成が重要となっています。

【実施状況および事業量の見込み】

	実績値		見込み値	計画値			
	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	
調査委託件数 (件)	4	15	8	8	8	8	
委託調査の 保険者点検率 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
認定申請から 結果通知までの 平均処理期間 (日)	36	43	30	30	30	30	
30日以内の 結果通知率 (%)	新規申請	43.2	20.0	78.0	76.0	77.0	78.0
	変更申請	46.0	20.0	74.0	72.0	73.0	74.0
	更新申請	18.1	3.0	95.0	95.0	95.0	95.0

【実施方針】

- ・引き続き、定期的な研修を実施し、全国一律の基準に基づき、公平かつ公正な調査を行うことができるようにします。
- ・委託調査の保険者点検は、引き続き全件実施します。
- ・新規申請、変更申請については1週間以内に、更新申請については2週間以内に調査を行います。
- ・主治医意見書の遅延に関しては、定期的に提出依頼し、申請から決定までにかかる期間を短縮できるよう努めます。
- ・要介護認定適正化事業の調査員向けeラーニングを活用し、適正な調査を行うように努めます。
- ・厚生労働省要介護認定適正化事業の「業務分析データ」を活用し、調査項目ごとに全国の保険者との比較分析を行い、はずれ値のある項目については、調査員研修会で判断基準の確認等を行います。
- ・認定調査員マニュアルを作成し、調査員の育成を行います。

2) ケアプランの点検

【事業概要】

利用者の自立支援につながる適切なケアマネジメントが行われるように、介護支援専門員が作成したケアプランの内容を点検指導および助言します。

介護支援専門員がケアマネジメントの視点を正しく捉え、専門職としての判断根拠に基づくケアプランが作成できるよう支援します。

【現状と課題】

- ・「なぜこのサービスを、どのような効果を見込んで、何回、利用者のプランに組み入れたのか」を、分かりやすく明文化することが得意でない介護支援専門員がいます。
- ・ケアプラン点検を通じて、介護支援専門員がつまづきやすい項目やケアマネジメント過程の分析を継続します。また、主任介護支援専門員や地域包括支援センターの協力のもと、介護支援専門員の支援体制を整えます。

【実施状況および事業量の見込み】

	実績値		見込み値	計画値		
	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
ケアプラン点検 (か所)	12	12	14	11	11	11
対象介護支援専門員 (人)	13	12	12	12	12	12

※ 平成29年度までは、全介護支援専門員に対して実施しましたが、平成30年度からは1事業所につき1名を指名し、同一事業所の他の介護支援専門員も一緒に参加する方法に変更しました。

【実施方針】

- ・介護支援専門員が自立支援に資するケアマネジメントを実施できるように、国が示した課題整理総括表を活用し、主任介護支援専門員や地域包括支援センターの協力のもと、同一事業所の介護支援専門員も参加するケアプラン点検を実施します。

3) 住宅改修、福祉用具購入・貸与（介護予防含む）の適正化

【事業概要】

福祉用具購入費、住宅改修費の支給申請時等に、利用者の状態確認や工事見積書等の審査・点検を行い、適正なサービスが提供されるためにケアプランなどを確認します。

【事業量の見込みと計画値】

		実績値		見込み値	計画値		
		平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
福祉用具購入 点検 (件)	(書面)	全件	全件	全件	全件	全件	全件
	(現地)			1	2	3	3
住宅改修点検 (件)	(書面)	全件	全件	全件	全件	全件	全件
	(現地)	0	0	3	3	3	3

【実施方針】

- ・福祉用具購入について、購入費支給申請の際に書面による点検を全件実施します。また、利用の必要性がわかりにくいもの等については、リハビリ専門職と市職員が共に利用者宅を訪問し、確認を実施します。
- ・住宅改修については、施工前および施工後の書面による点検を全件実施します。また、写真等では現状や改修の必要性がわかりにくいものについては、訪問などにより施工前または施工後の点検を実施します。
- ・福祉用具購入、住宅改修ともに、リハビリ専門職による書面審査等を推進します。

4) 国保連介護給付適正化システムを活用した給付実績の点検

【事業概要】

国保連合会の給付適正化システムを活用し、不適切なサービスや不正請求等を防止します。また、不適正な請求や不正の恐れのある事業所を抽出し、事業者指導および監督につなげます。

【事業量の見込みと計画値】

	実績値		見込み値	計画値		
	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
実施回数（回）	12	12	12	12	12	12

【実施方針】

- ・縦覧点検および医療情報との突合などの帳票点検を毎月実施します。（国保連委託）
- ・国保連合会への委託外の帳票については、市が毎月点検を実施し、疑義がある場合は事業所に問い合わせます。

5) 介護サービス利用者に対する給付費通知

【事業概要】

介護サービス利用者に対し、サービスの利用内容および費用額等を通知し、適正利用への意識を高めます。

【現状と課題】

- ・利用者に対し、サービスの適正利用に関する意識づけを行うため、年1回、利用内容および費用額等を通知しています。
- ・平成27年度から、費用額等が一定である介護保険施設入所者への通知は行っていません。令和元年度からは、総合事業利用者への通知も実施しています。

【実施状況および事業量の見込み】

		実績値		見込み値	計画値		
		平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
回数（回）	計画値	1	1	1	1	1	1
	実績値	1	1	1			
通知数（人）	計画値	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	実績値	1,298	1,519	1,600			

【実施方針】

- ・通知の対象範囲や内容について、より効果的な方法の検討を続けます。

6) 事業所指導・監督および介護給付等費用適正化

① 介護サービス事業所に対する指導・監督

【事業概要】

サービスが適切に運営され、保険給付が適正に行われるように、介護保険サービス事業所等に対し、実地指導や集団指導等により指導・監督を行います。

また、事業者による虐待の防止、身体的拘束廃止や介護給付の不正請求の早期発見・防止に努めます。

ア 介護サービス事業所等に対する指導・監督

【現状と課題】

- ・ 県が指定する事業所に対する実地指導は県と合同実施し、市のみが指定する事業所に対しては市単独で実施しています。
- ・ 制度改正や介護報酬改定が頻繁に行われることから、適正に事業者指導・監督を行うことができるように、制度に精通した職員の配置が必要です。
- ・ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染防止対策を講じたことにより、実地指導件数が減少しています。

【実施状況および事業量の見込み】

	実績値		見込み値	計画値		
	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
対象事業所（か所）	33	43	43	43	43	43
実地指導（か所）	33	23	7	33	23	20
集団指導（回）	2	3	2	3	3	3

※ か所数は、複数のサービスを実施している事業所は1か所として計上しています。

【実施方針】

- ・ 原則として1事業所につき、2年に1回、実地指導を実施します。ただし、早急に改善が必要な事項がある事業所については、前年に引き続き実施します。
- ・ 県が指定する事業所に対する実地指導は合同実施とし、事業所への負担を軽減します。市のみの指定事業所へは市単独で実施します。

イ 総合事業サービスの指定事業所に対する指導・監督

【現状と課題】

- ・平成29年度から開始した介護予防・日常生活支援総合事業サービスの指定事業所に対しては、介護サービス事業所の実地指導に併せて、適正にサービスが提供されるよう指導を行っています。

【事業量の見込み】

	実績値		見込み値	計画値		
	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
対象事業所（か所）			24	24	24	24
集団指導（回）				1	1	1

※ か所数は、複数のサービスを実施している事業所は1か所として計上しています。

【実施方針】

- ・原則として2年に1回、現地での指導を実施します。
- ・介護サービス事業等と併せて実施している事業所に対する現地での指導は、介護サービス等の実地指導と同時に実施し、事業所への負担を軽減します。

(2) 家族介護支援事業

1) 家族介護者教室（介護者のつどい）

【事業概要】

高齢者を在宅で介護している方を対象に、適切な介護知識・技術の習得および介護者同士の仲間づくりの場を提供することで、身体的・精神的負担の軽減を目的とした「介護者のつどい」を開催しています。

【現状と課題】

- ・在宅介護が長期間になると、介護者の心身の負担が大きくなりがちです。在宅介護者の負担軽減や孤立防止を図るため、在宅介護者への支援を充実させる必要があります。
- ・本事業は、介護サービス事業所に委託し、地域包括支援センターがバックアップする形で実施しています。介護の知識や技術の習得について学ぶ機会と、介護者同士の悩みを共有する仲間づくりの場を提供しています。
- ・介護支援専門員から在宅介護者に対して、事業を周知してもらうなど、参加者の増加につながるよう努めています。

【実施状況および事業量の見込み】

		実績値		見込み値	計画値		
		平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
実施回数 (回)	計画値	4	4	4	4	4	4
	実績値	4	4	4			
1回の利用者数 (人)	計画値	20	20	20	20	20	20
	実績値	11	10	10			
参加延人数 (人)	計画値	80	80	80	80	80	80
	実績値	45	40	40			

【実施方針】

- ・参加しやすい日程や在宅介護者のニーズに沿った企画等の工夫を行い、参加者の増加に努めます。
- ・参加者同士の仲間づくりを進めるとともに、参加者が抱えている不安や悩みを担当介護支援専門員につなぐことで、身体的、精神的な負担軽減につながるよう支援します。

2) 徘徊高齢者家族支援事業

【事業概要】

徘徊する高齢者を早期に発見できる環境の整備として、専用端末やGPS機能付きの機器の購入または貸与費用の助成を行い、家族の精神的負担の軽減を図っています。

また、地域全体で認知症高齢者を見守り、早期発見や早期対応できる仕組み（高齢者等早期発見SOSシステム）を構築しています。

【現状と課題】

- ・徘徊の心配のある高齢者の相談は多くありますが、探索機器の購入助成事業や高齢者等早期発見SOSシステムを実際に利用される方は少ない状況にあります。
- ・徘徊の心配のある高齢者は、探索機器を所持して外出することが難しいという現状もあり、システムの有効な活用方法などの検討が必要です。
- ・本人および家族の精神的な負担軽減の効果が高く、引き続き継続することが必要な事業です。
- ・今後も認知症高齢者の増加が見込まれる中で、地域での見守り支援等から早期発見や保護につなげるネットワークづくりが求められています。

【実施状況および事業量の見込み】

		実績値		見込み値	計画値		
		平成 30年度 (2018年)	令和 元年度 (2019年)	令和 2年度 (2020年)	令和 3年度 (2021年)	令和 4年度 (2022年)	令和 5年度 (2023年)
徘徊高齢者 家族支援事業 利用者数 (人)	計画値	1	1	1	1	1	1
	実績値	1	0	0	/	/	/
SOSシステム 新規登録者数 (人)	計画値	/	/	/	5	5	5
	実績値	7	4	5	/	/	/

【実施方針】

- ・利用者に発信機を確実に所持させる方法や、それに代わる支援方法を検討し、家族の安心と地域の見守り支援の強化を図ります。
- ・探索機器のリストアップ化や有効な活用方法を検証し、事業内容の見直しを検討します。
- ・牧之原市高齢者等見守りネットワーク事業所と認知症高齢者の見守りや行方不明時の捜索ネットワーク体制を構築していきます。

3) 介護者元気回復事業（在宅介護者リフレッシュ旅行）

【事業概要】

日帰り旅行への参加を通じて在宅介護者同士が交流することで、介護者が日頃の介護疲れを癒し、悩み事の解消や心身のリフレッシュができるよう支援しています。

【現状と課題】

- ・参加者募集は、市広報紙や地域包括支援センター発行機関紙「ええあんばい」への掲載および介護支援専門員からの案内により在宅介護者へ広報しています。
- ・参加希望者が確実に参加できるように、年間事業計画を示し、日程に合わせたサービス調整をするなど、担当介護支援専門員と連携のうえ実施しています。
- ・介護者の年齢や身体状況に配慮して、行先やスケジュールを企画していく必要があります。

【実施状況および事業量の見込み】

		実績値		見込み値	計画値		
		平成 30年度 (2018年)	令和 元年度 (2019年)	令和 2年度 (2020年)	令和 3年度 (2021年)	令和 4年度 (2022年)	令和 5年度 (2023年)
実施回数 (回)	計画値	2	2	2	2	2	2
	実績値	2	2	2			
1回の利用者数 (人)	計画値	20	20	20	20	20	20
	実績値	11	13	13			
参加延人数 (人)	計画値	40	40	40	40	40	40
	実績値	21	25	25			

【実施方針】

- ・事業の日程や内容などについて介護者のニーズを把握し、介護支援専門員と連携することで、介護者が参加しやすい環境づくりを行います。
- ・高齢者や体が不自由な介護者でも、参加しやすい行程や内容を企画していきます。
- ・参加者同士の仲間づくりを進めるとともに、介護者の抱えている悩みごとを担当介護支援専門員につなぐなどの支援に努めます。
- ・地域包括支援センターの負担軽減を目的に、市内介護サービス事業所への委託先変更ができるよう事業を推進します。

4) 高齢者介護用品支給事業（おむつ等支給事業）

【事業概要】

要介護4または5と認定された高齢者を在宅で介護している低所得世帯の経済的負担の軽減を図り、要介護者の在宅生活を維持するため、紙おむつ等の介護用品の支給を行っています。

【現状と課題】

- ・介護保険ガイドブックおよび認定決定通知に事業概要パンフレットを同封する等により、サービスの周知を図るとともに、介護支援専門員や民生委員への情報提供や継続的な周知を実施しています。

【実施状況および事業量の見込み】

		実績値		見込み値	計画値		
		平成 30年度 (2018年)	令和 元年度 (2019年)	令和 2年度 (2020年)	令和 3年度 (2021年)	令和 4年度 (2022年)	令和 5年度 (2023年)
利用者数 (人)	計画値	17	17	17	30	30	30
	実績値	21	25	28			

【実施方針】

- ・対象者に情報が確実に届くよう、要介護認定結果通知に事業概要パンフレットを同封することを継続します。
- ・介護支援専門員、民生委員等に制度の周知を図ることで、事業を必要とされる方への適切な支援につなげます。

(3) その他事業

1) 成年後見制度利用支援事業

※ P.58 (4) 成年後見制度の活用促進

第1次 牧之原市成年後見制度利用促進基本計画

2) 介護相談員派遣事業

【事業概要】

介護相談員が介護サービス事業所を訪問し、利用者や職員から話を聞いたり、相談に応じることによって、利用者の疑問・不満および不安を解消するとともに、介護サービスの質の向上を図ることを目的としています。

相談員から報告を受けた市は、利用者の感謝の気持ちや疑問・不満点などを事業者に伝え、サービスの改善や良い取組の継続を支援します。

【現状と課題】

- ・近年は、相談員の増員が進まず、訪問回数を増やすことができていません。
- ・相談員から報告のあった内容を実地指導で直接確認するほか、集団指導で他の事業所と共有するなど、事業者指導につなげています。

【実施状況および事業量の見込み】

		実績値		見込み値	計画値		
		平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
相談員数 (人)	計画値	3	5	5	3	5	5
	実績値	3	3	2			
巡回事業所数 (事業所)	計画値	37	37	37	37	37	37
	実績値	34	34	2			

【実施方針】

- ・介護相談員の担い手を養成し、介護現場の現状や利用者のニーズを把握する機会を確保します。
- ・相談員の活動結果を引き続き事業者指導に活用します。

3) 住宅改修支援事業

【事業概要】

高齢者の自立生活の維持・向上や介護負担の軽減等を目的とした住宅改修を効果的に活用するため、相談・情報提供を行います。

また、介護支援専門員等が行う住宅改修支援事業に係る業務のうち、介護報酬で対応できない費用を補助することにより、円滑なサービス利用の促進を図ります。

【実施方針】

- ・介護保険ガイドブックなどを活用し、市民や事業者に制度の周知を図ります。
- ・居宅介護支援等の提供を受けていない要介護者または要支援者に対し、介護支援専門員等が「住宅改修が必要な理由書」を作成した場合に、その作成経費を補助します。

4) 認知症サポーター等養成事業

- ※ P.134 (4) 認知症施策の推進 1) 認知症の普及啓発・本人発信支援 ①認知症サポーター・キャラバンメイト養成

第6節 保健福祉事業

1 介護サービスを支える人材の確保・資質の向上と業務の効率化

(1) アクティブシニア活躍支援事業

【事業概要】

介護ニーズに対応した質の高いサービスを安定的に供給するため、介護人材の裾野を広げ、元気な高齢者が介護の周辺業務を担うことよって、高齢者の社会参加を促進するとともに、介護現場において専門職が専門性の高い業務に集中できる環境整備を支援します。

【現状と課題】

- ・経済情勢の変化による他職種への転職のほか、若い世代の入職者が少ない状況から介護人材が不足し、規模縮小や閉鎖する介護サービス事業所があり、人材確保対策が急務となっています。
- ・訪問介護員の高齢化により、将来も含めたスタッフ数の減少が懸念されている一方で、独居、高齢者世帯の増加に伴い、生活支援サービスの増加が見込まれています。
- ・国のアンケートでは、低賃金、休暇取得の困難、責任の重さが介護職員の負担となっている状況があります。

【事業量の見込み】

	実績値		見込み値		計画値					
	令和元年度 (2019年)		令和2年度 (2020年)		令和3年度 (2021年)		令和4年度 (2022年)		令和5年度 (2023年)	
	受講者数	就労者数	受講者数	就労者数	受講者数	就労者数	受講者数	就労者数	受講者数	就労者数
入門的研修(人)	24	18	13	4	20	10	20	10	20	10
生活援助従事者研修(人)	10	2					12	6		
計(人)	34	20	13	4	20	10	32	16	20	10

※ 入門的研修：介護未経験者向けの基本的な知識やスキルを身につけるための研修。
生活援助従事者研修：訪問介護の生活援助サービスの提供者を育成するための研修。

	見込み値	計画値		
	令和 2年度 (2020年)	令和 3年度 (2021年)	令和 4年度 (2022年)	令和 5年度 (2023年)
介護保険人材確保の 施策化および運用実 績	・ 入門的研修 1回	・ 入門的研修 1回	・ 入門的研修 1回 ・ 生活援助 従事者研修 1回	・ 入門的研修 1回

※ 入門的研修：介護未経験者向けの基本的な知識やスキルを身につけるための研修。
生活援助従事者研修：訪問介護の生活援助サービスの提供者を育成するための研修。

【実施方針】

- ・ 介護人材の裾野を広げるべく、人材の発掘および介護現場の機能分化に係る支援等を行っていきます。
- ・ 介護現場が人手を求める時間帯や仕事の内容等を明確化し、ターゲットの絞込み等の改善をしつつ人材の発掘を継続します。

(2) 負担軽減・生産性向上および外国人人材の定着の取組

【事業概要】

業務の効率化を図るため、国が示す方針に基づき、申請様式・添付書類や手続きを簡素化し、介護事業者の文書に関する負担を軽減するほか、ICT等の活用促進を支援します。

また、外国人人材の定着を図るための生活支援に努めます。

【実施方針】

- ・ 介護ロボットやICTなど活用できる補助メニューを事業者へ情報提供し、活用の推進を図ります。
- ・ 事業所が申請時に提出する関連文書の標準化や添付資料の簡素化、必要最低限の押印や原本証明の見直しに取り組みます。
- ・ また、申請様式のホームページからのダウンロードを可能にし、事業所の利便性向上を図ります。
- ・ 実地指導に係る提出書類の簡素化およびICTの活用等を進めます。
- ・ 各書類の提出方法（持参・郵送等）の見直しによる簡素化を行います。
- ・ 外国人人材の導入にあたり、ホームページやごみカレンダーの多言語化など生活に関連する部局と連携し、住民として安心した生活を送れるよう支援に努めます。

(3) 次世代への介護職場の魅力発信

【事業概要】

将来的な介護の担い手を確保するため、学校教育と連携し、学生に対する介護職場の正しい理解の促進と魅力の発信に繋がる取組を行います。

【現状と課題】

- ・学校での福祉教育では、介護よりも障がい福祉やバリアフリーに関する学びが主になっています。
- ・学校教育現場において、介護施設等での職業体験も実施されていますが、過去に受入れ実績のある施設などから実習先が選ばれており、体験先が偏っているのが現状です。
- ・介護職の魅力をより学生に伝えられる取組となるよう教育委員会や各学校に対し、学生の受入れ可能な施設や介護に係る最新情報等の積極的な情報提供や提案を行う必要があります。

【事業量の見込み】

	見込み値	計画値		
	令和 2年度 (2020年)	令和 3年度 (2021年)	令和 4年度 (2022年)	令和 5年度 (2023年)
積極的な情報提供や 提案実績	・校長会での情報提供 1回	・校長会での情報提供 1回	・校長会での情報提供 1回 ・学校を回っての情報提供 1校	・校長会での情報提供 1回 ・学校を回っての情報提供 2校

【実施方針】

- ・教育現場に対し、総合学習や道徳学習で活用できるテーマを提案します。
- ・職場体験の受入れ可能な介護事業所の情報を収集し、提供します。

2 短時間リハビリテーション支援事業

【事業概要と実施方針】

要支援者等が要介護状態となることを予防する重度化防止のため、リハビリテーション専門職の活用により、身体的機能や生活機能の回復・維持を行う事業を今期中に実施します。

第5章

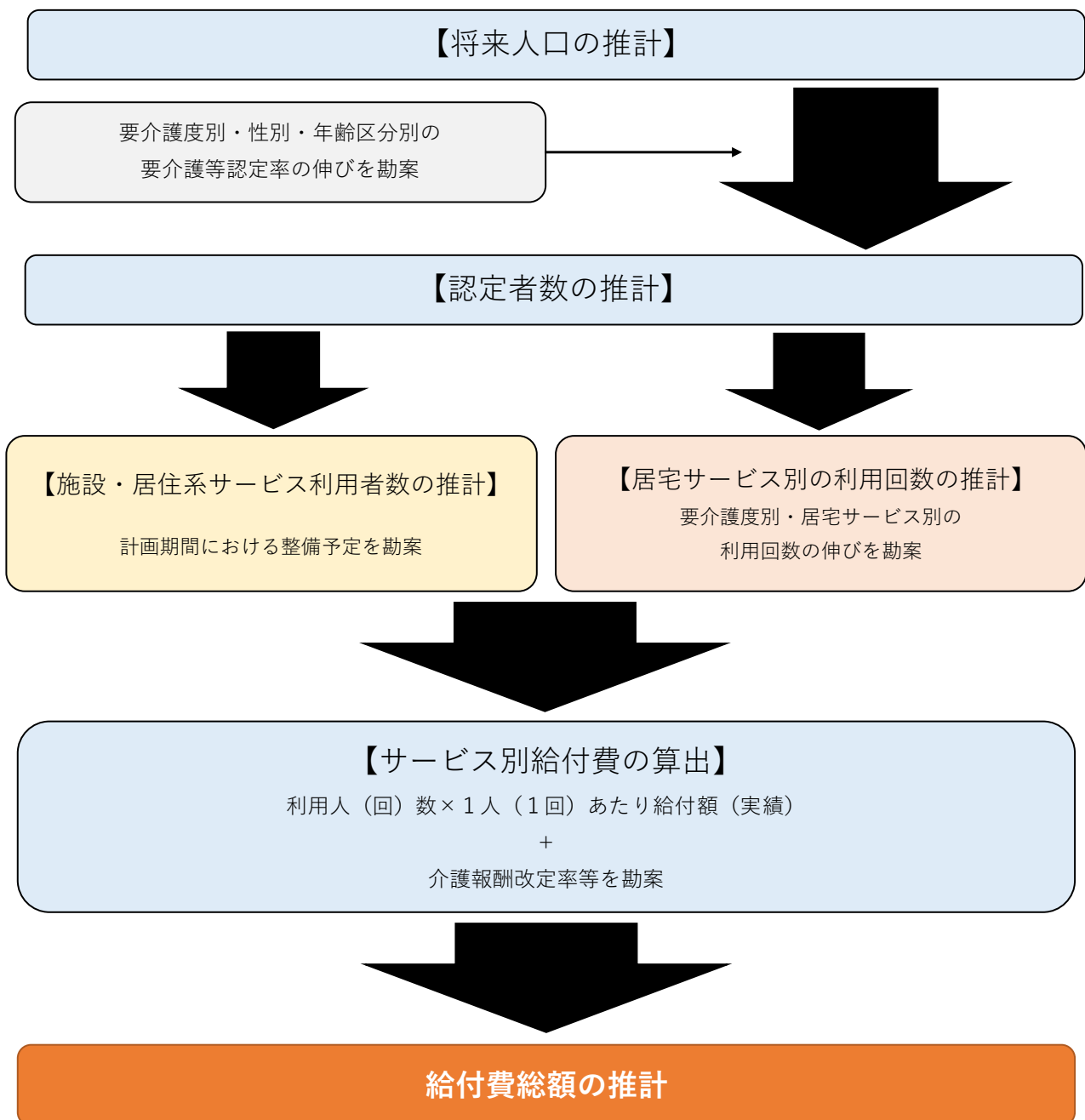
介護保険サービス等給付費の見込みと 介護保険料の算定

第5章 介護保険サービス等給付費の見込みと介護保険料の算定

第1節 介護保険料の概要

1 介護給付費の推計

介護給付費は、下図の流れで見込みます。まず、「将来人口の推計値」に、実績の伸びを勘案して見込んだ「要介護等認定率」を乗じて「認定者数」を見込みます。認定者のうち、「施設・居住系サービス利用人数」を見込むとともに、「居宅サービス別の利用回（人）数」を見込みます。施設・居住系サービス、居宅サービス別の利用人（回）数に「1人（1回）あたり給付額（実績）」を乗じ、給付費総額を推計します。



※ 給付費とは、利用したサービス費用から自己負担額を除いた額のことをいいます。

2 介護保険制度の財源

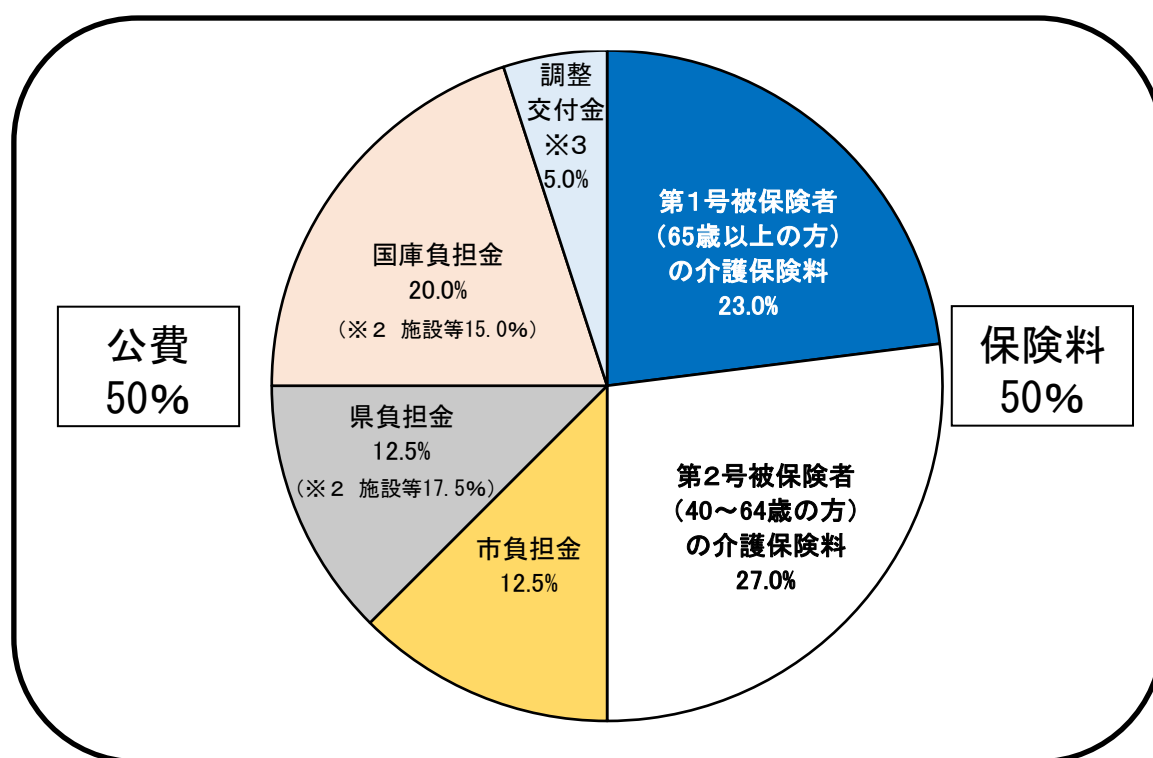
(1) 介護保険サービス事業費の財源

介護保険制度は、老後の介護問題を社会全体で支えていく仕組みです。その財源は、国、県、市による公費負担と、第1号被保険者、第2号被保険者が納める介護保険料によって賄われています。

第1号被保険者の保険料は、3年間を通じ財源の均衡が図られるよう設定しており、初年度の黒字額を介護給付費準備基金として積み立てて、次年度以降に備えることができます。

また、急激な給付費の増加には、積み立てられた介護給付費準備基金から取り崩して対応するほか、通常の実力を行っても生じる財源不足には、県が設定する財政安定化基金からの貸し付けを受けることができます。

【標準給付費（※1）の財源構成】



※1 標準給付費は、総給付費（介護給付費と予防給付費）に特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額及び算定対象審査支払手数料を加えたものです。

※2 施設等（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院及び特定施設）の給付費に係る国庫負担金と県負担金の負担割合は、それぞれ15%と17.5%になります。

※3 国の調整交付金は、標準給付費見込額の5%を基準に各市町村の高齢者の所得水準及び後期高齢者割合（75歳以上）によって調整されて交付されます。

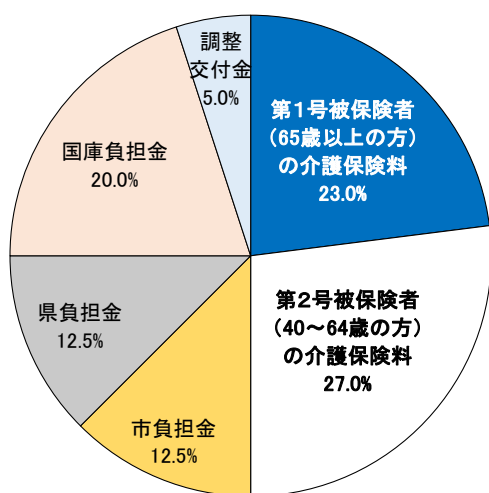
(2) 地域支援事業費の財源

介護予防・日常生活支援総合事業の財源構成は、標準給付費と同じで、包括的支援事業・任意事業は、公費と第1号被保険者で負担することになっています。

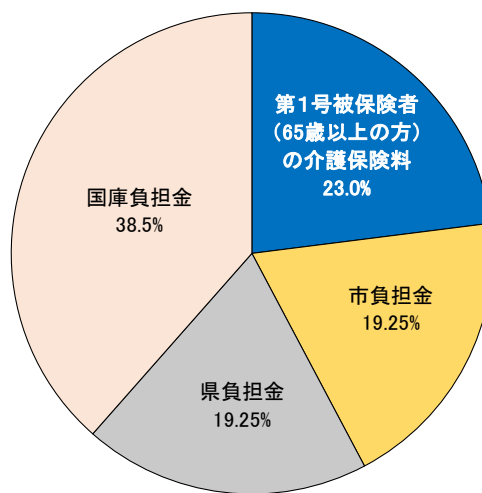
ただし、これらの事業には上限額があり、上限額を超えた事業費は第1号被保険者の保険料で賄うことになるため、次の(3)保健福祉事業費の財源構成と同じとなります。

【地域支援事業費の財源構成】

介護予防・日常生活支援総合事業



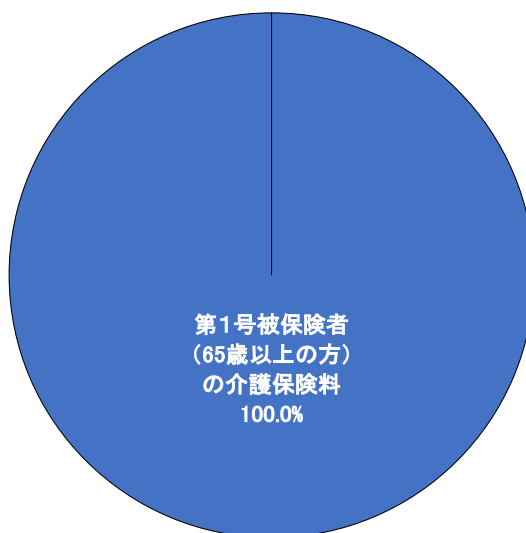
包括的支援事業・任意事業



(3) 保健福祉事業費の財源

保健福祉事業の費用は、全額を第1号被保険者で負担することになっていますが、平成30年度に創設された保険者機能強化推進交付金および介護保険保険者努力支援交付金(国庫補助金)を充当することが可能です。

【保健福祉事業費の財源構成】



第2節 介護保険サービス等の給付費の見込み

給付費とは、自己負担額を除き、サービス事業所に支払われる費用のことです。

1 介護給付費の見込み

(1) 居宅サービスの推計

単位：千円

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
①訪問介護	153,523	157,004	159,169
②訪問入浴介護	40,490	41,530	42,690
③訪問看護	75,222	77,451	78,266
④訪問リハビリテーション	1,219	1,220	1,220
⑤居宅療養管理指導	8,394	8,592	8,683
⑥通所介護	537,205	545,676	555,708
⑦通所リハビリテーション	85,275	86,729	88,600
⑧短期入所生活介護	126,594	129,531	132,037
⑨短期入所療養介護（老健）	18,989	20,384	20,731
⑩短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
⑪短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0
⑫福祉用具貸与	99,713	102,028	103,084
⑬特定福祉用具販売	2,927	2,927	3,224
⑭住宅改修費	7,871	7,871	7,871
⑮特定施設入居者生活介護	164,613	164,705	164,705
⑯居宅介護支援	141,060	143,819	145,357
小計（①～⑯）	1,463,095	1,489,467	1,511,345

(2) 地域密着型サービスの推計

単位：千円

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
②夜間対応型訪問介護	0	0	0
③地域密着型通所介護	109,300	113,008	115,201
④認知症対応型通所介護	117,900	120,267	121,004
⑤小規模多機能型居宅介護	55,121	55,151	55,151
⑥認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	291,537	291,699	291,699
⑦地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
⑧地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	202,839	202,952	202,952
⑨看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
小計 (①～⑨)	776,697	783,077	786,007

(3) 施設サービスの推計

単位：千円

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
①介護老人福祉施設 (特養)	1,013,324	1,013,886	1,013,886
②介護老人保健施設 (老健)	451,179	461,513	474,493
③介護医療院	20,271	20,282	20,282
④介護療養型医療施設	0	0	0
小計 (①～④)	1,484,774	1,495,681	1,508,661

(4) 介護給付費の推計

単位：千円

(a)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
合計 (1) + (2) + (3)	3,724,566	3,768,225	3,806,013

2 介護予防給付費の見込み

(1) 介護予防サービスの推計

単位：千円

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
①介護予防訪問入浴介護	389	389	389
②介護予防訪問看護	9,114	9,551	9,551
③介護予防訪問リハビリテーション	2,364	2,838	2,838
④介護予防居宅療養管理指導	1,640	1,737	1,737
⑤介護予防通所リハビリテーション	25,637	26,666	27,443
⑥介護予防短期入所生活介護	2,485	2,487	2,487
⑦介護予防短期入所療養介護 (老健)	568	568	568
⑧介護予防短期入所療養介護 (病院等)	0	0	0
⑨介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	0	0	0
⑩介護予防福祉用具貸与	19,431	20,023	20,675
⑪特定介護予防福祉用具販売	2,752	2,752	2,752
⑫介護予防住宅改修費	6,932	6,932	6,932
⑬介護予防特定施設入居者生活介護	10,803	10,809	10,809
⑭介護予防支援	15,937	16,055	16,219
小計 (①～⑭)	98,052	100,807	102,400

(2) 地域密着型介護予防サービスの推計

単位：千円

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
①介護予防認知症対応型通所介護	1,506	1,517	1,527
②介護予防小規模多機能型居宅介護	7,759	7,764	7,764
③介護予防認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	7,315	7,319	7,319
小計 (①～③)	16,580	16,600	16,610

(3) 介護予防給付費の推計

単位：千円

(b)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
合計 (1) + (2)	114,632	117,407	119,010

3 地域支援事業費の見込み

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推計

単位：千円

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
①訪問型サービス	26,998	27,167	27,192
ア 訪問介護相当サービス	18,546	18,580	18,596
イ 訪問型サービスA	7,497	7,621	7,621
ウ 訪問型サービスB	0	0	0
エ 訪問型サービスC	955	966	975
オ 訪問型サービスD	0	0	0
カ 訪問型サービス(その他)	0	0	0
②通所型サービス	71,780	72,593	72,785
ア 通所介護相当サービス	0	0	0
イ 通所型サービスA	68,645	69,423	69,586
ウ 通所型サービスB	0	0	0
エ 通所型サービスC	3,135	3,170	3,199
オ 通所型サービス(その他)	0	0	0
③その他のサービス	0	0	0
ア 栄養改善や見守りを目的とした配食	0	0	0
イ 定期的な安否確認、緊急時の対応、住民ボランティア等の見守り	0	0	0
ウ その他、訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等	0	0	0
④介護予防ケアマネジメント	10,919	11,026	11,109
⑤介護予防・生活支援サービス事業(①+②+③+④)	109,697	110,786	111,086
⑥介護予防把握事業	4,920	4,957	4,988
⑦介護予防普及啓発事業	19,648	19,827	19,951
⑧地域介護予防活動支援事業	1,406	1,425	1,434
⑨一般介護予防事業評価事業	0	0	0
⑩地域リハビリテーション活動支援事業	1,689	1,710	1,720
⑪一般介護予防事業(⑥+⑦+⑧+⑨+⑩)	27,663	27,919	28,093
⑫上記以外の介護予防・日常生活総合事業	559	559	559
小計(⑤+⑪+⑫)	137,919	139,264	139,738

(2) 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業の推計 単位：千円

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
①包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営)	87,016	87,786	88,335
②任意事業	6,427	6,495	6,536
小計 (①+②)	93,443	94,281	94,871
(保健福祉事業相当 再掲)	15,824	16,143	16,206

(3) 包括的支援事業（社会保障充実分）の推計 単位：千円

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
①在宅医療・介護連携推進事業	3,798	3,846	3,870
②生活支援体制整備事業	16,879	17,035	17,142
③認知症施策推進事業	1,521	1,553	1,563
ア 認知症初期集中支援推進事業	684	698	703
イ 認知症地域支援・ケア向上事業	837	855	860
ウ 認知症サポーター活動促進・ 地域づくり推進事業	0	0	0
④地域ケア会議推進事業	616	627	631
小計 (①~④)	22,814	23,061	23,206

(4) 地域支援事業費の推計 単位：千円

(c)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
合計 (1) + (2) + (3)	254,176	256,606	257,815
(保健福祉事業相当 再掲)	15,824	16,143	16,206

4 保健福祉事業費の見込み

単位：千円

(d)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
①介護サービスを支える人材の確保・資質の向上と事務の効率化	3,356	4,400	3,500
②短時間リハビリテーション支援事業	2,400	2,500	2,500
合計 (①+②)	5,756	6,900	6,000

5 総事業費の見込み

単位：千円

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
①標準給付費見込額	4,091,570	4,125,209	4,164,817
総給付費 (a) + (b)	3,839,198	3,885,632	3,925,023
介護給付費 (a)	3,724,566	3,768,225	3,806,013
介護予防給付費 (b)	114,632	117,407	119,010
特定入所者介護サービス費等給付額	161,063	150,527	150,673
高額介護サービス費等給付額	76,917	76,642	76,711
高額医療合算介護サービス費等給付額	12,000	10,000	10,000
算定対象審査支払手数料	2,392	2,408	2,410
②地域支援事業費 (c)	254,176	256,606	257,815
※保健福祉事業費相当 (再掲)	15,824	16,143	16,206
③保健福祉事業費 (d)	5,756	6,900	6,000
総事業費見込額 (①+②+③)	4,351,502	4,388,715	4,428,632

※ 保健福祉事業費相当とは、財源を第1号被保険者保険料で賄う保健福祉事業費に相当する費用のことです。

6 第1号被保険者の保険料の算定及び所得段階別の保険料

(1) 3か年度事業費総額の推計に基づく第1号被保険者保険料の算定

項目	金額
①標準給付費見込額	12,381,596,000円
②地域支援事業費合計 ア(うち、地域支援事業費) イ(うち、保健福祉事業費相当)	768,597,000円 (720,424,000円) (48,173,000円)
③保健福祉事業費	18,656,000円
④第1号被保険者負担分 ((①+ア) × 23% + イ + ③)	3,080,293,600円
⑤調整交付金相当額	639,925,875円
⑥調整交付金見込額	584,997,000円
⑦保険者機能強化推進交付金等の見込額	50,000,000円
⑧介護給付費準備基金残高(見込額)	527,500,000円
⑨介護給付費準備基金取り崩し額	47,500,000円
⑩財政安定化基金(拠出金見込額+償還金)	0円
⑪保険料収納必要額(④+⑤-⑥-⑦-⑨+⑩)	3,037,722,475円
⑫保険料収納率	99.00%
⑬所得段階別加入割合補正後被保険者数	44,863人
⑭保険料基準額/年額(⑪÷⑫÷⑬)	68,395円
⑮保険料基準額/月額(⑭÷12か月(小数点以下繰上))	5,700円

(2) 第1号被保険者の所得段階別の保険料（第8期）

第1号被保険者に対する保険料は、負担能力をきめ細かく反映した保険料設定（12段階）を第6期事業計画から取り入れています。第8期計画においても継続するとともに、第1段階から第3段階の保険料を公費により軽減し、低所得者に配慮した応能負担を推進します。

段 階	基準額に対する割合	年 額 [月額相当額]	対象者
第1段階	0.30 (軽減前0.50)	20,520円 [1,710円]	生活保護を受給している人、老齢福祉年金を受けている人、または世帯全員が市民税非課税で本人の前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人
第2段階	0.50 (軽減前0.75)	34,200円 [2,850円]	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下の人
第3段階	0.70 (軽減前0.75)	47,880円 [3,990円]	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人
第4段階	0.90	61,560円 [5,130円]	本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者があり、前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人
第5段階 (基準額)	1.00	68,400円 [5,700円]	本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者があり、前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人
第6段階	1.20	82,080円 [6,840円]	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人
第7段階	1.30	88,920円 [7,410円]	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人
第8段階	1.50	102,600円 [8,550円]	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人
第9段階	1.70	116,280円 [9,690円]	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の人
第10段階	1.80	123,120円 [10,260円]	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人
第11段階	1.90	129,960円 [10,830円]	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人
第12段階	2.00	136,800円 [11,400円]	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上の人

- ※ 第1段階から第3段階の保険料（年額及び月額相当額）は、公費による軽減後を記載しています。
- ※ 国基準に基づき、第7段階と第8段階、第8段階と第9段階を区分する所得金額を改正しました。
- ※ 保険料賦課決定の際、年額で100円未満の端数金額が生じた場合、端数金額は切り捨てられます。

